

都市再生推進事業制度要綱

第1編 総則

第1条 目的

この要綱は、わが国の都市の構造と環境を経済社会の変化に対応し、豊かな都市生活や経済活動を実現できるものへと再構築するため、国が地方公共団体等に対し必要な助成を行う制度を確立し、健全で活力ある市街地の整備を通じて都市の再生を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

第1条の2 定義

1 都市再生推進事業

「都市再生推進事業」とは、この要綱で定めるところに従って行われる次に掲げる事業をいう。

- 一 都市再生総合整備事業
- 二 都市再生区画整理事業
- 三 削除
- 四 削除
- 五 削除
- 六 削除
- 七 削除
- 八 まち再生総合支援事業
- 九 削除
- 十 国際競争拠点都市整備事業
- 十一 削除
- 十二 まちなかウォークブル推進事業
- 十三 グリーンインフラ活用型都市構築支援事業
- 十四 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業
- 十五 地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業

2 都市再生総合整備事業

前第1項第一号にいう「都市再生総合整備事業」とは、都市構造の再編により都市の再生・再構築を戦略的に進めるため、本要綱第2編において定めるところに従って行われる次に掲げる事業をいう。

一 都市再生総合整備事業（総合整備型）

都市の再生・再構築を推進するため、本要綱第2編第1章において定めるところに従って行われる調査、整備計画の策定、都市基盤施設等の整備並びに面的整備及び拠点形成の促進等に関する事業並びにこれらに付帯する事業

二 都市再生総合整備事業（拠点整備型）

機能的で魅力ある都市拠点の形成を通じて都市の活力を高め、もって都市の再生・再構築に資するため、本要綱第2編第2章において定めるところに従い、基幹的な事業の実施にあわせ、地区計画等を活用して行われる事業又は調査で、次に掲げるもの

イ 都市拠点形成支援施設整備事業

ロ 都市拠点形成支援基盤整備促進事業

ハ 都市拠点形成特定事業調査

三 都市再生コーディネート等推進事業

都市再生分野における新たな事業機会を創出し、地方公共団体・民間事業者等の潜在力を最大限に引き出すため、都市再生に民間事業者を誘導するための条件整備として、本要綱第2編第3章において定めるところに従って実施される事業で、次に掲げるもの。

イ 都市再生コーディネート

低未利用地の有効利用の促進及び都市再生に民間事業者を誘導するための条件整備として行う既成市街地の整備改善のため、土地区画整理事業や防災公園街区整備事業等の手法により低未利用地の有効利用や都市の防災性の向上を図るべき地区等（低未利用地の有効利用の促進のため、防災公園街区の整備に関連するもの以外については、平成18年度までに土地を取得した地区に限る。）について、市街地の将来像を明らかにしつつ、計画策定、事業化へ向けてのコーディネート、及び事業完了後のまちづくり活動支援等を行うもの。また、立地適正化計画制度によるコンパクトなまちづくりの推進に向けた都市機能誘導の促進のため、本要綱第2編第3章第4条の3第2項第八号に規定する区域を含む地区において、都市機能の立地に至るまで（都市再生機構による土地の取得・一時保有等の事業が行われる場合を含む。）のコーディネート等を行うもの。

ロ 削除

ハ 削除

四 都市基盤整備推進公共用財産特定事業

市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため、本要綱第2編第4章において定めるところに従って実施される事業で、都市計画区域内において都市基盤整備事業に先行して法定外公共用財産の境界確定事業を行う地方公共団体に対して国が必要な助成を行うもの

五 削除

3 都市再生区画整理事業

前第1項第二号にいう「都市再生区画整理事業」とは、防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生、街区規模が小さく敷地が細分化されている既成市街地における街区再編・整備による都市機能更新、低未利用地等が散在する既成市街地における低未利用地等の集約化による誘導施設の整備並びに被災した市街地の復興等を推進するため、本要綱第3編において定めるところに従って行われる次に掲げる事業をいう。

一 都市再生事業計画案作成事業

- 二 都市再生土地区画整理事業
- 三 被災市街地復興土地区画整理事業
- 四 緊急防災空地整備事業
- 五 都市再生区画整理統合補助事業
- 4 削除
- 5 削除
- 6 削除
- 7 削除
- 8 まち再生総合支援事業

前第1項第七号にいう「まち再生総合支援事業」とは、民間事業者の能力を活用し都市再生を全国的に推進するため、本要綱第8編において定めるところに従って行われる次に掲げる事業をいう。

一 まち再生出資事業

本要綱第8編第1章において定めるところに従って実施される事業で、次に掲げるもの

イ 民間事業者による都市再生整備事業（都市再生特別措置法第63条に規定する都市再生整備事業をいう。）を推進するため、認定整備事業者（同法第65条に規定する認定整備事業者をいう。）の認定整備事業（同法第67条に規定する認定整備事業をいう。）の施行に要する費用の一部（公共施設等並びに同法第71条第1項第一号の政令で定める公益的施設（民間事業者間の交流又は連携の拠点となる集会施設（インキュベーション施設））、緑地等管理効率化設備及び再生可能エネルギー発電設備等の整備に要する費用の額の範囲内に限る。第12条の3第1項第一号において「都市再生整備事業に係る費用の一部」という。）について同法第71条第1項第一号イからホまでに掲げる方法により支援を行う民間都市開発推進機構に対し、まち再生基金の造成につき国が必要な助成を行うもの

ロ 民間事業者による誘導施設等整備事業（都市再生特別措置法第95条に規定する誘導施設等整備事業をいう。）を推進するため、認定誘導事業者（同法第97条に規定する認定誘導事業者をいう。）の認定誘導事業（同法第99条に規定する認定誘導事業をいう。）の施行に要する費用の一部（公共施設等及び同法第103条第1項第一号の政令で定める公益的施設の整備に要する費用の額の範囲内に限る。第12条の3第1項第二号において「誘導施設等整備事業に係る費用の一部」という。）について同法第103条第1項第一号イからホまでに掲げる方法により支援を行う民間都市開発推進機構に対し、まち再生基金の造成につき国が必要な助成を行うもの

ハ 民間事業者による拠点施設整備事業（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）第7条に規定する拠点施設整備事業をいう。）を推進するため、認定事業者（同法第9条に規定する認定事業者をいう。）の認定事業（同法第11条に規定する認定事業をいう。ただし、同法第2条第2項第四号に掲げる拠点施設に係るものを除く。）の施行に要する費用の一部（公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他建築物の利用者、都市の居住者及び滞在者その他の関係者の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額の範囲内に限る。第

12 条の 3 第 1 項第三号において「拠点施設整備事業に係る費用の一部」という。)について同法第 15 条第 1 項第一号イからホまでに掲げる方法により支援を行う民間都市開発推進機構に対し、まち再生基金の造成につき国が必要な助成を行うもの

二 削除

三 まちづくりファンド支援事業

地域の資金等を活用し、当該地域内の一定の区域の価値向上又は職住の近接・一体等ニューノーマルに対応した柔軟な働き方と暮らしやすさの実現若しくは脱炭素社会の実現に資する民間事業者によるリノベーションその他のまちづくり事業（以下「民間まちづくり事業」という。）を支援するため、本要綱第 8 編第 3 章において定めるところに従って実施される民間まちづくり事業を実施する者への出資若しくは助成又は当該事業を実施する者が発行する社債の取得を行うまちづくりファンドに対して出資又は資金拠出による支援を行う民間都市開発推進機構に対し、国が必要な助成を行うもの

四 民間都市開発事業支援事業

都市再生支援事業及び都市再生整備支援事業の円滑な実施を図るため、本要綱第 8 編第 4 章において定めるところに従って実施される事業で、都市再生特別措置法第 29 条第 1 項第一号イ及びロに掲げる方法並びに第 71 条第 1 項第一号イ及びロに掲げる方法（出資に係る部分を除く。）による支援（以下「メザニン支援事業」という。）を行う民間都市開発推進機構に対し、メザニン支援事業の実施のための資本の確保につき国が必要な助成を行うもの

9 削除

10 削除

11 削除

12 国際競争拠点都市整備事業

第 1 項第十号にいう「国際競争拠点都市整備事業」とは、都市の国際競争力強化を図るため、本要綱第 11 編において定めるところに従って行われる次に掲げる事業をいう。

一 国際競争拠点都市整備事業（公共公益施設整備型）

本要綱第 11 編第 1 章において定めるところに従って、都市再生特別措置法第 2 条第 5 項の規定に基づき政令により定められる特定都市再生緊急整備地域において実施される、都市の国際競争力強化につながる都市開発事業に関連して必要となる公共公益施設の整備等の事業をいう。

二 国際競争流通業務拠点整備事業

本要綱第 11 編第 2 章において定めるところに従って、都市再生特別措置法第 2 条第 5 項の規定に基づき政令により定められる特定都市再生緊急整備地域を核とする大都市圏における国際港湾周辺等の国際物流の結節地域において実施される、次に掲げる調査又は事業をいう。

イ 促進計画策定調査

本要綱第 11 編第 2 章第 24 条の国際競争流通業務地域再生促進計画の策定及びそのために必要となる調査

ロ 事業計画策定調査

本要綱第 11 編第 2 章第 25 条の国際競争流通業務拠点整備事業計画の策定及びそのために必要となる調査

ハ 拠点整備事業

本要綱第 11 編第 2 章第 25 条の国際競争流通業務拠点整備事業計画に位置付けられる国際競争力の強化、防災機能の向上及び都市環境の改善に資する流通業務拠点の整備に関する事業

ニ 調査・評価等事業

流通業務拠点の整備・再整備に関する調査・評価等を実施する事業

ホ 事務事業

事業計画策定調査及び拠点整備事業に必要な費用の交付に関する事務事業

三 国際競争業務継続拠点整備事業

本要綱第 11 編第 3 章において定めるところに従って、都市再生特別措置法第 2 条第 5 項の規定に基づき政令により定められる特定都市再生緊急整備地域において実施される、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保に向けた帰宅困難者対策や業務継続機能・行政機能等の継続の確保を図るために必要なエネルギー導管等の整備等の事業をいう。

1 3 削除

1 4 まちなかウォークブル推進事業

第 1 項第十二号にいうまちなかウォークブル推進事業とは、滞在の快適性及び魅力の向上（以下「滞在の快適性等の向上」という。）のため、ウォークブル推進計画に基づき実施される、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日付け国官会第 2317 号）（以下「交付金交付要綱」という。）附属第Ⅱ編表 10－（1）に掲げる事業等を実施する事業をいう。

1 5 グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

第 1 項第十三号にいう「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業」とは、官民連携・分野横断により、グリーンインフラを活用した都市型水害対策や都市の生産性・快適性向上等の多様な社会的課題の解決を図ることを目的とした、本要綱第 14 編において定めるところに従って行われる民間建築物の緑化等を行う事業をいう。

1 6 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業

第 1 項第十四号にいう「都市空間情報デジタル基盤構築支援事業」とは、3D 都市モデルを活用した都市インフラの整備・管理の高度化や都市サービス創出等を通じて社会的課題の解決や新たな価値創出を図ることを目的とした、本要綱第 15 編において定めるところに従って行われる 3D 都市モデルの整備・活用・オープンデータ化等を行う事業をいう。

1 7 地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業

第 1 項第十五号にいう「地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業」とは、地方都市の持続可能な発展に向けて、移住・二地域居住（以下「移住等」という。）の推進、地方への定住促進を図ることを目的とした、本要綱第 16 編において定めるところに従って行われる公共公益施設を活用した施設の整備やソフト事業に対して支援を行う事業をいう。

1 8 その他

前各項のほか、本要綱における用語の定義は、本要綱第2編から第16編に定めるところ及び次の各号に定めるところによる。

- 一 「指定都市」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する都市をいう。
- 二 「特別区」とは、地方自治法第281条第1項に規定する特別区をいう。
- 三 「中核市」とは、地方自治法第252条の22第1項に規定する中核市をいう。
- 四 「特例市」とは、地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）による改正前の地方自治法第252条の26の3第1項に規定する特例市であった市をいう。
- 五 「三大都市圏の既成市街地等」とは、首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第3項に規定する既成市街地、近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第3項に規定する既成都市区域又は名古屋市の区域（これらに接続して既に市街地を形成している区域内の土地を含む。）をいう。
- 六 「三大都市圏の既成市街地及び近郊整備地帯等」とは、首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地、同条第4項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域、同条第4項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）第2条第3項に規定する都市整備区域をいう。
- 七 「三大都市圏の近郊整備地帯等」とは、首都圏整備法第2条第4項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第2条第4項に規定する近郊整備区域、中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域、指定都市、県庁の存する市、中核市若しくは特例市に存する区域又はその隣接区域をいう。
- 八 「大規模地震発生の可能性の高い地域」とは、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項の規定により指定された地震防災対策強化地域、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項の規定により指定された南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第3条第1項の規定により指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又は地震予知連絡会が指定する観測強化地域若しくは特定観測地域をいう。

第1条の3 監督・責務等

- 1 国土交通大臣は、都市再生推進事業が実施される場合には、都道府県、市町村又は国が直接補助金を交付する場合の独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間都市開発推進機構、法律に基づく協議会（以下「協議会」という。）、若しくは景観まちづくり刷新協議会に対し、都道府県知事は市町村（指定都市を除く。）又は地方公共団体以外の施行者（国が直接補助をする場合の独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社を除く。）に対し、市町村長は、本要綱により当該市町村が補助するものに対し、この要綱の施行のために必要な限度において、本事業の適正な執行を確保するため、必要な措置を命じ、又は必要な勧告、助言若しくは援助を行うことができる。

- 2 第1項のほか、都道府県知事又は市町村は、本要綱第2編から第15編までの各編において別に定めるところに従って、必要な措置を講じるものとする。

第1条の4 運用

都市再生推進事業の運用については、この要綱に定めるところによるほか、別に定める都市再生推進事業費補助交付要綱及び関係局長の定めるところによる。

第2編 都市再生総合整備事業

第1章 都市再生総合整備事業（総合整備型）

第2条 都市・居住環境整備重点地域の指定

1 都市・居住環境整備重点地域

都市構造再編の観点から都市基盤施設の整備、面的整備及び拠点形成等の重点的な実施が必要不可欠な地域又は大都市地域等の居住立地構造の改善のために良好な住宅市街地の整備を行うべき地域として、国土交通大臣が指定する相当規模の地域をいう。

- 2 国土交通大臣は、一定の地域において、都市構造再編の観点から都市基盤施設の整備、面的整備及び拠点形成等の重点的な実施が必要不可欠であると認めるときは、当該地域を都市・居住環境整備重点地域（以下「重点地域」という。）として指定することができる。

- 3 国土交通大臣は、重点地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くものとする。

- 4 国土交通大臣は、前第2項の規定により重点地域を指定したときは、関係地方公共団体に速やかに通知するものとする。

- 5 前各項の規定は、重点地域の変更について準用する。

第2条の2 都市・居住環境整備基本計画の策定

- 1 地方公共団体は、重点地域全体について、当該地域の区域及び面積並びに当該地域の整備の基本的な方針等を定めた都市・居住環境整備基本計画（以下「基本計画」という。）を策定することができる。

- 2 地方公共団体は、第1項の規定により基本計画を策定するに当たっては、国と協議しなければならない。この場合において、当該地方公共団体が指定都市以外の市町村であるときは、当該協議は都道府県を経由して行うものとする。

- 3 前項のほか、基本計画を都道府県が策定する場合にあつては関係市町村の意見を聴き、市町村（指定都市を除く。）が策定する場合にあつては都道府県と協議しなければならない。

- 4 地方公共団体は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

- 5 特に戦略的に都市の再構築を進めることが必要な重点地域においては、地方公共団体は、国と共同して基本計画を策定することができる。この場合において、当該地方公共団体及び国は、当該地方公共団体以外の関係地方公共団体の意見を聴くものとする。

- 6 前各項の規定は、基本計画の変更について準用する。
- 7 都市再生特別措置法第2条第3項の規定に基づき政令により定められる都市再生緊急整備地域内において、重点地域を定める場合にあっては、同法第15条第1項に規定する地域整備方針の全部又は一部を当該重点地域の基本計画とみなすことができる。

第2条の3 特定地区の指定

- 1 都市・居住環境整備重点地域のうち、都市再生総合整備事業（総合整備型）を実施するため、この要綱に基づき都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）が定める地区を「特定地区」という。
- 2 特定地区は、重点地域のうち、特に一体的かつ総合的に都市の再構築を進めるべき相当規模の地区で、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。
 - 一 安全性、経済活力等の都市の基礎的な機能の低下が発生している地域であること
 - 二 都市基盤施設の整備及び面的整備等の実施によって都市機能の改善や拠点形成の促進が期待される地域であること
- 3 特定地区は、地方公共団体が、国土交通省と協議の上指定するものとする。この場合において、当該地方公共団体が指定都市以外の市町村であるときは、当該協議は都道府県を経由して行うものとする。
- 4 重点地域内の相当規模の一団の土地において都市の再構築に資する事業を実施しようとする者は、当該土地を含む区域について特定地区を指定すべきことを、地方公共団体に対し要請することができる。
- 5 前各項の各規定は、特定地区の変更について準用する。

第2条の4 コーディネートの実施

- 1 特定地区（特定地区の指定が見込まれる区域を含む。以下、本条において同じ。）における都市整備に係る事業の円滑な実施を図るため、当該地区の調査、整備計画の策定及び事業の実施に係る企画、立案、情報の提供、調整等（当該事業と密接に関連する重点地域内の広域基盤施設等に係るものを含む）を行うことを「コーディネート」という。
- 2 地方公共団体は、コーディネートを行うことができる。
- 3 地方公共団体以外の者で、次項以下の規定により選定された者又は要請を受けた者は、当該特定地区の全部又は一部の区域に係るコーディネートを行うことができる。
- 4 地方公共団体は、特定地区において都市の再構築に資する事業を実施し、又は企画しようとする者の中から、特定地区の全部又は一部の区域に係るコーディネートを行う者（以下「コーディネーター」という。）を、公募等の方法により、選定することができる。この場合において、当該地方公共団体は、コーディネートを行おうとする者に対し、当該区域の整備の方針（以下「整備方針」という。）の提出を求めるものとする。
- 5 整備方針には、次に掲げる各事項を定めるものとする。
 - 一 整備の目標
 - 二 整備の基本的な内容
 - 三 整備の実施時期
 - 四 コーディネートを行おうとする内容、取組方針及び事業実施体制

五 その他必要な事項

- 6 地方公共団体は、第4項の規定により基本計画に適合した整備方針を提出し、かつ、当該地区の整備を確実に実施することができると認められる者の中から、公正な方法により、コーディネーターを選定するものとする。
- 7 地方公共団体は、特定地区における土地利用及び都市基盤施設の現況等に照らして、公募等の方法によりコーディネーターを選定することが困難又は不適切であると認める場合には、独立行政法人都市再生機構（以下、この編において、「機構」という。）に対し、当該地区に係るコーディネートを行うことを要請することができる。

第2条の5 整備計画の策定

- 1 特定地区の整備計画は、基本計画に基づき、地方公共団体、機構又は第2条の4の規定により選定されたコーディネーターが単独で、又は共同して策定するものとする。
- 2 整備計画には、次に掲げる各事項を定めるものとする。
 - 一 特定地区の整備に関する方針
 - 二 特定地区の土地利用に関する事項
 - 三 特定地区における都市基盤施設の整備、面的整備、拠点形成等に関する事項
 - 四 特定地区の整備の主体及び時期に関する事項
 - 五 特定地区の整備の推進体制に関する事項
 - 六 その他必要な事項
- 3 整備計画を定めようとする者は、あらかじめ、当該整備計画に関係がある公共施設を管理することとなる者その他の関係機関と協議しなければならない。
- 4 整備計画を定めようとする者（地方公共団体又は機構以外の者に限る。）が単独で整備計画を定めるときは、当該特定地区を指定した地方公共団体の認定を受けるものとする。
- 5 前各項の規定は、整備計画の変更について準用する。

第2条の6 都市再生事業計画の策定

- 1 地方公共団体又は機構は、単独で、又は共同して整備計画を踏まえて、都市再生総合整備事業（総合整備型）について、次に掲げる事項を記載したおおむね10ヶ年の計画（以下「都市再生事業計画」という。）を策定することができる。なお、六については、都市再生総合整備事業（総合整備型）の補助対象となるコーディネート、都市基盤施設の整備、地域生活基盤施設、高質空間形成施設及び高次都市施設の整備並びに既存施設の除却又は移転とし、八については、関連事業の事業主体と調整の上、必要に応じて記載するものとする。
 - 一 特定地区の名称
 - 二 特定地区の面積
 - 三 計画期間
 - 四 特定地区の課題
 - 五 特定地区における整備方針
 - 六 都市再生総合整備事業（総合整備型）の補助対象事業

七 計画期間における補助対象事業の概算事業費

八 関連事業（都市の再構築を進めるため、都市再生総合整備事業（総合整備型）に併せて実施する都市再生総合整備事業（総合整備型）以外の事業をいう。）及びその事業主体

九 その他必要な事項

- 2 地方公共団体又は機構は、事業計画書の策定に当たっては、国土交通大臣の同意を得なければならない。この場合において、当該地方公共団体が指定都市以外の市町村であるときは、都道府県を経由して行うものとする。
- 3 地方公共団体又は機構は、都市再生事業計画において、第1項各号に掲げる事項のほか、都市再生総合整備事業（総合整備型）の全部又は一部について、補助対象となる事業の事業費内訳等を定めることができる。
- 4 前各項の規定は、都市再生事業計画の変更について準用する。
- 5 都市再生事業計画に事業費内訳等が定められていない場合の事業について、国土交通大臣が補助金の交付決定をした場合には、当該交付決定に係る事業費内訳等が、当該事業計画の事業費内訳等として定められ、国土交通大臣の同意を受けたものとみなす。

第2条の7 特定地区の整備

- 1 都市再生総合整備事業（総合整備型）を実施する地方公共団体、機構及び民間事業者等を「施行者」という。
- 2 施行者は、整備計画を踏まえて、特定地区における都市基盤施設の整備並びに面的整備及び拠点形成の促進等に関する事業並びにこれらに附随する事業を行うものとする。

第2条の8 地方公共団体等に対する国の補助

- 1 国は、予算の範囲内において、基本計画の策定に要する費用について、地方公共団体に対し、当該費用の2分の1以内を補助することができる。
- 2 国は、予算の範囲内において、整備計画の策定に要する費用について、地方公共団体又は機構に対し、コーディネートに要する費用について、地方公共団体に対し、当該費用の2分の1以内を補助することができる。
- 3 国は、予算の範囲内において、都市再生事業計画に基づき、重点地域内の都市構造の再編に必要な都市基盤施設として特定地区内において先行的に整備するもの又は特定地区内で構想される面的整備及び拠点形成等（以下「面的整備事業等」という。）の具体化を促進する公共施設で、次に掲げる各施設の整備に要する費用について、地方公共団体又は機構に対し、当該費用の2分の1以内を補助することができる。

一 道路

二 公園

三 下水道

四 鉄道駅周辺施設

五 バスターミナル

六 その他特定地区内の面的整備事業等の実施の促進のために必要不可欠な施設

- 4 国は、予算の範囲内において、都市再生事業計画に基づき、重点地域内の都市構造の

再編に資する都市拠点の整備等を進めるため、特定地区内において整備される施設のうち、第3項に掲げるもののほか、次に掲げる各施設の整備に要する費用について、地方公共団体又は機構に対し、当該費用の3分の1以内を補助することができる。

- 一 地域生活基盤施設
- 二 高質空間形成施設
- 三 高次都市施設

- 5 国は、予算の範囲内において、特定地区内における面的整備事業等の実施のために支障となる既存の施設を除却し、又は移転するために要する費用について、地方公共団体又は機構に対し、当該費用の2分の1以内を補助することができる。

第2条の9 地方公共団体の補助に対する国の補助

国は、地方公共団体が、地方公共団体又は機構以外の施行者に対して、整備計画の策定、コーディネート、第2条の8第4項に掲げる各施設の整備及び特定地区内における面的整備事業等を実施するに際して支障となる既存の施設を除却し、又は移転するために要する費用を補助する場合には、予算の範囲内において、当該補助に要する費用の2分の1以内、かつ、当該補助事業費の3分の1以内を当該地方公共団体に対して補助することができる。

第2条の10 責務・監督等

- 1 都道府県知事又は市町村長は、都市再生総合整備事業（総合整備型）が実施される場合には、その促進により重点地域の総合的かつ集中的整備が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 2 都道府県知事又は市町村長は、重点地域において、住宅市街地整備関係事業制度の特例措置の適用と重点的实施を行う大都市居住環境整備推進制度との積極的な連携により、重点地域の一体的整備が促進されるよう努めるものとする。
- 3 都道府県知事又は市町村長は、本事業の実施と併せて、都市計画上の措置を講じることが適当である場合には、地区計画制度の適用その他の必要な都市計画の決定又は変更が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2章 都市再生総合整備事業（拠点整備型）

第3条 都市拠点形成支援施設整備事業

1 都市拠点形成支援施設整備事業

地方公共団体等がこの要綱の定めるところに従って行う、多目的広場、地区施設である道路等、集会所等の拠点活動の基盤となる施設（以下「地域生活基盤施設」という。）及びこれに附帯して整備される緑化施設、歩行支援施設等の質の高い都市空間を形成するための施設（以下「高質空間形成施設」という。）並びに地域社会の発展の中核となる新たな都市拠点として整備すべき地区等における地域交流センター、人工地盤等の高次の都市施設（以下「高次都市施設」という。）の整備等に関する事業をいう。

2 整備地区

都市拠点形成支援施設整備事業（以下「整備事業」という。）を実施する整備地区は、

街路事業、公園事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の基幹的な事業の実施（基幹的な事業の実施が予定されている地区において中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。）に規定する基本計画が作成されている場合及び基幹的な事業の実施が終了している場合を含む。）に併せ、地区の特性を活かしつつ全体として市民共有の優れた街並みの形成、拠点機能の強化等を通じて魅力ある都市拠点の形成を図るべき社会的経済的条件を備えている地区で、次に掲げる各条件に該当するものとする。

一 地区における整備の方針、基幹的な公共施設、地区施設及び建築物等に関する総合的、一体的な整備に関する計画並びに地区施設及び建築物等に関する規制・誘導措置に関する計画等を内容とする都市拠点の整備に関する総合的な計画（以下「都市拠点整備総合計画」という。）が市町村により策定されていること。

ただし、当該地区が都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第1項に規定する都市再生整備計画（以下「整備計画」という。）の区域に包含され、かつ、整備事業が協議会（ただし、本章においては、同法第117条に基づく市町村都市再生協議会に限る。）による協議を行った上で当該整備計画の関連事業に位置付けられている場合においては、当該整備計画を都市拠点整備総合計画とみなす。

二 地区の全部又は枢要部分を含む相当の区域について、地区計画その他の規制・誘導措置（以下「地区計画等」という。）が講じられる又は講じられることが確実と見込まれること。

三 おおむね5ヘクタール以上の規模を有すること。（ただし、人口集中地区内にあっては、2ヘクタール以上、又は基幹的事业が市街地再開発事業若しくは優良建築物等整備事業の場合は建築物の延べ面積が5,000m²以上とする。）

3 総合基本設計書の策定

一 市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）は、都市拠点整備総合計画及び地区計画等に基づき、整備事業の対象となる施設、当該事業に要する経費の概要その他必要な事項を定めた総合基本設計書を策定することができる。

二 市町村長は、前項の規定により総合基本設計書を策定するに当たっては、都市局長又は住宅局長と協議しなければならない。この場合において、当該協議は都道府県知事を経由して行わなければならない。

三 前項の規定は、総合基本設計書を変更する場合に準用する。

第3条の2 都市拠点形成支援基盤整備促進事業

1 「都市拠点形成支援基盤整備促進事業」とは、整備事業又は一に掲げる都市再開発事業（以下、「対象事業」という。）に関連する二に掲げる公共施設の整備に関する事業で、当該公共施設の管理者（管理者になるべきものを含む。）が行うものをいう。

一 都市再開発事業

次に掲げる事業で、第3条第2項第1号に規定する都市拠点整備総合計画に位置付けられたもの。

イ 都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業

ロ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業

ハ 削除

ニ 優良建築物等整備事業制度要綱（平成 6 年 6 月 23 日付け建設省住街発第 63 号建設省住宅局長通達）による優良建築物等整備事業

ホ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）による都心共同住宅供給事業（優良建築物等整備事業制度要綱（平成 6 年 6 月 23 日付け建設省住街発第 63 号建設省住宅局長通達）による優良建築物等整備事業の要件に該当するものに限る。）

二 対象となる公共施設

イ 道路

ロ 都市公園（整備事業並びに(1)イ、ハ、ニ及びホの事業を対象事業とする場合に限る。）

ハ 下水道（整備事業並びに(1)イ、ハ、ニ及びホの事業を対象事業とする場合に限る。）

ニ 河川（整備事業並びに(1)イ、ハ、ニ及びホの事業を対象事業とする場合に限る。）

ホ 広場等（都市再開発事業を対象事業とする場合に限る。）

ヘ バスターミナル（都市再開発事業を対象事業とする場合で、当該事業の施行者が行うものに限る。）

2 前項の規定は、対象事業が、原則として、住宅市街地盤整備事業制度要綱（平成 16 年 4 月 1 日付け国土政第 3－4 号国土交通事務次官通達）に定める住宅市街地盤整備事業の対象となる住宅建設事業及び宅地開発事業に係るものを除くものとする。

第 3 条の 3 都市拠点形成特定事業調査

次の一又は二に該当する調査で、地方公共団体、機構又は協議会が行うものをいう。

一 法律に基づく地区等特定の地区における都市再生総合整備事業（拠点整備型）の活用等に関する調査

二 都市再生総合整備事業（拠点整備型）の円滑な実施を図るためのまちづくり活動支援に関する調査

第 3 条の 4 地方公共団体等に対する国の補助

1 国は、予算の範囲内において、総合基本設計書に基づき、地方公共団体、機構又は協議会に対し、整備事業に要する費用の合計の 3 分の 1 以内を補助することができる。

ただし、地域生活基盤施設、高質空間形成施設に係る補助金の全体額（第 3 条の 5 第 1 項に係るものを含む。）は、別に定める限度額を超えないものとする。

2 国は、予算の範囲内において、地方公共団体に対し、都市拠点形成支援基盤整備促進事業（以下「促進事業」という。）に要する費用について、当該促進事業と同種の公共施設の整備に関する事業に係る国の補助割合又は負担割合で補助することができる。

ただし、都市再開発事業に係る公共施設の整備に関する事業以外の事業については、整備事業に係る開発事業者（整備事業の整備地区内において、開発行為又は主要な建築物の整備を行う者をいう。以下同じ。）が地方公共団体等の公的主体であって、かつ、当該開発事業者が促進事業の費用の一部を負担する場合に限り補助することができる。

3 国は、予算の範囲内において、地方公共団体、機構又は協議会に対し、都市拠点形成

特定事業調査に要する費用の3分の1以内を補助することができる。

第3条の5 地方公共団体の補助に対する国の補助

- 1 国は、地方公共団体が、総合基本設計書に基づき、地方公共団体以外の者に対し、整備事業に要する費用について補助する場合には、予算の範囲内において、当該地方公共団体が地方公共団体以外の者への補助に要する費用（事務費を含む。）の2分の1以内で、かつ、その事業に要する費用の3分の1以内を、当該地方公共団体に対し、補助することができる。
- 2 国は、都道府県が市町村（特別区を含む。以下同じ）に対し、都市拠点形成特定事業調査に要する費用について補助する場合には、予算の範囲内において、当該都道府県が当該市町村への補助に要する費用（事務費を含む。）の2分の1以内で、かつ、その調査に要する費用の3分の1以内を、当該都道府県に対し、補助することができる。

第3条の6 責務

都道府県知事又は市町村長は、都市再生総合整備事業（拠点整備型）の促進その他の整備地区内の総合的整備が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

第3章 都市再生コーディネート等推進事業

第4条 事業主体

都市再生コーディネート等推進事業は、独立行政法人都市再生機構（以下この章において「機構」という。）が行う。

第4条の2 国の補助

- 1 国は、予算の範囲内において、第1条の2第2項第三号イにおいて定める事業においては、当該事業に要する費用の2分の1以内（昭和45年当時の人口集中地区（D I D）及びこれに連続する臨海部の土地の区域のうち平成19年度までに採択された地区において当該事業を行う場合並びに第4条の3第2項第八号に規定する区域を含む地区において都市機能誘導の促進のために当該事業を行う場合、第4条の3第2項第九号に規定する区域を含む地区において広域連携まちづくりを行うために当該事業を行う場合及び第4条の3第2項第十四号に規定する地域を含む地区において事前防災まちづくりのために当該事業を行う場合においては、4分の3以内）を、事業主体に対して補助することができる。
- 2 前項の規定により機構に対して補助する場合における補助対象は、令和10年度までに着手する事業とする。

第4条の3 補助事業の実施等

- 1 機構は、事業の対象区域において次に掲げる事業を行うものとする。
 - 一 地区現状調査
 - 二 地方公共団体や土地所有者等の開発・土地利用意向調査

- 三 地区整備構想及び整備プログラムの作成
- 四 関連公共施設や地区公共施設等の整備計画作成
- 五 地区整備促進のためのコーディネート、関係者間の調整
- 六 個別低未利用地の有効利用計画（開発事業計画）の作成及びその実現のためのコーディネート、関係権利者及び事業者間の調整
- 七 事業推進、事業化に係る調整等
- 八 事業完了後のまちづくり活動支援（機構が事業を実施した地区に限る）

2 機構が平成 31 年度以降に着手する第 1 条の 2 第 2 項第三号イにおいて定める事業は、次の表の政策目的の欄の各項に掲げられる政策目的の達成のため、同表の対象地域等の欄の当該各項に掲げられるいずれかの地域等を含む地区、又は計画の策定等が見込まれる地域等を含む地区において行うものとする。ただし、地方都市等において、平成 29 年度以降に着手する場合は、立地適正化計画を作成し、又は作成することが確実と認められる自治体の地域に限るものとする。

	政策目的	対象地域等
(1)	都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生	第一号から第八号まで、第十二号に掲げる地域等
(2)	地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生	第五号、第七号から第十号まで、第十二号に掲げる地域等
(3)	防災性向上による安全・安心なまちづくり	第二号、第十一号から第十六号までに掲げる地域等

- 一 都市再生特別措置法第 2 条第 3 項に規定する都市再生緊急整備地域
- 二 都市再生特別措置法第 3 条に規定する都市再生本部が決定した都市再生プロジェクトに位置づけられた事業又は当該プロジェクトに関連する事業が実施される地区
- 三 第 2 条に規定する都市・居住環境整備重点地域
- 四 首都圏整備法第 2 条第 2 項に規定する首都圏整備計画、近畿圏整備法第 2 条第 2 項に規定する近畿圏整備計画、または中部圏開発整備法第 2 条第 2 項に規定する中部圏開発整備計画に位置づけられた事業又はこれらの計画に関連する事業が実施される地区
- 五 都市再開発法第 2 条の 3 第 1 項に規定する都市再開発方針で定められた計画的な再開発が必要な市街地
- 六 住生活基本法第 17 条に規定する都道府県計画で定められた住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域
- 七 都市再生特別措置法第 46 条第 1 項に規定する都市再生整備計画の区域
- 八 都市再生特別措置法第 81 条第 1 項に規定する立地適正化計画（都市機能誘導区域及び居住誘導区域を定めた立地適正化計画に限る。）に定めた都市機能誘導区域内における、鉄道・地下鉄駅から半径 1 k m の範囲内、又はバス・軌道の停留所・停車場から半径 5 0 0 m の範囲内（それぞれの駅等はピーク時運行本数が片道 3 本以上を満たすもの）の区域

ただし、平成 28 年度末までに都市機能誘導区域を設定し、平成 30 年度末までに居

住誘導区域を設定することを前提に、都市機能誘導区域の見込地を含む地区での実施を可能とする。

九 都市再生特別措置法第 81 条第 1 項に規定する立地適正化計画を定めた自治体の地域を含み、広域的に複数の市区町村間で連携して公共公益施設等の再編を実施する区域

ただし、相互に連携した立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画の作成又は変更を視野に入れている地区に限る。

十 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第 2 条第 2 項に規定する拠点地区

十一 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 3 条第 1 項第 1 号に規定する防災再開発促進地区

十二 住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成 16 年 4 月 1 日付け国住市第 350 号国土交通事務次官通知）第 2 第 10 号に規定する整備地区

十三 大規模地震対策特別措置法第 3 条第 1 項に基づく地震防災対策強化地域、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 3 条第 1 項に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 3 条第 1 項に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

十四 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 10 条第 1 項に基づく南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

十五 被災市街地復興特別措置法第 5 条第 1 項に規定する被災市街地復興推進地域

十六 被災した地域等であって、地方公共団体より要請があった地域

第 4 章 都市基盤整備推進公共用財産特定事業

第 5 条 事業主体

都市基盤整備推進公共用財産特定事業は、都道府県が行う。

第 5 条の 2 国の補助

国は、事業主体に対して、予算の範囲内において都市基盤整備推進公共用財産特定事業に要する費用の 2 分の 1 の額を補助することができる。

第 5 条の 3 補助事業の実施

都道府県は、事業の対象地区において法定外公共用財産の隣接土地所有者との境界確定を速やかに行うものとする。

第 5 章 削除

第 3 編 都市再生区画整理事業

第6条 定義

本編における用語の定義は、土地地区画整理事業法（以下、この編において「法」という。）及び第1編第1条の2に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

1 「都市再生区画整理事業」とは、この要綱で定めるところに従って行われる次に掲げる事業をいう。

一 都市再生事業計画案作成事業

都市再生土地地区画整理事業及び被災市街地復興土地地区画整理事業の事業計画の案の作成に関する事業

二 都市再生土地地区画整理事業

イ 防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生を推進するため施行する土地地区画整理事業及び住宅街区整備事業

ロ 街区規模が小さく敷地が細分化されている既成市街地における街区再編・整備（以下第3編関係部分において「大街区化」という。）による都市機能更新を推進するため施行する土地地区画整理事業

ハ 低未利用地が散在する既成市街地における低未利用地の集約化による誘導施設の整備を推進するため施行する土地地区画整理事業

ニ 任意の申出換地を用いた低未利用地等の集約化による誘導施設の整備を推進するため施行する土地地区画整理事業

ホ 法第14条第2項の規定に基づき設立の認可を受けた土地地区画整理組合の事業基本方針に定められた施行地区において、地方公共団体が公共施設充当用地を取得する事業

三 被災市街地復興土地地区画整理事業

イ 大規模な災害により被災した市街地の復興を推進するために施行する土地地区画整理事業

ロ 災害により住宅等を失った権利者等のため土地地区画整理事業により仮設住宅等を整備する事業

四 緊急防災空地整備事業

土地地区画整理事業が予定される地区において、既成市街地の防災性向上及び土地地区画整理事業の促進を図ることを目的に公共施設充当用地を取得し、緊急に防災空地を整備する事業

五 都市再生区画整理統合補助事業

既成市街地の再生等に資する総合的なプロジェクトを推進するため、第一号から第四号に定める事業を総合的に実施又は実施する者を補助する事業をいう。

2 「国際競争力強化施設」とは、都市再生特別措置法第19条の2第8項に規定する国際競争力強化施設をいう。

3 「立地適正化計画」とは、都市再生特別措置法第81条第1項に規定する立地適正化計画（ただし、同条第2項第二号に規定する居住誘導区域（以下第3編関係部分において「居住誘導区域」という。）及び同条第2項第三号に規定する都市機能誘導区域（以下第3編関係部分において「都市機能誘導区域」という。）を定めた計画に限る。）

をいう。

4 「都市機能増進施設」とは、都市再生特別措置法第81条第1項に規定する都市機能増進施設をいう。

5 「誘導施設」とは、都市再生特別措置法第81条第2項第三号に規定する誘導施設をいう。

6 「低未利用土地利用等指針」とは、都市再生特別措置法第81条第9項に規定する低未利用土地利用等指針をいう。

7 「誘導施設整備区」とは、都市再生特別措置法第105条の2第1項に規定する誘導施設整備区をいう。

8 「土地区画整理組合等」とは、次に掲げる者をいう。

一 法第3条第1項の規定に基づき、数人共同して土地区画整理事業を施行する者（宅地について所有権若しくは借地権を有する者2人が共同で行うもの（立地適正化計画に誘導施設の整備を行う者（宅地について所有権若しくは借地権を有する者を除く。）が位置づけられた場合に限る。）又は3人以上が共同で行う場合に限る。）

二 法第3条第1項の規定に基づき、宅地について所有権又は借地権を有する者の同意を得て土地区画整理事業を施行する者（当該同意施行者が民間事業者である場合にあっては、宅地について所有権又は借地権を有する者が2人以上であり、かつ当該同意施行者が立地適正化計画に位置づけられた誘導施設の整備主体となる場合に限る。）

三 密集市街地における防災街区の整備に関する法律（平成9年法律第49号。以下、この編において「密集法」という。）第40条に規定する防災街区計画整備組合

四 農住組合

五 土地区画整理組合（宅地について所有権又は借地権を有する者が7人以上参加している準備組織を含む。）

六 区画整理会社（法第3条第3項に規定する要件のすべてに該当する株式会社をいう。）

七 独立行政法人都市再生機構

八 地方住宅供給公社

九 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（以下「大都市法」という。）第29条第1項の規定に基づき、数人共同して住宅街区整備事業を施行する者（宅地について所有権又は借地権を有する者3人以上が共同で行う場合に限る。）

十 大都市法第29条第2項に規定する住宅街区整備組合

9 「建築物棟数密度」とは、区域内の建築物の棟数（1棟の建築物が複数の住戸により構成されている場合、その戸数を棟数として算定する。）を次に掲げる部分に係る面積を除いた当該区域の面積のヘクタールの数値で除した数値をいう。

一 公共施設の用に供している部分

二 主として住宅の用に供しない国公有地の部分

三 急傾斜地その他の宅地として利用することが困難な土地等の部分

10 「老朽住宅棟数」とは、区域内における別途定める「住宅の老朽度等の測定基準」

(以下「測定基準」という。)による評点が130以上である住宅又は災害その他の理由によりこれと同程度の機能の低下を生じている住宅の棟数及び測定基準による評点が100以上130未満である住宅の棟数に10分の8を乗じて得た棟数をいう。ただし、「住宅の棟数」については、1棟の建築物が複数の住戸により構成されている場合、その戸数を棟数として算定するものとする。

- 1 1 「老朽住宅棟数率」とは、老朽住宅棟数の合計の住宅棟数に対する割合をいう。
- 1 2 「要素事業」とは、都市再生区画整理統合補助事業を構成する第1項第一号から第四号に定める事業をいう。
- 1 3 「一体的土地区画整理事業プログラム」とは、市町村（特別区を含む）が策定する一体的に整備すべき一団の区域について街路等の他事業と一体的に行われる複数の土地区画整理事業のプログラムで、次の各号に掲げる事項を記載したものをいう。
 - 一 土地区画整理事業の名称、施行地区、面積、事業主体、事業施行期間及び資金計画
 - 二 地区整備方針（土地利用、公共施設の配置・規模）
 - 三 その他必要な事項
- 1 4 「都市機能導入施設」とは、社会福祉施設、地域交流施設、教育文化施設、医療施設その他地域住民等の共同の福祉又は利便のために必要な施設で、多数の者が出入りし利用することが想定される施設、住宅又は商業等の機能を有する施設をいう。
- 1 5 「公益施設」とは、街区再生に資する建築物で、次の要件に該当し、整備されることが確実なものをいう。
 - イ 地階を除く階数が3以上であること。
 - ロ 社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく社会福祉事業の用に供する施設をいう。）又は地域交流施設（多目的ホールその他の市民の交流に資する施設をいう。）であること。ただし、他の施設と複合的に整備されるものを含むこととする。
 - ハ その敷地の面積及び当該敷地の接する道路の部分の面積の2分の1の合計がおおむね500平方メートル以上のものであること。

第6条の2 事業主体

- 1 都市再生事業計画案作成事業は、当該事業により事業化されることとなる土地区画整理事業又は住宅街区整備事業の施行者となることが見込まれる者（以下「施行予定者」という。）が行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、重要な公共施設の整備が予定される地区における土地区画整理事業又は住宅街区整備事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、都道府県又は市町村若しくは施行予定者である土地区画整理組合等が行う。
- 3 都市再生土地区画整理事業は、第6条第1項第二号イ、ロ、ハ及びニに掲げる事業にあつては都道府県、市町村又は土地区画整理組合等が、同条第1項第二号ホに掲げる事業にあつては都道府県又は市町村が行う。
- 4 被災市街地復興土地区画整理事業は、都道府県、市町村又は土地区画整理組合等が行う。
- 5 緊急防災空地整備事業は、都道府県又は市町村が行う。

- 6 都市再生区画整理統合補助事業は、都道府県、市町村、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が行う。都市再生区画整理統合補助事業に係る要素事業は、要素事業ごとに同種の事業について第1項から第5項において定められた事業主体が実施するものとする。

第6条の3 施行地区

- 1 都市再生事業計画案作成事業は、次の要件のいずれかに該当する地区において行うものとする。

一 第6条第1項第二号イに掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、次のいずれかの要件に該当する地区において行う。

イ 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に係る区域に存し、かつ、次のいずれかの計画、構想若しくは方針に定められ、又は定められることが確実な区域に存する都市基盤の整備水準が低い地区。

- (1) 都市計画法第6条の2に規定する整備、開発及び保全の方針又は同法第18条の2第1項に規定する基本方針
- (2) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第十号に規定する地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）
- (3) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号）第6条第1項に規定する基本計画
- (4) 都市再生特別措置法第46条第1項に規定する都市再生整備計画又は立地適正化計画

ロ 次の要件に該当する地区

(1) 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区内（都市機能誘導区域内にあっては、施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）に存し、かつ、イの(1)から(4)までのいずれかの計画、構想若しくは方針に定められ、又は定められることが確実な区域に存する都市基盤整備水準が低い地区であること。

(2) 震災時に延焼又は建物倒壊による危険性が高い木造住宅等が密集している市街地に存する次の①もしくは②の要件のいずれかに該当する地区、又は豪雨時に浸水被害の危険性が高い地区に存する次の③もしくは④の要件のいずれかに該当する地区

① 密集法第3条第1項第一号に規定する防災再開発促進地区（以下「防災再開発促進地区」という。）に定められ、又は定められることが確実な区域に存すること。

② 地域防災計画に定められ、又は定められることが確実な区域に存し、かつ、次の区域内のいずれかに存すること。

- (i) 三大都市圏の既成市街地等
- (ii) 大規模地震発生の可能性の高い地域
- (iii) 指定都市
- (iv) 県庁所在地

- ③ 立地適正化計画に定められた防災指針に総合的な浸水対策が記載されており、当該指針に基づき土地区画整理事業を実施する地区であること。
- ④ 高規格堤防の整備と一体的に事業を実施する地区であること。（ただし、都市構造上の理由等（市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される等）により、立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村に存する地区に限る）
- ハ ロ(1)の要件に該当し、かつ、次の要件のいずれかに該当する地区（(1)から(4)までのいずれかの要件に該当することが確実な地区を含む。）
 - (1) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第3項の規定に基づき定められた都市再生緊急整備地域に係る地区であること。
 - (2) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条の3第1項第二号又は第2項により「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」として定められた地区であること。
 - (3) 都市鉄道等利便増進法（平成17年法律第41号）第12条第11項に規定する同意を受けた交通結節機能高度化構想において定められている同条第2項第二号の区域に係る地区であること。
 - (4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第25条第1項に規定する基本構想において定められた同条第2項第二号の区域に係る地区であること。
- ニ ロ(1)の要件に該当し、かつ、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条第8項の規定により認定を受けた、又は受けることが確実な歴史的風致維持向上計画に基づき土地区画整理事業を施行しようとする地区
- ホ ロ(1)の要件に該当し、かつ、立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域の区域内において土地区画整理事業を施行しようとする地区（立地適正化計画に定められ、又は定められることが確実な地区に限る。）
- 二 第6条第1項第二号ロに掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、次のいずれかの要件に該当する地区において行う。
 - イ 次の要件に該当する地区
 - (1) 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区内（都市機能誘導区域内にあっては、施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）に存し、かつ、前項第1号イの(1)から(4)までのいずれかの計画、構想又は方針に定められ、又は定められることが確実な区域に存する地区（ただし、都市機能増進施設又は国際競争力強化施設を整備することが定められ、又は定めることが確実な地区に限る。）
 - (2) 鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が3本以上）から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が3本以上）から500mの範囲内にあること
 - (3) 地方公共団体により大街区化による土地の有効高度利用事業に係る方針が定められること
 - ロ イの要件に適合し、かつ、第1号ハに掲げる(1)から(4)までのいずれかの要件に該当する地区（該当することが確実な地区を含む。）

ハ イの要件に適合し、かつ、立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域の区域内において土地区画整理事業を施行しようとする地区（立地適正化計画に定められ、又は定められることが確実な地区に限る。）

三 第6条第1項第二号ハに掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区内（施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）に存し、かつ、立地適正化計画（低未利用土地利用等指針等の低未利用地の活用に関する方針が記載されているものに限る。）で定められた都市機能誘導区域の区域内において土地区画整理事業を施行しようとする地区（立地適正化計画に定められ、又は定められることが確実な地区に限る。）において行う。

四 第6条第1項第二号ニに掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区内（施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）に存し、かつ、立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域の区域内において土地区画整理事業を施行しようとする地区（立地適正化計画に定められ、又は定められることが確実な地区に限る。）において行う。

五 第6条第1項第三号に掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、被災地の面積が概ね20ヘクタール以上で被災戸数が概ね1,000戸以上の災害に係る市街地のうち、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項に規定する被災市街地復興推進地域（以下「推進地域」という。）に定められ、又は定められることが確実な区域に存する地区において行うものとする。

2 都市再生土地区画整理事業のうち第6条第1項第二号イに掲げる事業は、次の要件に該当する地区において行うものとする。

一 公共用地率が15%未満であること。ただし、公共用地率の算定にあたっては次のとおりとする。

イ 幹線道路等を除く。

次号ハに規定する拠点的市街地形成重点地区において、公益施設の整備が図られる場合にあっては、狭隘道路等を除く。ただし、狭隘道路等の道路幅員について、住宅地にあっては4m未満、商業地又は工業地にあっては6m未満とする。

二 次の要件（前項第一号イに規定する計画、構想又は方針において定められた場合に限る。）のいずれかに該当する地区であること。

イ 前項第一号イの要件を満たす地区

ロ 前項第一号ロの要件を満たす地区。ただし、前項1号ロ(2)①又は②の要件に該当する地区については、次の要件に該当すること（以下「安全市街地形成重点地区」という。）

① 地区内の老朽住宅棟数が50棟以上であること。ただし、住生活基本法第17条第2項第6号に規定する「住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域」に係る地区（以下「重点供給地域に係る地区」という。）にあっては25棟以上であること。

② 原則として、次表の左欄に掲げる地区の建築物棟数密度の区分に応じ、老朽住宅棟数率が同表の右欄に掲げる割合以上であること。

建築物棟数密度	老朽住宅棟数率
30 以上 40 未満	7 割
40 以上 50 未満	6 割
50 以上 60 未満	5 割
60 以上 70 未満	4 割
70 以上	3 割

- ハ 前項第一号ロ（1）の要件を満たし、かつ、前項第一号ハ(1)から(4)のいずれかに該当する地区（以下「拠点的市街地形成重点地区」という。）
- ニ 前項第一号ロ（1）の要件を満たし、かつ、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条第8項の規定により認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づき土地区画整理事業を施行する地区（以下「歴史的風致維持向上重点地区」という。）
- ホ 前項第1号ロ（1）の要件を満たし、かつ、立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域の区域内において土地区画整理事業を施行する地区（以下「都市機能誘導重点地区」という。）
- 三 第二号イ、ロ、ハ、ニ又はホに該当する地区については、次のいずれかの要件に該当すること。
- (1) 面積に当該地区に係る都市計画において定められた、又は定められることが確実な容積率を乗じて得た値（以下「換算面積」という。）が2ヘクタール以上であること。
 - (2) 複数の土地区画整理事業の換算面積の合計の値（一体的土地区画整理事業プログラムにおいて、街路等の他事業と一体的に行われる複数の土地区画整理事業であって、一体的に整備すべき一団の区域の2分の1以上が土地区画整理事業により整備される場合に限る。）が2ヘクタール以上であること。
 - (3) 安全市街地形成重点地区に該当し、かつ、重点供給地域に係る地区については、換算面積が1ヘクタール以上であること。
 - (4) 拠点的市街地形成重点地区に該当し、公益施設の整備が図られる場合にあつては、換算面積が1ヘクタール以上であること。
- 3 都市再生土地区画整理事業のうち、第6条第1項第二号ロに掲げる事業は、次の要件に該当する地区において行うものとする。
- 一 施行地区における事業実施後の公共施設の用に供する土地及び公開空地（災害時に一次滞在施設として活用される又は活用されることが確実な建築物の屋内部分を含む。）の面積の合計が事業実施前の面積の合計を超えるものであること。
 - 二 次の要件のいずれかに該当する地区であること。
 - イ 第1項第2号イの要件を満たす地区
 - ロ 第1項第2号ロの要件を満たす地区
 - ハ 第1項第2号ハの要件を満たす地区
 - 三 次のいずれかの要件に該当すること。

- イ 前号イに該当する地区については、前項第3号の(1)又は(2)のいずれかの要件に該当すること。
 - ロ 前号ロに該当する地区については、以下のいずれかの要件に該当すること。
 - (1) 前項第3号の(1)又は(2)のいずれかの要件に該当すること
 - (2) 公益施設の整備が図られる場合にあっては、換算面積が1ヘクタール以上であること
- 4 都市再生土地地区画整理事業のうち第6条第1項第二号ハに掲げる事業は、次の要件に該当する地区において行うものとする。
- 一 公共用地率が20%未満であること。ただし、公共用地率の算定に当たっては幹線道路等を除くこととする。
 - 二 次の要件に該当する地区であること。
 - イ 第1項第三号の要件を満たす地区（立地適正化計画において定められた場合に限る。）
 - ロ 事業計画に誘導施設整備区が定められた土地地区画整理事業を施行する地区
 - 三 換算面積が0.5ヘクタール以上であること。
- 5 都市再生土地地区画整理事業のうち第6条第1項第二号ニに掲げる事業は、次の要件に該当する地区において行うものとする。
- 一 公共用地率が20%未満であること。ただし、公共用地率の算定に当たっては幹線道路等を除くこととする。
 - 二 次の要件に該当する地区であること。
 - イ 第1項第四号の要件を満たす地区（立地適正化計画において定められた場合に限る。）
 - ロ 任意の申出換地によって土地を集約する土地地区画整理事業を施行し、集約した土地に誘導施設を導入する地区
 - 三 換算面積が0.5ヘクタール以上であること。
- 6 都市再生土地地区画整理事業のうち第6条第1項第二号ホに掲げる事業は、第2項又は第3項の要件に該当する地区において行うものとする。
- 7 被災市街地復興土地地区画整理事業のうち第6条第1項第三号イに掲げる事業は、第6条の3第1項第四号の要件（推進地域に定められた区域に存する場合に限る。）に該当する地区において行うものとする。
- 8 被災市街地復興土地地区画整理事業のうち第6条第1項第三号ロに掲げる事業は、推進地域内の土地の区域における地区において行うものとする。
- 9 緊急防災空地整備事業は、土地地区画整理事業を予定する次の各号のいずれかの要件に該当する地区において行うものとする。
- 一 次に掲げる要件に該当する地区
 - イ 都市計画法第12条の規定により土地地区画整理事業の都市計画決定がなされた地区であって減価補償を必要とすることが見込まれる地区
 - ロ 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区内(都市機能誘導区域内にあっては、施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。)であって、次に掲げる要件に該当する区域に存する地区

- (1) 三大都市圏の既成市街地及び近郊整備地帯等
 - (2) 人口 10 万人以上の市
 - (3) 大規模地震発生の可能性の高い地域
 - (4) 都市機能誘導区域
- 二 次に掲げる要件のいずれかに該当する区域に存する地区
- イ 立地適正化計画に定められた防災指針に総合的な浸水対策が記載されており、当該指針に基づき土地区画整理事業を実施する予定の地区
 - ロ 高規格堤防の整備と一体的に土地区画整理事業を実施する予定の地区（ただし、都市構造上の理由等（市街化区域内の人口密度が 40 人/ha 以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される等）により、立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村に存する地区に限る）
- 三 東日本大震災に係る推進地域又は計画区域に定められた区域に存する地区（東日本大震災被災復興特別区域法第七十七条に規定する復興交付金事業計画の区域を除く。）
- 四 推進地域に定められた区域に存する地区

10 都市再生区画整理統合補助事業は、当該事業を構成する要素事業により推進される総合的なプロジェクトが実施される地区において行うものとする。都市再生区画整理統合補助事業に係る要素事業は、要素事業ごとに同種の事業について第 1 項から第 9 項において定められた地区において実施するものとする。

第 6 条の 4 都市再生区画整理統合補助事業計画

- 1 都市再生区画整理統合補助事業を行おうとする事業主体は、一体的かつ総合的に既成市街地の再生を促進すべき地区について、次の各号に掲げる事項を記載した概ね 10 ヶ年の計画（以下「都市再生区画整理統合補助事業計画」という。）を策定するものとする。この場合において、第七号については、関連事業の事業主体と調整の上、必要に応じて記載するものとする。
- 一 地区の名称
 - 二 地区の面積
 - 三 計画期間
 - 四 地区の整備方針
 - 五 都市再生区画整理統合補助事業において実施又は補助される要素事業
 - 六 計画期間における各要素事業の概算事業費
 - 七 関連事業（総合的なプロジェクトを推進するため、都市再生区画整理統合補助事業に併せて実施又は補助される都市再生区画整理統合補助事業以外の事業をいう。）及びその事業主体
 - 八 その他必要な事項
- 2 都市再生区画整理統合補助事業計画において、前項各号に掲げる事項のほか、都市再生区画整理統合補助事業の全部又は一部について、要素事業の事業費内訳等を定めることができる。
- 3 事業主体は、都市再生区画整理統合補助事業を策定したときは、国土交通大臣に協議

し、同意を得るものとする。この場合において、当該手続きは、市町村（指定都市を除く。）にあっては、都道府県知事を経由して行わなければならない。

- 4 前3項の規定は、都市再生区画整理統合補助事業計画を変更する場合に準用する。
- 5 都市再生区画整理統合補助事業計画に事業費内訳等が定められていない部分又は定められた事業費内訳等について変更する必要がある部分について、国土交通大臣が補助金の交付決定又は交付決定変更をした場合には、当該交付決定又は交付決定変更に係る事業費内訳が、都市再生区画整理統合補助事業計画の事業費内訳等として定められ、国土交通大臣の同意を受けたものとみなす。

第6条の5 地方公共団体等に対する国の補助

1 都市再生事業計画案作成事業

- 一 国は、予算の範囲内において、第6条の3第1項第一号又は第二号の要件に該当する地区における都市再生事業計画案作成事業に要する費用の3分の1以内を、事業主体である都道府県又は市町村に対して補助することができる。
- 二 前号の規定にかかわらず、第6条の3第1項第一号ロ、ハ、二若しくはホ又は同第二号ロ又はハの要件に該当する地区については、国は、予算の範囲内において、都市再生事業計画案作成事業に要する費用の2分の1以内を、事業主体である都道府県又は市町村に対して補助することができる。
- 三 国は、予算の範囲内において、第6条の3第1項第三号及び第四号の要件に該当する地区における都市再生事業計画案作成事業に要する費用の2分の1以内を、事業主体である都道府県又は市町村に対して補助することができる。
- 四 国は、予算の範囲内において、第6条の3第1項第五号の要件に該当する地区における都市再生事業計画案作成事業に要する費用の2分の1以内を、事業主体である都道府県又は市町村に対して補助することができる。

2 都市再生土地区画整理事業

- 一 国は、予算の範囲内において、第6条の3第2項及び同条第3項の要件に該当する地区における都市再生土地区画整理事業に要する費用の3分の1以内を、事業主体である地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社に対して補助することができる。
- 二 前号の規定にかかわらず、第6条の3第2項第二号ロ、ハ、二若しくはホ又は同第3項第二号ロ又はハに該当する地区については、国は、予算の範囲内において、都市再生土地区画整理事業に要する費用の2分の1以内を、事業主体である地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社に対して補助することができる。
- 三 国は、予算の範囲内において、第6条の3第4項及び第5項の要件に該当する地区における都市再生土地区画整理事業に要する費用の2分の1以内を、事業主体である地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社に対して補助することができる。

3 被災市街地復興土地区画整理事業

- 一 国は、予算の範囲内において、第6条の3第7項又は第8項の要件に該当する地区における被災市街地復興土地区画整理事業に要する費用の2分の1以内を、事業主体であ

る地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社に対して補助することができる。

4 緊急防災空地整備事業

国は、予算の範囲内において、第6条の3第9項の要件に該当する地区における緊急防災空地整備事業のうち公共施設充当用地の取得に要する費用の2分の1以内を、事業主体である地方公共団体に対して補助することができる。

5 都市再生区画整理統合補助事業

国は、予算の範囲内において、事業主体に対し、都市再生区画整理統合補助事業に要する費用のうち、第1項から第4項において補助できると定められた者が実施する要素事業にあつては、要素事業ごとにそれぞれ同種の事業について第1項から第4項に定められた国の補助割合と同じ割合以内を補助することができる。

第6条の6 地方公共団体の補助に対する国の補助

1 都市再生事業計画案作成事業

一 国は、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し、第6条の3第1項第一号又は第二号の要件に該当する地区における都市再生事業計画案作成事業に要する費用を補助する場合には、予算の範囲内において当該補助金の3分の1以内を、当該地方公共団体に対して補助することができる。

二 前号の規定にかかわらず、第6条の3第1項第一号ロ、ハ、ニ若しくはホ又は同第二号ロ又はハの要件に該当する地区については、国は、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し、都市再生事業計画案作成事業に要する費用を補助する場合には、予算の範囲内において当該補助金の2分の1以内を、当該地方公共団体に対して補助することができる。

三 国は、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し、第6条の3第1項三号及び第四号の要件に該当する地区における都市再生事業計画案作成事業に要する費用を補助する場合には、予算の範囲内において当該補助金の2分の1以内を、当該地方公共団体に対して補助することができる。

四 第一号の規定にかかわらず、第6条の3第1項第五号の要件に該当する地区については、国は、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し、都市再生事業計画案作成事業に要する費用を補助する場合には、予算の範囲内において当該補助金の2分の1以内を、当該地方公共団体に対して補助することができる。

2 都市再生土地区画整理事業

一 国は、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し、第6条の3第2項、第3項又は第5項の要件に該当する地区における都市再生土地区画整理事業に要する費用を補助する場合には、予算の範囲内において当該補助金の3分の1以内を、当該地方公共団体に対して補助することができる。

二 前号の規定にかかわらず、第6条の3第2項第二号ロ、ハ、ニ若しくはホ又は同第3項第二号ロ又はハに該当する地区については、国は、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し、都市再生土地区画整理事業に要する費用を補助する場合には、予算の範囲内において当該補助金の2分の1以内を、当該地方公共団体に対して補助するこ

とができる。

三 国は、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し、第6条の3第4項及び第5項の要件に該当する地区における都市再生土地区画整理事業に要する費用を補助する場合には、予算の範囲内において当該補助金の2分の1以内を、当該地方公共団体に対して補助することができる。

3 被災市街地復興土地区画整理事業

国は、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し、第6条の3第7項又は第8項の要件に該当する地区における被災市街地復興土地区画整理事業に要する費用を補助する場合には、予算の範囲内において当該補助金の2分の1以内を、当該地方公共団体に対して補助することができる。

4 都市再生区画整理統合補助事業

国は、事業主体である地方公共団体が、土地区画整理組合等に対し、都市再生区画整理統合補助事業として要素事業の実施に要する費用を補助する場合には、予算の範囲内において、第1項から第3項において補助できると定められた要素事業にあつては、当該地方公共団体が土地区画整理組合等への補助に要する費用に対し、要素事業ごとにそれぞれ同種の事業について第1項から第3項に定められた国の補助割合と同じ割合を乗じた額以内を、当該地方公共団体に対し、補助することができる。

第4編 削除

第7条から第7条の4まで 削除

第5編 削除

第8条から第9条の6まで 削除

第6編 削除

第10条から第10条の6まで 削除

第7編 削除

第11条から第11条の3まで 削除

第8編 まち再生総合支援事業

第1章 まち再生出資事業

第12条 事業主体

まち再生出資事業は、民間都市開発推進機構が行う。

第12条の2 国の補助

国は、事業主体に対して、予算の範囲内において民間都市開発推進機構が置くまち再生基金（以下この章において「基金」という。）の造成に要する費用を補助することができる。

第12条の3 まち再生出資事業の実施等

- 1 民間都市開発推進機構は、次の各号に掲げる支援を行うための基金の造成を行うものとする。
 - 一 都市再生特別措置法第71条第1項第一号イからホまでに掲げる方法による、都市再生整備事業に係る費用の一部についての支援
 - 二 都市再生特別措置法第103条第1項第一号イからホまでに掲げる方法による、誘導施設等整備事業に係る費用の一部についての支援
 - 三 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第15条第1項第一号イからホまでに掲げる方法による、拠点施設整備事業に係る費用の一部についての支援
- 2 配当等は、原則として基金に繰り入れるものとするが、必要最小限の範囲で管理運営費に充てることができるものとする。なお、配当等により管理運営費を支弁することができない場合には、基金の元本を取り崩すことができることとする。
- 3 民間都市開発推進機構は、まち再生出資事業を廃止する場合において、基金に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。
- 4 前項のほか、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」に基づき基金の取り扱いを検討した結果、使用見込みの低い資金に相当する額のうち国庫補助金相当額については国に返納するものとする。

第2章 削除

第13条から第13条の3まで 削除

第3章 まちづくりファンド支援事業

第14条 事業主体

まちづくりファンド支援事業は、民間都市開発推進機構が行う。

第14条の2 国の補助

国は、事業主体に対して、予算の範囲内においてまちづくりファンド支援事業に要する費用を補助することができる。

第14条の3 まちづくりファンド支援事業（マネジメント型）の実施等

- 1 民間都市開発推進機構は、まちづくりファンド（次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下この条において同じ。）に対し、次項に定める要件に該当する場合に出資

による支援を行う。

- 一 有限責任事業組合、投資事業有限責任組合その他の組合
- 二 合同会社、株式会社その他の会社

2 前項の支援に係る要件は、次に掲げるとおりとする。

- 一 民間都市開発推進機構の出資金が、まちづくりファンドとの契約等により、地域内の一定の区域の価値向上に資する民間まちづくり事業（当該民間まちづくり事業と関連して一体不可分なソフト事業（人件費、賃借料その他の経常的な経費を充てて行うものを除き、民間まちづくり事業により整備した施設を利活用して成果指標の達成のために行う事業を含む。）を含む。）を実施する者への出資又は当該事業を実施する者が発行する社債の取得に充てられることが確実であること。
- 二 金融機関からまちづくりファンドへの出資が既に行われ、又は今後行われることが見込まれること。

3 民間都市開発推進機構は、まちづくりファンドから受けた配当金について、まちづくりファンドの設立及び運営に要した費用、ハンズオン支援に係る費用等（過年度分を含む。）（以下「ハンズオン支援費用等」という。）を控除して国庫に納付しなければならない。

4 民間都市開発推進機構は、各まちづくりファンドの存続期間が終了した場合において、民間都市開発推進機構からの出資に係る残余財産の額（配当金相当分を含む。）からハンズオン支援費用等を控除して国庫に納付しなければならない。

第14条の3の2 まちづくりファンド支援事業（クラウドファンディング活用型）の実施等

1 民間都市開発推進機構は、まちづくりファンド（次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下この条において同じ。）に対し、次項に定める要件に該当する場合に資金拠出による支援を行う。

- 一 公益信託
- 二 公益法人

三 市町村長が指定するNPO等の非営利法人（都市再生特別措置法第百十八条第一項の規定により都市再生推進法人として指定された会社であって民間都市開発推進機構の拠出金を充てて行う民間まちづくり事業及び当該民間まちづくり事業により整備された施設等を使用して行う事業から生じる利益を当該会社の配当に充てないもの（以下「指定まちづくり会社」という。）を含む。）

四 復興まちづくり会社（特定被災地方公共団体（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条に規定する特定被災地方公共団体をいう。以下同じ。）である市町村及びその市町村が属する道県が出資する会社（株式会社にあっては総株主（株主総会において決議をすることができ、議決権の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権に占める地方公共団体の有する議決権の割合が百分の三以上であること、持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあってはその社員のうちに地方公共団体があること。）であって、民間都市開発推

進機構の拠出金を充てて行う民間まちづくり事業及び当該民間まちづくり事業により整備された施設等を使用して行う事業から生じる利益を当該会社の配当に充てないものをいう。)

五 地方公共団体が設置する基金

2 前項の支援に係る要件は、次に掲げるとおりとする。

一 民間都市開発推進機構の拠出金が、まちづくりファンドとの間の契約等により、地域内の一定の区域の価値向上に資する民間まちづくり事業を実施する者への助成等

(指定まちづくり会社が自ら行う民間まちづくり事業若しくは復興まちづくり会社が特定被災地方公共団体である市町村の区域内において自ら行う民間まちづくり事業への支出又は指定まちづくり会社(民間まちづくり事業を自ら行うものに限る。)、復興まちづくり会社(特定被災地方公共団体である市町村の区域内において民間まちづくり事業を自ら行うものに限る。))若しくは民間事業者(民間まちづくり事業を自ら行うものに限る。))への出資を含む。))又はその助成等を実施するために必要な初期費用(前項第一号から第四号までのいずれかのものがまちづくりファンドの運営を開始するために必要な初期費用に限る。))に充てられることが確実であること。

二 前号に掲げる助成等の対象が、クラウドファンディング(インターネットサイトを通して、投資家等から資金を集める仕組みをいう。購入型、寄付型、貸付型及びファンド型に限る。))を活用する民間まちづくり事業(当該民間まちづくり事業と関連して一体不可分なソフト事業(人件費、賃借料その他の経常的な経費を充てて行うものを除く。))を含む。以下この号において同じ。))又は都市利便増進協定、都市再生整備歩行者経路協定、低未利用土地利用促進協定、立地誘導促進施設協定若しくは跡地等管理協定(以下「都市利便増進協定等」という。))に基づく民間まちづくり事業であること。

三 地方公共団体からまちづくりファンドへの資金拠出(都市利便増進協定等に基づく民間まちづくり事業に対して助成等を行うまちづくりファンドにあっては、地方公共団体が個人又は法人が支出する寄付金を財源に行う資金拠出)が既に行われ、又は今後行われることが見込まれること。

3 第一項の支援の対象とするまちづくりファンドの選定に当たっては、民間都市開発推進機構に設置する、有識者から成る選定委員会の議を経るものとする。

4 民間都市開発推進機構は、まちづくりファンドから拠出金の返還があった場合には、当該返還額を国庫に納付しなければならない。

5 まちづくりファンドが助成により民間まちづくり事業を支援する場合において、当該支援事業より相当の収益が生ずると認められる場合には、助成の目的に反しない限りにおいて、その助成により交付した資金の全部又は一部に相当する金額をまちづくりファンドに納付すべき旨を条件として附することができるものとする。

第14条の3の3 まちづくりファンド支援事業(老朽ストック活用リノベーション等推進型)の実施等

1 民間都市開発推進機構は、まちづくりファンド(投資事業有限責任組合又は有限責任事業組合をいう。以下この条において同じ。))に対し、次項に定める要件に該当する場

合に出資による支援を行う。

2 前項の支援に係る要件は、次に掲げるとおりとする。

一 民間都市開発推進機構の出資金が、まちづくりファンドとの契約等により、職住の近接・一体等ニューノーマルに対応した柔軟な働き方と暮らしやすさの実現又は脱炭素社会の実現に資する次に掲げる民間まちづくり事業（当該民間まちづくり事業と関連して一体不可分なソフト事業（人件費、賃借料その他の経常的な経費を充てて行うものを除く。）を含む。）を実施する者への出資又は当該民間まちづくり事業を実施する者が発行する社債の取得に充てられることが確実であること。

イ テレワーク拠点等の整備を伴う事業

ロ 緑・オープンスペース等の整備を伴う事業

ハ 建築物の環境性能の向上に資する設備の整備を伴う事業

二 前号の民間まちづくり事業が、老朽ストック（築20年以上の建築物）を活用した事業であること。ただし、前号ハに掲げる事業であって、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していない建築物に係る事業についてはこの限りでない。

三 金融機関等からまちづくりファンドへの出資が既に行われ、又は今後行われることが見込まれること。

3 民間都市開発推進機構は、まちづくりファンドから受けた配当金について、ハンズオン支援費用等を控除して国庫に納付しなければならない。

4 民間都市開発推進機構は、各まちづくりファンドの存続期間が終了した場合において、民間都市開発推進機構からの出資に係る残余財産の額（配当金相当分を含む。）からハンズオン支援費用等を控除して国庫に納付しなければならない。

第4章 民間都市開発事業支援事業

第14条の4 事業主体

民間都市開発事業支援事業は、民間都市開発推進機構が行う。

第14条の5 国の補助

国は、事業主体に対して、予算の範囲内において、民間都市開発事業支援業務引当金に要する費用を補助することができる。

第14条の6 民間都市開発事業支援事業の実施等

1 民間都市開発推進機構は、民間都市開発事業支援事業及びメザニン支援事業に係る経理とその他の事業に係る経理とを区分して整理しなければならない。

2 補助金の運用益は、民間都市開発事業支援業務引当金に繰り入れるものとする。

3 民間都市開発推進機構は、メザニン支援事業を廃止する場合において、民間都市開発事業支援業務引当金に残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

第9編 削除

第 15 条から第 15 条の 6 まで 削除

第 10 編 削除

第 16 条から第 16 条の 5 まで 削除

第 11 編 国際競争拠点都市整備事業

第 1 章 国際競争拠点都市整備事業（公共公益施設整備型）

第 17 条 定義

本章における「鉄道駅周辺施設」とは、鉄道駅周辺に整備する交通広場、歩行者通路（エレベーター等バリアフリー施設を含む）、歩行者広場、公共駐車場、自転車駐車場、立体遊歩道、歩行者用デッキ、人工地盤等の鉄道駅を利用する者の利便の向上に資する施設をいう。

第 18 条 事業地区

国際競争拠点都市整備事業の事業地区は、都市再生特別措置法第 2 条第 5 項の規定に基づき政令により定められる特定都市再生緊急整備地域とする。

第 19 条 国際競争拠点都市整備事業計画の提出

1 次条に定める補助対象事業を実施するために補助金の交付を受けようとする地方公共団体、独立行政法人都市再生機構（以下、「機構」という。）、又は法律に基づく協議会（以下「協議会」という。）は、単独で又は共同して、次に掲げる事項を記載した計画（以下、「国際競争拠点都市整備事業計画」という。）を策定し、国土交通大臣に提出するものとする。この場合において、当該地方公共団体が指定都市以外の市町村であるときは、都道府県を経由して行うものとする。

- 一 特定都市再生緊急整備地域の名称
- 二 国際競争拠点都市整備事業の補助対象事業
- 三 事業箇所名
- 四 事業主体
- 五 事業期間
- 六 国際競争拠点都市整備事業の補助対象事業の概算事業費
- 七 その他必要な事項

2 前項の規定は、国際競争拠点都市整備事業計画の変更について準用する。

第 20 条 補助対象事業

国際競争拠点都市整備事業の補助対象は、都市再生特別措置法第 19 条の 2 の規定に基づき作成される整備計画に位置付けられる公共公益施設の整備等のうち次の第一号から第

八号に掲げる事業及び第九号に掲げる事業とする。

- 一 道路の新設又は改築に関する事業
- 二 鉄道施設の建設又は改良に関する事業
- 三 バス高速輸送システム（BRT（Bus Rapid Transit））の整備に関する事業
- 四 バスターミナルの整備に関する事業
- 五 鉄道駅周辺施設の整備に関する事業
- 六 市街地再開発事業
- 七 土地区画整理事業
- 八 史跡等一体都市開発事業
- 九 第一号から第八号に定める事業と一体的に整備する情報化基盤施設の整備に関する事業

第21条 地方公共団体等に対する国の補助

国は、予算の範囲内において、地方公共団体、機構及び協議会に対し、国際競争拠点都市整備事業計画に基づき実施する補助対象事業の費用の一部を補助することができる。

第22条 地方公共団体の補助に対する国の補助

国は、地方公共団体が、地方公共団体以外の施行者に対して、国際競争拠点都市整備事業計画に基づき実施する補助対象事業の費用を補助する場合、当該地方公共団体に対し、当該費用の一部を補助することができる。

第2章 国際競争流通業務拠点整備事業

第23条 事業地区

国際競争流通業務拠点整備事業の事業地区は、次の一及び二に該当する地域をいう。

- 一 都市再生特別措置法第2条第5項の規定に基づき政令により定められる特定都市再生緊急整備地域を核とする大都市圏に存する国際港湾周辺地域（ただし、臨港地区及び臨港地区となることが予定される地区を除く。）
- 二 工業系用途地域内であり、かつ、水際線（臨港地区がある場合は臨港地区境界）から概ね3キロメートル以内の範囲に存する土地の区域

第24条 国際競争流通業務地域再生促進計画

- 1 都道府県は、流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）に基づき主務大臣が定める「流通業務施設の整備に関する基本指針」を踏まえ、第23条の事業地区において、次に掲げる事項を記載した国際競争流通業務地域再生促進計画（以下「促進計画」という。）を策定することができる。

- 一 対象地区及びその面積
- 二 前号の地区における流通業務機能の改善及び向上に向けた取組の基本方針
- 三 都市計画等における前項の地区の位置づけ
- 四 流通業務機能の改善及び向上により期待される効果（流通業務拠点の高度化によ

るコスト低減等により特定都市再生緊急整備地域を核とする大都市圏の国際競争力を強化する効果等)

五 その他必要な事項

- 2 促進計画を策定する場合にあっては、事前に国土交通大臣に協議しなければならない。
- 3 前各項の規定は、計画を変更する場合（別に定める軽易な変更を除く。）に準用する。

第25条 国際競争流通業務拠点整備事業計画

- 1 第26条第3項に定める補助対象事業を実施するために補助金の交付を受けようとする事業の施行者になることが見込まれる者は、単独で又は共同して、国際競争流通業務拠点整備事業計画（以下「事業計画」という。）を策定することができるものとし、策定したときは、国土交通大臣に申請し、認定を受けることができる。
- 2 事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 事業主体
 - 二 事業区域とその面積
 - 三 事業期間
 - 四 流通業務拠点の整備の概要（施設建築物については概略設計図を添付すること。）
 - 五 工程表
 - 六 第四号の整備の概算事業費（本事業の対象とする整備の概算事業費を明示すること。）
 - 七 資金計画（第四号に定める整備に関するものを含む。）
 - 八 防災機能の向上及び都市環境の改善に向けた取組に関する事項
 - 九 その他必要な事項
- 3 国土交通大臣は、第1項の申請を受けた場合において、事業計画の内容が法令に定めるところに違反しない場合で、かつ、次の各号に定める全ての要件に該当すると認められる場合、当該計画を認定するものとする。
 - 一 促進計画の地区内で実施されること。
 - 二 流通業務拠点整備による防災機能の向上及び都市環境の改善が確認されること。
 - 三 第26条第3項の要件に該当すること。
 - 四 概算事業費が妥当であること。
 - 五 資金計画が妥当なものとなっていること。
- 4 国土交通大臣は、第3項の規定により事業計画の認定をしたときは、地方公共団体及び申請者に通知するものとする。
- 5 前各項の規定は、事業計画を策定した者が計画を変更する場合（軽易な変更を除く。）に準用する。

第26条 補助対象事業

国際競争流通業務拠点整備事業の補助対象は、次の第1項から第5項に掲げる調査又は事業とする。

- 1 第1編第1条の2第12項第二号イに定める促進計画策定調査
- 2 第1編第1条の2第12項第二号ロに定める事業計画策定調査
- 3 第1編第1条の2第12項第二号ハに定める拠点整備事業のうち、次の各号に掲げる事業

一 都市再生土地地区画整理事業

第3編第6条第1項第二号イに定める都市再生土地地区画整理事業（流通業務機能の改善及び向上を図るべき地域において物流拠点の整備を推進するために施行するものに限る。）を対象とするが、第3編第6条の3第2項に定める施行地区要件は、以下に読み替えるものとする。

イ 第3編第6条の3第2項第一号に定める公共用地率に係る地区要件

公共用地率が20%未満であること。なお、公共用地率の算定は第3編第6条の3第2項第一号の定めに従うものとする。

ロ 第3編第6条の3第2項第二号ハに定める重点地区の要件

第3編第6条の3第1項第一号ハ（1）の要件を満たし、2以上の物流施設の更新を伴う2以上の事業者による施設整備（ただし、共同出資会社方式、事業協同組合方式等により建設された共同建物は、1の施設又は1の事業者を2以上の施設又は事業者とみなす。）を行う地区であること。

二 大規模流通業務施設整備事業

2以上の物流施設の更新を伴う2以上の事業者による施設整備（ただし、共同出資会社方式、事業協同組合方式等により建設された共同建物は、1の施設又は1の事業者を2以上の施設又は事業者とみなす。）を行う事業であり、公共施設（道路、公園、広場、緑地等）の整備を伴うものを対象とする。

三 交通施設整備事業

複数の者が利用し、大型車輛の通行が可能な施設の整備であり、周辺交通の改善に資する事業を対象とする。

- 4 第1編第1条の2第12項第二号ニに定める調査・評価等事業
- 5 第1編第1条の2第12項第二号ホに定める事務事業

第27条 事業主体

- 1 前条第1項の調査は、都道府県が行う。
- 2 前条第2項の調査は、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、民間事業者、協議会又は土地地区画整理事業施行者（施行予定者を含む。）が行う。
- 3 前条第3項第一号の事業は土地地区画整理事業施行者が、前条第3項第二号および第三号の事業は民間事業者又は協議会が行う。
- 4 前条第4項又は第5項の事業は、民間事業者等が行う。

第28条 国の補助

- 1 国は、予算の範囲内において、事業主体に対し、補助対象事業の費用の一部を補助することができる。
- 2 国は、地方公共団体が地方公共団体以外の者に対して、補助対象事業の費用を補助

する場合には、予算の範囲内において、当該地方公共団体に対し、その費用の一部を補助することができる。

第3章 国際競争業務継続拠点整備事業

第29条 事業地区

国際競争業務継続拠点整備事業の事業地区は、次の一及び二に該当する地区をいう。

一 都市再生特別措置法第2条第5項の規定に基づき政令により定められる特定都市再生緊急整備地域及び隣接する地域

ただし、国際競争力強化の観点から、特定都市再生緊急整備地域内に再生可能エネルギー等を供給するための施設を特定都市再生緊急整備地域外に整備する場合はその限りでない。

二 エネルギーの供給先に災害対策基本法（昭和36年11月法律第223号）第2条第5項に規定する指定公共機関及び同条第6項に規定する指定地方公共機関の施設（以下、「指定公共機関等の施設」という。）、「医政発0321第2号災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年厚生労働省医政局長通知）に規定する災害拠点病院（以下、「災害拠点病院」という。）、帰宅困難者の受入等に関する地方公共団体との協定に規定する一時滞在施設のうち一以上を含む地区

第30条 エネルギー導管等整備事業計画

1 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構（以下、「機構」という。）、法律に基づく協議会（以下、「協議会」という。）又は民間事業者等は、第31条第2項に定めるエネルギー導管等整備事業の実施に関する計画（以下、「エネルギー導管等整備事業計画」という。）を策定することができるものとし、策定したときは、国土交通大臣に申請し、認定を受けることができる。

2 都道府県がエネルギー導管等整備事業計画を策定する場合にあっては、関係市町村の意見を聴かなければならない。

3 エネルギー導管等整備事業計画には、エネルギー導管等整備事業の実施に関する次に掲げる事項を定めるものとする。

一 エネルギー供給対象区域とその面積

二 エネルギー供給事業者

三 エネルギー供給システムの概要（エネルギーの面的利用の概要、エネルギー供給施設、供給対象建築物等について記載すること。）

四 災害時の事業地区全体の業務継続に必要なエネルギー供給の確保を含むエネルギーの供給方針、都市再生特別措置法（平成28年法律第72号）第19条の13の規定に基づき作成される都市再生安全確保計画（以下、「都市再生安全確保計画」という。）への位置付け及びエネルギー面的ネットワークの活用担保のための地区計画、建築協定、都市再生特別措置法（平成28年法律第72号）第45条の21の規定に基づく非常用電気等供給施設協定（以下、「非常用電気等供給施設協定」という。）等の活用の検討状況

五 エネルギー供給事業の実施体制

六 エネルギー供給施設位置図（第一号の供給対象区域図上に記載すること。）

- 七 エネルギーの面的利用による災害時の事業地区全体の業務継続に必要なエネルギー供給の確保の状況
 - 八 エネルギー供給開始の予定時期
 - 九 前号までに定めるエネルギー供給を実施する上で必要となる施設整備の概要（エネルギー導管等整備事業の対象とする施設整備を明示すること。）
 - 十 前号の施設整備にかかる事業の期間（エネルギー導管等整備事業の対象とする施設整備にかかる事業の期間を明示すること。）
 - 十一 第九号の施設整備を行う者（エネルギー導管等整備事業の対象とする施設整備を行う者を明示すること。）
 - 十二 第九号の施設整備の概算事業費（エネルギー導管等整備事業の 対象とする施設整備の概算事業費を明示すること。）
 - 十三 第一号で規定する区域において市街地開発を予定している事業者及び敷地面積が概ね10,000平方メートル以上の既設建築物の所有者とのエネルギー供給に関する調整状況
 - 十四 エネルギー供給事業の資金計画（第九号に定める施設整備に関するものを含む。）
 - 十五 その他必要な事項
- 4 国土交通大臣は、第1項の申請を受けた場合において、エネルギー導管等整備事業計画の内容が法令に定めるところに違反しない場合で、かつ、次の各号に定める全ての要件（前項第十一号のエネルギー導管等整備事業の対象とする施設整備を行う者が、地方公共団体又は機構である場合は第一号から第八号に定める全ての要件）に該当すると認められる場合、当該計画を認定するものとする。
- 一 前条に規定する事業地区に該当する地区で実施されること
 - 二 エネルギー導管等整備事業計画に定めるエネルギー供給対象区域において、市街地開発を予定している事業者及び敷地面積が概ね10,000平方メートル以上の既設建築物の所有者に対して、エネルギーの面的利用によるエネルギー供給の希望意向の確認を行った上でエネルギー導管等整備事業を実施しようとする事
 - 三 エネルギー供給の希望意向を示した事業者の市街地開発の動向を踏まえ、前項第八号のエネルギー供給開始の予定時期が適切なものとなっていること
 - 四 エネルギー導管等整備事業の実施に合わせて、都市再生安全確保計画への位置付け、エネルギー面的ネットワークの活用担保のための地区計画、建築協定、非常用電気等供給施設協定等の活用について検討を行っていること
 - 五 供給区域におけるエネルギーの面的利用による災害時の事業地区全体の業務継続に必要なエネルギー供給の確保が確認されること
 - 六 施設整備の概算事業費が妥当であること
 - 七 エネルギー供給事業の実施体制が適切なものとなっていること
 - 八 エネルギー供給事業の資金計画が妥当なものとなっていること
 - 九 前項第九号のエネルギー導管等整備事業の対象とする施設整備が公共空間に整備され、かつ、エネルギーの面的利用によるエネルギー供給の希望意向を示す者に対して、供給可能な（又は将来的に可能な）施設となっていること

- 5 国土交通大臣は、前項第五号から第九号の要件に該当するか否かについて判断するにあたっては、予め、学識経験者の意見を聴くものとする。
- 6 国土交通大臣は、エネルギー導管等整備事業の構想段階において、第4項第五号から第九号の要件に該当するか否かについて、エネルギー導管等整備事業の実施前で、かつ、事業計画の詳細検討が進んだ段階で学識経験者の意見を聴き、再度確認を行うことを前提として、第4項に定める認定を行うことができる。なお、再確認の結果、要件に該当しないことが明らかになった場合は、エネルギー導管等整備事業の実施に要する費用に対する国の補助を行わないものとする。
- 7 国土交通大臣は、第4項の規定によりエネルギー導管等整備事業計画の認定をしたときは、補助事業者に通知するものとする。
- 8 前各項の規定は、エネルギー導管等整備事業計画を策定した者が計画を変更する場合（軽易な変更を除く。）に準用する。

第31条 補助対象事業

国際競争業務継続拠点整備事業の補助対象は、次の第1項から第2項に掲げる事業とする。

- 1 整備計画事業調査
前条のエネルギー導管等整備事業計画の策定及びそのために必要となる調査
- 2 エネルギー導管等整備事業
都市再生安全確保計画に位置付けられるエネルギー導管（未利用熱を取得する導管を含む）、エネルギー貯留施設、エネルギー供給施設（再生可能エネルギー施設、コージェネレーションシステム等）、指定公共機関等の施設が既存建築物の場合は、当該施設のエネルギーの面的利用に伴い必要となる熱交換機器・受変電設備及びそれらの付帯施設の整備に関する事業

第32条 地方公共団体等に対する国の補助

- 1 国は、予算の範囲内において、地方公共団体又は協議会に対し、前条第1項に掲げる事業に要する費用の一部を補助することができる。
- 2 国は、予算の範囲内において、前条第2項に掲げる事業にあつては、地方公共団体、機構、協議会又は民間事業者等に対し、第30条第4項の規定により国土交通大臣が認定したエネルギー導管等整備事業計画に位置付けられる事業に要する費用の一部を補助することができる。

第33条 地方公共団体の補助に対する国の補助

国は、地方公共団体が民間事業者等に対して、第30条第4項の規定により国土交通大臣が認定したエネルギー導管等整備事業計画に位置付けられる事業に要する費用を補助する場合、予算の範囲内において、当該費用の一部を補助することができる。

第12編 削除

第34条から第39条まで 削除

第 13 編 まちなかウォーカブル推進事業

第 40 条 事業主体

まちなかウォーカブル推進事業は、都道府県又は民間事業者等（独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）及び特定非営利活動法人等（都市再生特別措置法（以下「都市再生法」という。）第 46 条第 3 項に定める特定非営利活動法人等をいう。以下第 13 編関係部分において同じ。）を含む。）が行う。

第 41 条 施行地区

まちなかウォーカブル推進事業は、次のすべての要件に該当する地区において行うものとする。

- 1 交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー 10－（2）5．（1）に規定する施行地区
- 2 都市再生法第 46 条第 1 項に規定する都市再生整備計画（以下単に「都市再生整備計画」という。）の区域内において、滞在の快適性等の向上のために必要な施設の整備等を行う必要があると認められる区域（以下「まちなかウォーカブル区域」という。）が定められた地区（当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区を含む。）

第 42 条 ウォーカブル推進計画の策定

- 1 まちなかウォーカブル推進事業を実施しようとする事業主体は、交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー 10－（2）6．第 1 項（1）から（13）に掲げる事項を記載したウォーカブル推進計画を作成するものとする。
この場合において、当該事項中「都市再生整備計画」とあるのは「ウォーカブル推進計画」と読み替えるものとする。
- 2 ウォーカブル推進計画に記載することができる補助対象事業は、当該事業を実施する区域が所在する市町村が作成する都市再生整備計画において、関連事業として位置付けがあるものに限る。
- 3 交付金交付要綱第Ⅱ編イー 10－（2）5．（1）第 2 項の区域においてまちなかウォーカブル推進事業を実施しようとする事業主体は、ウォーカブル推進計画を国に提出し、確認を受けることができる。
- 4 前 3 項の規定は、ウォーカブル推進計画を変更する場合に準用する。

第 43 条 事業主体に対する国の補助

国は予算の範囲内において事業主体に対し、ウォーカブル推進計画に基づき実施する交付対象事業の費用の一部を補助することができる。

第 14 編 グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

第 44 条 事業主体

グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の実施主体（以下この編において「補助事業者」という。）は、次のいずれかの号に該当する者とする。

- 1 地方公共団体を含む官民連携協議会
- 2 民間事業者
- 3 独立行政法人都市再生機構

第45条 グリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画の提出

- 1 グリーンインフラ活用型都市構築支援事業を実施するために補助金の交付を受けようとする事業が予定される市町村は、次に掲げる事項を記載した計画（以下「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画」という。）を作成し、地方整備局長等を経由して、大臣に提出するものとする。この場合において、複数の事業主体が連携して事業を行うときは、当該事業主体が共同してグリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画を策定することができる。なお、計画を提出する市町村が指定都市以外の市町村であるときは、都道府県を経由して行うものとする。
 - 一 事業計画の区域
 - 二 事業計画の目標
 - 三 事業計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
 - 四 計画期間
 - 五 事業計画の対象となる地区の名称
 - 六 交付期間における各交付対象事業の概算事業費
 - 七 事業計画の評価に関する事項
- 2 「通常型」については、緑の基本計画や市町村都市計画マスタープラン等の計画においてグリーンインフラの取り組みに関する整備目標・内容に関する記載があり、その内容とグリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画の内容が整合しなければならない。
- 3 「防災・減災推進型」については、2に加え、防災指針が定められた（確実に定められることが見込まれる場合を含む）立地適正化計画や流域水害対策計画等の防災・減災関連の計画において、グリーンインフラの取り組みに関する整備目標・内容に関する記載があり、その内容とグリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画の内容が整合しており、グリーンインフラの取り組みを実施することで防災・減災関連の計画の達成に寄与すること。
- 4 第1項第二号に規定する目標は、次に掲げる要件を満たすものとする。
 - 一 事業計画の区域における課題解決、又は本事業の実施目的に関連する目標設定であること
 - 二 緑や水が持つ多面的機能の発揮を目的とした目標を3つ以上設定し、そのうち2つ以上は定量的な目標設定であること。ただし、「防災・減災推進型」については、指標内容のうち1つは防災・減災関連の指標であること。
- 5 第1項から前項までの規定は、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画を変更しようとする場合において準用する。

第46条 補助対象事業

グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の補助対象は、第一号及び第二号を満たすものとする。

- 一 事業計画の目標達成に資する以下のイ〜リに掲げる事業（ただし、「通常型」については、へを除く）。

- イ 公園緑地の整備
- ロ 公共公益施設の緑化
- ハ 民間建築物の緑化
- ニ 市民農園の整備
- ホ 緑化施設の整備
- ヘ 既存緑地の保全利用施設の整備
- ト グリーンインフラに関する計画策定
- チ 整備効果の検証
- リ 認定優良緑地確保計画に基づく緑地の整備等

二 複数の事業主体により実施するもの、または、前号イ～ヘのうち2つ以上の事業を実施するもの。ただし、ハについて、民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について2030年度までに実質ゼロを実現することなどに先行的に取り組む地域等として環境省が選定した地域等（脱炭素先行地域）、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の25%以上かつ500㎡以上であり、10年以上にわたり適切に管理されるものである場合、並びに、リについては、本要件は適用しない。

第47条 国の補助

国は、予算の範囲内において、補助事業者に対し、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の実施に要する費用について、施設の整備及び計画策定、整備効果の検証に要する費用の2分の1以内の額を補助することができる。

第15編 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業

第48条 事業主体

都市空間情報デジタル基盤構築支援事業は、地方公共団体が行う。

第49条 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業計画の提出

1 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業を実施しようとする事業主体は、次に掲げる事項を記載した計画（以下「都市空間情報デジタル基盤構築支援事業計画」という。）を作成し国に提出するものとする。なお、事業主体が指定都市以外の市町村（特別区を含む。）であるときは、都道府県を経由して行うものとする。

- 一 事業計画の区域
- 二 計画期間
- 三 事業計画の目標
- 四 事業計画の評価に関する事項
- 五 事業計画の目標を達成するために必要な交付事業
- 六 3D都市モデルの整備に関する事項
- 七 3D都市モデルの活用に関する事項

2 前項の規定は、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業計画を変更しようとする場

合において準用する。

第50条 補助対象事業

都市空間情報デジタル基盤構築支援事業の補助対象は、前条の事業計画の目標達成に資する事業であって、次に掲げる事業とする。

- 一 3D都市モデルの整備に関する事業
- 二 3D都市モデルの活用に関する事業
- 三 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化推進事業

第51条 国の補助

国は、予算の範囲内において、事業主体に対し、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業の実施に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

第16編 地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業

第52条 事業主体

地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業の事業主体は、次のいずれかの号に該当する者とする。

- 一 市町村
- 二 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（以下この編において「法律」という。）第28条第1項に規定する特定居住支援法人（以下この編において「法人」という。）。なお、法律が施行された年度及びその翌年度に限り、指定見込みのものも含む。

第53条 補助対象事業

地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業の補助対象は、次に掲げる事業とする。

- 一 テレワーク拠点施設の整備に関する事業
- 二 テレワーク拠点施設に併設する関連施設の設置に関する事業
- 三 移住等に資するソフト事業

第54条 国の補助

国は、予算の範囲内において、市町村が実施する地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業（以下単に「事業」という。）にあっては、2分の1以内、法人が実施する事業にあっては、3分の1以内の額を補助することができる。

附 則

1 施行期日

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 廃止

この要綱の施行に際し、都市再構築総合支援事業制度要綱（平成１１年３月１９日建設省都計発第１１号、建設省住街発第２１号 建設省都市局長、住宅局長通達）、街並み・まちづくり総合支援事業制度要綱（平成６年６月２４日建設省経宅発第９９号、建設省都計発第８３号、建設省住街発第７１号 建設省建設経済局長、都市局長、住宅局長通達）、土地集約・整形化有効利用推進計画作成事業制度要綱（平成１１年１２月９日建設省都政発第５４号 建設省都市局長通達）、都市基盤整備推進公共用財産特定事業費補助金制度要綱（平成８年５月２４日建設省会第９号 建設省事務次官通達）、都市再生区画整理事業制度要綱（平成１１年３月１９日建設省都区発第１５号 建設省都市局長通達）、次世代都市整備事業制度要綱（平成９年４月１日建設省都政発第１６号、建設省都区発第２３号 建設省都市局長通達）及び都市構造再編促進事業制度要綱（平成９年４月１日建設省都計発第５８号、建設省都再発第２６号、建設省都街発第４７号、建設省都区発第２５号 建設省都市局長通達）は廃止する。

３ 経過措置

一 都市再生総合整備事業に係る措置

イ 第２項により廃止される都市再構築総合支援事業に基づき、すでに指定又は策定された都市・居住環境整備重点地域、都市・居住環境整備基本計画、特定地区、整備計画及び事業計画書については、その対象とする区域において、本要綱第２編第１章に基づき都市再生総合整備事業（総合整備型）を実施する場合においては、引き続き効力を有するものとする。

ロ 第２項により廃止される街並み・まちづくり総合支援事業制度要綱に基づき、すでに策定された総合基本設計書については、その対象とする地区において、本要綱第２章第２編に基づき都市再生総合整備事業（拠点整備型）を実施する場合においては、引き続き効力を有するものとする。また、その際、市町村が既に策定したまちづくりに関する総合的な計画（「街並み・まちづくり総合計画」）を引き続き活用する場合においては、これを「都市拠点総合計画」と読み替えることができるものとする。

二 都市再生土地区画整理事業に係る措置

この要綱の施行の際、都市再生区画整理事業制度要綱（平成１１年３月１９日建設省都区発第１５号 建設省都市局長通達）により現に施行中の事業は、この要綱で定める都市再生区画整理事業であるものとみなす。

三 都市再生交通拠点整備事業に係る措置

この要綱の施行の際、第２項により廃止される街並み・まちづくり総合支援事業制度要綱（平成６年６月２４日 建設省都計発第８３号 建設省経宅発第９９号 建設省住街発第７１号 建設省事務次官通達）で、現にこの要綱による廃止前の要綱に基づき行われている事業については、当該廃止前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

四 先導的都市整備事業に係る措置

イ この要綱の施行の際、第２項により廃止される次世代都市整備事業制度要綱（平成９年３月１９日建設省都区発第１５号 建設省都市局長通達）及び、街並み・まちづくり総合支援事業制度要綱（平成６年６月２４日 建設省都計発第８３号 建

設省経宅発第99号 建設省住街発第71号 建設事務次官通達)で、現にこの要綱による廃止前の要綱に基づき行われている事業については、当該廃止前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

- ロ 第2項により廃止される街並み・まちづくり総合支援事業制度要綱に基づき、すでに策定された総合基本設計書については、その対象とする地区において、本要綱第5編第2章に基づき市街地環境整備事業を実施する場合においては、引続き効力を有するものとする。また、その際、市町村が既に策定したまちづくりに関する総合的な計画(「街並み・まちづくり総合計画」)を引続き活用する場合においては、これを「市街地環境整備総合計画」と読み替えることができるものとする。

五 都市防災推進事業に係る措置

この要綱の施行に際し、第2項により廃止される都市構造再編促進事業制度要綱に基づき、既に施行中の災害危険度判定等調査事業、住民等のまちづくり活動支援事業、地区公共施設等整備事業及び都市防災不燃化促進事業は、それぞれ本要綱第6編の規定による都市防災に関する計画策定、住民等のまちづくり活動支援、地区公共施設等整備及び都市防災不燃化促進とみなすものとする。

附 則

1 施行期日

改正後の要綱は平成12年11月22日から施行する。

2 都市再生区画整理事業に係る経過措置

この要綱の施行の際、現に施行前の要綱に基づき行われている事業については、当該改正前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

附 則

1 施行期日

改正後の要綱は平成13年4月1日から施行する。

2 都市防災推進事業に係る経過措置

平成12年度以前に災害危険度判定等調査又は都市防災に関する計画策定を行った地方公共団体が平成13年度以降に引き続き行う都市防災に関する計画策定については、なお従前の例とする。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は平成14年4月1日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は平成14年6月1日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は平成 15 年 3 月 20 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 都市再生区画整理事業に係る経過措置

この要綱の施行の際、現に施行前の要綱に基づき行われている事業については、当該改正前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

3 市街地環境整備事業に係る経過措置

この要綱の施行前に、改正前の要綱第 9 条第 3 項第 2 号の規定により総合基本設計書を策定するに当たって市町村長が総合政策局長と行った協議については、改正後の要綱第 9 条第 3 項第 2 号の規定により当該総合基本設計書を策定するに当たって当該市町村長が土地・水資源局長と協議を行ったものとみなす。なお、この規定は総合基本設計書を変更する場合に準用する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 廃止

都市再開発関連公共施設整備促進事業制度要綱（平成 12 年 3 月 24 日建設省都再発第 20 号建設事務次官通知）及び田園居住区整備事業制度要綱（平成 7 年 4 月 3 日建設省都計発 103 号、建設省都区発第 31 号）は廃止する。

3 経過措置

一 都市再生総合整備事業に係る措置

この要綱の施行の際、廃止前の都市再開発関連公共施設整備促進事業制度要綱に基づき行われている事業については、当該廃止前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

二 都市再生区画整理事業に係る措置

この要綱の施行の際、廃止前の田園居住区整備事業制度要綱に基づき行われている事業については、当該廃止前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は平成 17 年 4 月 27 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は平成 17 年 10 月 24 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項、第 6 条の 3 第 1 項第一号イ、第 6 条の 5 第 1 項第二号ロ、同条第 2 項第二号ロ及び第 9 条第 2 項及び第 9 条の 3 第一号の改正規定は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成 18 年法律第 54 号。以下「中心市街地活性化法等の一部改正法」という。）の施行の日から、第 6 条第 2 項第六号の改正規定は会社法（平成 17 年法律第 86 号）の施行の日から施行する。

2 経過措置

一 都市再生区画整理事業に係る経過措置

イ この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われている事業については、当該改正前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

ロ 中心市街地活性化法等の一部改正法の施行の日から 3 年間、第 3 編中「都市機能導入施設」とあるのは、「中心市街地活性化法第 9 条第 10 項に規定する認定基本計画に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれる公益施設、住宅、商業等の機能を有する施設」と読み替えて適用するものとする。

二 都市防災総合推進事業に係る経過措置

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われている事業については、当該改正前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

三 エコまちネットワーク整備事業に係る経過措置

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われている次世代都市整備事業については、平成 19 年 3 月 31 日までの間、当該改正前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

附則

1 施行期日

この要綱は、平成 18 年 8 月 22 日から施行する。

2 暮らし・にぎわい再生事業に係る経過措置

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成 18 年法律第 54 号）の施行日から 3 年経過するまでは、本要綱第 11 編中「認定基本計画に位置付けられた」を「認定基本計画に位置付け

られ、又は位置付けられることが確実と見込まれる」と読み替えるものとする。

附則

1 施行期日

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項第一号、第3条の3、第3条の4第1項及び第3項の改正規定は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成19年法律第19号）の施行の日から施行する。

2 都市再生交通拠点整備事業に係る経過措置

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われている事業については、当該改正前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

3 国の補助に係る時限

第10条の5第5項、第6項及び第9項の規定により補助する場合における補助対象期間は平成23年度までとする。

4 採択基準等の特例に係る時限

第10条の6に規定される採択基準等の特例は、平成23年度までに採択された事業に限り、その効力を有するものとする。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成19年8月6日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 都市再生区画整理事業に係る経過措置

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われている事業については、当該改正前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成20年11月4日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成21年1月27日から施行する。

2 民間都市開発緊急促進事業に係る措置

一 平成20年度一般会計補正予算（第2号）に限り、第1条の2第1項の「都市再生推進事業」に「民間都市開発緊急促進事業」を加える。

二 前号の「民間都市開発緊急促進事業」とは、地方都市などにおける優良な民間都市開発プロジェクトへの金融支援を充実するため、第三号から第七号において定めると

ころに従って行われる事業で、停滞している民間都市開発事業を緊急に促進するため、計画策定、事業化へ向けてのコーディネートを行うものをいう。

三 民間都市開発緊急促進事業における用語の定義は、次に定めるところによる。

イ 「特定民間都市開発事業」とは、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和 62 年法律第 62 号）第 2 条第 2 項に規定する民間都市開発事業であつて、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 63 条に規定する民間都市再生整備事業計画の申請を行おうとする事業をいう。

ロ 「都市再生整備計画」とは、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 46 条第 1 項に規定する都市再生整備計画をいう。

ハ 「中心市街地活性化協議会」とは、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 15 条第 1 項に規定する中心市街地活性化協議会をいう。

ニ 「まちづくり会社」とは、良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的として設立された法人（地方公共団体の出資が 4 分の 1 以上のものに限る。）をいう。

四 民間都市開発緊急促進事業の事業主体は、地方公共団体、中心市街地活性化協議会又はまちづくり会社とする。

五 民間都市開発緊急促進事業の施行地区は、都市再生整備計画の区域とする。

六 地方公共団体、中心市街地活性化協議会又はまちづくり会社は、施行地区において、次に掲げる特定民間都市開発事業のコーディネート事業（企業の破綻又は経営困難化の影響を受け、民間都市再生整備事業としての金融支援を受けるために、事業の再検討等が必要な事業に限る。）を行うものとする。

イ 地区現状調査

ロ 土地所有者等の開発・土地利用意向調査

ハ 建築物及びその敷地の整備計画並びに公共施設の整備計画の作成のための調査

ニ 建築物及びその敷地の整備計画並びに公共施設の整備計画の作成

ホ 整備手法及び整備手順の検討

ヘ 事業の実施に係る企画、立案及び情報の提供

ト 事業推進、事業化に係る調整等

七 国は、予算の範囲内において、当該事業に要する費用の 2 分の 1 以内を、事業主体に補助することができる。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成23年7月25日から施行する。

2 都市再生ファンド支援事業に係る経過措置

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われている事業については、当該改正前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

3 まち再生総合支援事業に係る経過措置

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われている事業については、当該改正前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成24年2月17日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成25年5月15日から施行する。

2 国際競争拠点都市整備事業に係る経過措置

第25条第3項第一号の規定は、平成26年度末までは、「促進計画の地区内で実施されること」を「促進計画の策定が見込まれる地区内で実施されること」と読み替えるものとする。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成26年8月1日から施行する。

2 都市再生コーディネート等推進事業に係る経過措置

改正前の第4条の3第2項第8号に係る支援に関し、中心市街地活性化法第9条第10項に規定する内閣総理大臣の認定を受けた又は認定を受けると見込まれる基本計画の区域を含む地区で平成28年度末までに実施される事業については、なお従前の例による。

3 都市再生区画整理事業に係る経過措置

- 一 本改正要綱の施行（平成 26 年 8 月 1 日）の日から平成 28 年度末までの期間において、立地適正化計画を未作成の市町村が、平成 28 年度までに都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を作成すること及び平成 30 年度までに居住誘導区域を定めた立地適正化計画を作成することが確実と見込まれる場合は、第 6 条第 2 項に定める立地適正化計画に係る要件を満たす事業とみなす。
- 二 本改正要綱の施行（平成 28 年 4 月 1 日）の日から平成 30 年度までの期間において、立地適正化計画に都市機能誘導区域を定めており、かつ、居住誘導区域を定めていない市町村が、都市再生区画整理事業を実施する場合は、平成 30 年度までに立地適正化計画に居住機能誘導区域を定めることが確実と見込まれる場合には、第 6 条第 2 項に定める立地適正化計画に係る要件を満たす事業とみなす。
- 三 中心市街地活性化法第 9 条に規定する基本計画に基づいて行われる都市再生区画整理事業に関しては、平成 28 年度末までに認定又は策定された基本計画に基づいて当該基本計画の期間中に行われる事業についてはなお従前の例による。
- 四 本改正要綱の施行（平成 28 年 4 月 1 日）の日から平成 30 年度末までの期間に事業着手する事業であって、改正前の要綱第 6 条の 3 第 1 項第一号ニ（５）に該当するもの及び第 2 項第二号ニに該当するもの（第 6 条の 3 第 1 項第一号ニ（５）に該当するものに限る。）は、なお従前の例によるものとする。
- 五 本改正要綱の施行（平成 28 年 4 月 1 日）の日から平成 30 年度末までの期間に事業着手する事業であって、改正前の要綱の第 6 条の 3 第 1 項第 1 号ハ（１）に該当するものは、なお従前の例によるものとする。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 住民参加型まちづくりファンド支援事業に係る経過措置

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われている事業に対する助成等については、なお従前の例による。

3 国際競争業務継続拠点整備事業に係る経過措置

第 31 条第 2 項の規定は、平成 29 年度末までは、「都市再生安全確保計画に位置付けられる」を「都市再生安全確保計画に位置付けられる、又は位置付けられることが確実と見込まれる」と読み替えるものとする。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 30 年 7 月 1 5 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 景観まちづくり刷新支援事業に係る経過措置

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われている事業に対する助成等については、なお従前の例による。

3 まちなかウォークابل推進事業に係る経過措置

本改正要綱の施行（令和 2 年 4 月 1 日）の日から令和 3 年度末までの期間において、まちなかウォークابل区域を定めていない市町村の区域においてまちなかウォークابل推進事業を実施する場合は、令和 3 年度末までにまちなかウォークابل区域を定めることが確実と見込まれる場合には、まちなかウォークابل推進事業の実施が可能なものとする。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は令和 2 年 9 月 7 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、令和 3 年 1 月 2 8 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業に係る経過措置

当該事業の支援期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日とし、令和11年度中に見直しを行うものとする。

なお、見直しにより当該事業が廃止となる場合、廃止前の要綱に基づき行われている事業については、当該廃止前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、令和6年11月1日から施行する。ただし、第1条の2第8項第1号イ及び第46条第1項第1号及び第2号の改正規定は、都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年法律第40号）の施行の日から施行する。

都市再生推進事業費補助交付要綱

第1編 総 則

第1条 通則

都市再生推進事業費補助（以下「補助金」という）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年12月21日総理府・建設省令第9号）、都市再生推進事業制度要綱（平成12年3月24日建設省経宅発第37-2号、都計発第35-2号、住街発第23号）及び関係通達の定めるところによるほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第1条の2 指導監督事務及び指導監督事務費

1 指導監督事務

都道府県知事は、都市再生推進事業の円滑な進捗を図るため、市町村（指定都市を除く。）又は地方公共団体以外の施行者（国が直接補助をする場合の独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社を除く。）に対し、必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又は検査しなければならない。

2 指導監督事務費

国は、都道府県知事が行う前項の指導監督に要する費用として、当該年度における都道府県の区域内で行う都市再生推進事業に要する費用のうち、国土交通大臣が定める割合に相当する額を都道府県に交付する。ただし、この額によることが著しく不適當である場合は、この率によらないことができる。

第1条の3 補助金等の経理

1 補助事業者又は都道府県知事は、国の補助金について経理を明かにする帳簿を作成し、都市再生推進事業の完了後5年間保存しなければならない。

2 補助事業者が「補助事業等における残存物件の取扱について」（昭和34年3月12日付建設省会発第74号）に定められている備品を購入した場合は、台帳を作成し、当該備品の購入年月日、数量、価格等を明らかにしておかなければならない。

第2編 都市再生総合整備事業

第1章 都市再生総合整備事業（総合整備型）

第2条 補助対象

補助金の交付対象は、次の各項に掲げる費用とする。

1 都市・居住環境整備基本計画の策定に要する費用

都市・居住環境整備重点地域全体について、都市・居住環境整備基本計画を地方公共団体が策定するために要する費用

2 整備計画の策定及びコーディネートに要する費用

地方公共団体、独立行政法人都市再生機構（以下この編において「機構」という。）、民間事業者等が行う整備計画の策定及び地方公共団体、民間事業者等が行うコーディネートに要する費用

3 特定地区内の都市基盤施設の整備に要する費用

地方公共団体又は機構が、都市の再構築の推進に必要な都市基盤施設として特定地区内において先行的に整備するもの又は特定地区内で構想される面的整備及び拠点形成等（以下「面的整備事業等」という。）の具体化を促進する公共施設の整備に要する費用で次に掲げるものとする。

一 調査設計費

調査及び設計に要する費用

二 施設整備費

用地費及び施設の建設に要する費用

4 特定地区内の地域生活基盤施設、高質空間形成施設及び高次都市施設の整備に要する費用

地方公共団体、機構、民間事業者等が、特定地区内において別表中に掲げる施設を整備するために要する費用。ただし、別表中Ⅲに掲げる地域交流センター、高度情報センター、複合交通センター及びアーバンマネジメントセンター（以下「センター施設」という。）については、地方公共団体、機構、地方公共団体又は機構の出資又は拠出によって設立された法人（以下「第3セクター」という。）が行うものに限り、別表中Ⅰに掲げる道路等、駐車場等、集会所及び情報板の整備については、地方公共団体、機構、第3セクター、市街地再開発組合、土地区画整理組合、商店街組合、宅地開発事業者等が行うものに限る。

5 特定地区内の既存施設の除却又は移転に要する費用

特定地区内の面的整備事業等を行う者が、当該事業の実施のために支障となる既存施設の除却又は移転に要する費用

第2条の2 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内で次のとおりとする。ただし、別表中Ⅰに掲げる地域生活基盤施設及びⅡに掲げる高質空間形成施設の施設整備費に対する補助金の合計額は1特定地区当たり2,000,000千円又は特定地区面積に1ha当たり40,000千円を乗じたもののいずれか小さい額を限度とする。

1 地方公共団体に対する補助

国が交付する補助金の額は、地方公共団体が行う都市再生総合整備事業（総合整備型）に要する費用（事務費を含む。）の2分の1以内とする。ただし、別表中に掲げる地域生活基盤施設、高質空間形成施設及び高次都市施設については、それぞれ別表に掲げる費用（事務費を含む。）の3分の1以内とする。

2 機構に対する補助

国が交付する補助金の額は、機構が行う都市再生総合整備事業（総合整備型）に要する費用（事務費を含む。ただし、コーディネートに要する費用を除く。）の2分の1以内とする。ただし、別表中に掲げる地域生活基盤施設、高質空間形成施設及び高次都市施設については、それぞれ別表に掲げる費用（事務費を含む。）の3分の1以内とする。

3 地方公共団体の補助に対する国の補助

国が交付する補助金の額は、地方公共団体が都市再生総合整備事業（総合整備型）を行う者に対して補助する費用（事務費を含む。）の2分の1以内で、かつ、当該事業に要する費用の3分の1以内とする。

第2章 都市再生総合整備事業（拠点整備型）

第3条 都市拠点形成支援施設整備事業

1 補助対象

補助金の交付対象施設及び交付対象費用は、次に掲げる各項のとおりとする。

一 整備地区内の地域生活基盤施設、高質空間形成施設及び高次都市施設の整備に要する費用

地方公共団体、機構、民間事業者等が、整備地区内において別表に掲げる施設を整備するために要する費用。

ただし、別表中Ⅲに掲げる高次都市施設については、以下の地区において実施されるものに限る。

イ 地域交流センター等及び複合交通センター

次の(1)～(3)をすべて満たす地区に限る。

- (1) 新たな都市拠点として整備すべき地区で都市の基盤の一体的整備を行うことにより有効な利用が図られるべき鉄道操車場跡地、工場跡地、新市街地、沖合人工島、既成市街地内の低未利用地等の開発可能地を含むもの（以下「新たな都市拠点として整備すべき地区」という。）であること。
- (2) 基幹的事業が土地区画整理事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等であること。
- (3) 基幹的事業が土地区画整理事業の場合は地区の面積がおおむね10ha以上、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業の場合は建築物の延べ面積が10,000㎡以上であること。

ロ アーバンマネジメントセンター

広域的な再開発の実施が確実と認められ、かつ、一定期間に集中的、段階的に土地利用の高度化及び都市機能の集積が行われると認められる地区（以下「広域的な再開発の実施が確実と認められる地区」とする。）であること。

ハ 人工地盤等

次のいずれかに該当する地区であること。

- (1) 新たな都市拠点として整備すべき地区
- (2) 魅力とにぎわいのある商業地域の整備として、土地の複合高度利用を図るべき地区

- (3) 中心市街地等で人々の交流の拠点となる地区
- (4) 道路、鉄道、大規模建築物等により市街地が分断され、一体的整備を図る必要性が高い地区
- (5) 公園、広場等の公共空間が少なく、環境・防災上の観点から公共空間確保の必要性が高い地区

また、別表中Ⅱに掲げる高質空間形成施設のうち地域冷暖房施設については、新たな都市拠点として整備すべき地区又は広域的な再開発の実施が確実と認められる地区において実施されるものに限る。

二 整備地区内の既存施設の除却又は移転に要する費用

整備地区内の面的整備事業等を行う者が、当該事業の実施のために支障となる既存施設の除却又は移転に要する費用

三 総合基本設計書の策定に要する費用

市町村（特別区を含む。）が、総合基本設計書の策定のために要する費用

2 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内において、次のとおりとする。ただし、別表中Ⅰに掲げる地域生活基盤施設及びⅡに掲げる高質空間形成施設の施設整備費に対する補助金の合計額は1整備地区当たり2,000,000千円又は整備地区面積に1ha当たり40,000千円を乗じたもののいずれか小さい額を限度とする。

イ 地方公共団体が行う都市再生総合整備事業（拠点整備型）については、別表に掲げる費用（事務費を含む。）の3分の1以内とする。

ロ 機構が行う都市再生総合整備事業（拠点整備型）については、別表に掲げる費用（事務費を含む。）の3分の1以内とする。

ハ 協議会が行う都市再生総合整備事業（拠点整備型）については、別表に掲げる費用（事務費を含む。）の3分の1以内とする。

ニ 地方公共団体以外の者が行う都市再生総合整備事業（拠点整備型）（センター施設については、第3セクターが行うものに限り、別表中Ⅰに掲げる道路等、駐車場等、集会所及び情報板の整備については、機構、第3セクター、市街地再開発組合、土地区画整理組合、商店街組合、宅地開発事業者等が行うものに限る。）については、地方公共団体から当該事業を行う者への補助に要する費用（事務費を含む。）の2分の1以内で、かつ、当該費用の3分の1以内とする。

第3条の2 都市拠点形成支援基盤整備促進事業

1 採択基準

国庫補助の対象となる都市拠点形成支援基盤整備促進事業（以下「促進事業」という。）は、当該事業と同種の公共施設の整備に関する事業の採択基準及び次に掲げる基準に合致するものとする。

一 一般的基準

次に掲げる基準のいずれかに合致するものであること。

イ 都市拠点形成支援施設整備事業（以下「整備事業」という。）の施行地区（以下「整備地区」という。）内に当該整備地区の拠点となる地域文化施設等の中核的施

設（以下「中核的施設」という。）の整備が予定されているものであること。また、促進事業の実施により、中核的施設以外の民間建築物が早期に整備されることが確実であると認められること。

- ロ 都市再生推進事業制度要綱（以下「制度要綱」という。）第3条の2第1項(1)に掲げる事業（以下「都市再開発事業」という。）に関連して緊急に整備することが必要な公共施設の整備に関する事業で、その実施により都市の再開発を促進し、地域の活性化が促進される見込みが明らかなものであること。ただし、都市再開発事業が市街地再開発事業及び土地区画整理事業の場合にあっては、市街地再開発事業及び土地区画整理事業の国庫補助採択基準又はこれらに関する公共施設管理者負担金の採択基準に適合するものであること。

二 施設別基準

イ 道路（都市計画道路を含む。）

一般国道以外の道路に関する事業で、次のいずれかに該当するものの整備に関する事業であること。

- (1) 整備地区内の主要な道路
- (2) 整備地区と整備地区外の主要な道路、最寄主要駅等交通上の重要拠点とを連結する道路のうち、整備事業に起因して、一体的かつ緊急に整備を行うことが必要な区間において行われるもの
- (3) 都市再開発事業に起因して緊急に整備を行うことが必要な区間において行われるもの

ロ 都市公園

都市計画施設である住区基幹公園、都市基幹公園、都市緑地、緑道等に関する事業で、原則として、整備地区内又は都市再開発事業の事業地区（以下「事業地区」という。以下同じ。）内において行われるものであること。

ハ 下水道

下水道法（昭和33年法律第79号）の事業認可を得て行われる下水道事業で、次のいずれかに掲げる施設の整備に関する事業であること。

- (1) 整備地区内又は事業地区内の主要な管渠
- (2) 整備地区と整備地区外又は事業地区と事業地区外の主要な管渠若しくは流域下水道の管渠を結ぶ公共下水道の管渠又は流域下水道の管渠で、整備事業又は都市再開発事業に起因して、一体的かつ緊急に整備を行うことが必要な区間において行われるもの
- (3) 整備地区内、事業地区内、整備地区から適切な放流地点に至るまで又は事業地区から適切な放流地点に至るまでの都市下水路

ニ 河川

一級河川（直轄区間を除く。）、二級河川又は準用河川に係る事業であって、当該河川の下流の治水計画上也効果的と認められるもので、かつ、次のいずれかに掲げる施設の整備に関する事業であること。

- (1) 整備地区を通過し、若しくは整備地区に接する河川の部分又は整備地区の整備による影響により改善が必要となる河川の部分で、整備事業と一体的に整備する

ことが必要なもの

(2) 事業地区を通過し、若しくは事業地区に接する河川の部分又は事業地区の整備による影響により改善が必要となる河川の部分で、都市再開発事業と一体的に整備することが必要なもの

(3) 整備事業又は都市再開発事業に関連して整備することが必要とされる防災調節池又は雨水貯留施設

ホ 広場等

道路敷地外の空間を活用して、安全かつ円滑な道路交通の確保のために必要な広場（人工地盤及びそれと一体的に整備されるエスカレーター等の昇降装置を含む。）等の歩行者空間を都市再開発事業に起因して緊急に整備することが必要な事業（都市再開発事業の事業地区に接して整備されるものに限る。）で、地方公共団体が行うものであること。

ヘ バスターミナル

道路敷地外において安全かつ円滑な道路交通の確保のため緊急に整備することが必要なバスターミナルに関する事業（事業地区内において都市再開発事業により整備される建築物と合築されるものに限る。）で、都市再開発事業の施行者が行うものであること。

2 開発事業計画書

一 開発事業者（整備地区内において開発行為、主要な建築物の整備を行うもの又は都市再開発事業の施行者をいう。以下同じ。）は、促進事業の実施を要望する場合、あらかじめ関係地方公共団体の関係部局と協議の上、開発事業計画書を作成し、関係都道府県の都市計画部局又は再開発部局に提出するとともに、関係市町村の都市計画部局又は再開発部局に送付するものとする。

二 都市再開発事業に係る公共施設の整備に関する事業以外の事業については、開発事業者（地方公共団体等の公的主体に限る。）は、公共施設整備費の一部を負担できる場合に限り、地方公共団体に対して促進事業の費用の一部を負担することを明らかにした上で、促進事業による公共施設の整備を要望できるものとする。

なお、促進事業の事業費と開発事業者が負担する費用（以下「負担費用」という。）の合計（以下「対象施設整備費」という。）に占める負担費用の割合は、次の各号に掲げる地域において、当該各号に定める割合とする。

イ 整備地区が次に掲げる地域内に存する場合 対象施設整備費のおおむね $1/4$

(1) 首都圏整備法（昭和31年法律第83号）に規定する既成市街地

(2) 近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）に規定する既成都市区域

(3) 名古屋市の区域

(4) 指定都市及び首都圏整備法に規定する近郊整備地帯内の人口25万人以上の都市のうち、都市局長が別に定めるものの区域

ロ 整備地区が上記以外の地域内に存する場合、対象施設整備費のおおむね $1/6$

三 開発事業計画書には、対象とする整備地区又は事業地区における、制度要綱に基づき市町村が定める都市拠点整備総合計画（以下「都市拠点整備総合計画」という。）の概要及び関連公共施設の整備に関する事項（開発事業者の負担に関する事項を含

む。)を記載するものとする。

四 開発事業者は、開発事業計画書を作成する場合には、都市拠点整備総合計画に基づいて行うものとする。

五 地方公共団体は、都市拠点整備総合計画の実現を促進するため、開発事業計画書の作成に関し、開発事業者に対し都市整備上の観点から必要な指導又は助言を行うものとする。

3 補助金交付申請等

都市拠点形成支援基盤整備促進事業に係る補助金の交付申請等については、特別の定めがある場合を除くほか、促進事業と同種の公共施設の整備に関する事業の補助金の交付に関する規定の例による。

第3条の3 都市拠点形成特定事業調査

1 補助対象

補助金の交付対象は、地方公共団体、機構又は協議会が行う次の各号に掲げる調査とする。

- 一 法律に基づく地区等特定の地区における都市再生総合整備事業（拠点整備型）の活用等に関する調査
- 二 都市再生総合整備事業（拠点整備型）の円滑な実施を図るためのまちづくり活動支援に関する調査

2 補助金の額

一 地方公共団体等への補助

国は、予算の範囲内において、地方公共団体、機構又は協議会に対し、都市拠点形成特定事業調査に要する費用の3分の1以内を補助することができる。

二 地方公共団体の補助に対する補助

国は、都道府県が市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、都市拠点形成特定事業調査に要する費用について補助する場合には、予算の範囲内において、当該都道府県が当該市町村への補助に要する費用（事務費を含む。）の2分の1以内で、かつ、当該費用の3分の1以内を、当該都道府県に対し、補助することができる。

第3章 都市再生コーディネート等推進事業

第4条 補助金の交付対象となる経費及び補助率

1 この補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 地区現状調査
- 二 地方公共団体や土地所有者等の開発・土地利用意向調査
- 三 地区整備構想及び整備プログラムの作成
- 四 関連公共施設や地区公共施設等の整備計画作成
- 五 地区整備促進のためのコーディネート、関係者間の調整
- 六 個別低未利用地の有効利用計画（開発事業計画）の作成及びその実現のためのコーディネート、関係権利者及び事業者間の調整

七 事業推進、事業化に係る調整等

八 事業完了後のまちづくり活動支援（機構が事業を実施した地区に限る）

2 この補助金の補助率は、制度要綱第1条の2第2項第三号イにおいて定める事業においては2分の1以内（昭和45年当時の人口集中地区（D I D）及びこれに連続する臨海部の土地の区域のうち平成19年度までに採択された地区において当該事業を行う場合並びに第4条の3第2項第八号に規定する区域を含む地区において都市機能誘導の促進のために当該事業を行う場合、第4条の3第2項第九号に規定する区域を含む地区において広域連携まちづくりを行うために当該事業を行う場合及び第4条の3第2項第十四号に規定する地域を含む地区において事前防災まちづくりのために当該事業を行う場合においては、4分の3以内）とする。

3 この補助金の限度額は、100万円／ha・年とする。

4 この補助金の経費は、上記事業に要する費用とする。

5 機構に対してこの補助金を交付する場合における補助対象は、令和10年度までに着手する事業とする。

6 都市再生に民間事業者を誘導するための条件整備として行うコーディネートの結果等により、都市再生を実現するための市街地整備等について、具体的な事業手法と事業計画、事業における民間事業者と地方公共団体等との役割分担、事業の採算性確保、事業の施行予定者と執行体制、事業リスクと対応策等が関係者間で確認され、将来の受益に応じた負担を関係者に訴求することが可能な検討熟度に至った場合、その後の都市再生コーディネートは対象外とする。

第4章 都市基盤整備推進公共用財産特定事業

第5条 補助金の交付対象となる経費及び補助率

1 この補助金の交付対象となる経費は、都市計画区域内の都市基盤整備事業が予定される地区における法定外公共用財産の官民境界確定に要する経費とする。

2 この補助金の補助率は、2分の1とする。

第5章 削除

第3編 都市再生区画整理事業

第6条 補助対象

本編で定める補助金の交付対象は、制度要綱第3編に定める都市再生事業計画案作成事業、都市再生土地区画整理事業、被災市街地復興土地区画整理事業、緊急防災空地整備事業及び都市再生区画整理統合補助事業とする。

第6条の2 定義

本編で用いる用語の定義は、特に別の定めのない限り次の各号による。

一 「都心居住建築物」とは、住宅の整備を図ることにより中心市街地における居住機

能の確保に寄与する建築物で、次の要件に該当し、整備されることが確実なものをいう。

イ 地階を除く階数が3以上であること。

ロ 延べ面積の3分の2以上を住宅の用に供するもの（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（以下、この編において「大都市法」という。）第3条の3第2項第四号に規定する住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第一号に掲げる地区計画の定められた区域のうち、地区整備計画において住宅の用途に供する建築物に係る容積率の制限の特例が設けられた区域内にあつては、延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するもの又は供給される住宅の戸数が10以上であるもの）であること。

ハ その敷地の面積及び当該敷地の接する道路の部分の面積の2分の1の合計が概ね500平方メートル以上のものであること。

二 「電線類地下埋設施設整備費」とは、施行者が整備又は負担する管路方式等による電線類の地下埋設に要する費用（占用予定者等が負担する費用を除く。）のうち、次に掲げるものをいう。

イ 設計費

地盤調査費及び設計に要する費用

ロ 施設整備費

電線類の地下埋設に要する費用のうち、管路及び電線類の材料費、敷設費、付帯設備の整備費並びに引き込み部の工事に要する費用

三 「立体換地建築物」とは、次の要件のいずれかに該当する地区において整備される土地地区画整理事業（昭和29年法律第119号。この号において「法」という。）第93条に規定する建築物をいう。

イ 土地地区画整理事業の施行後の宅地の価額の総額が施行前の宅地の価額の総額より減少することとなる地区（以下「減価補償金地区」という。）で、次の要件に該当するもの

(1) 主要駅付近又は中心市街地にあつて、緊急に整備すべき公共施設を含み、かつ、土地の高度利用を図ることが望ましい地区であること。

(2) 施行地区内の建築物その他の工作物の敷地の用に供されている宅地の面積の合計が、施行地区の面積から公共施設の用に供されている土地の面積の合計を控除したものの概ね80パーセント以上である地区であること。

(3) 土地地区画整理事業の施行後における当該地区の公共施設の用に供される土地の面積の合計が、当該地区の面積の概ね30パーセント以上となる地区であること。

ロ 法第91条の過小宅地の基準となる地積が定められた地区（以下「過小宅地対策地区」という。）で、次の要件のいずれかに該当するもの

(1) 緊急に整備すべき公共施設を含み、当該地区内の過小宅地の筆数が、概ね30以上であること。

(2) 緊急に整備すべき公共施設を含み、当該地区内の過小宅地の筆数が、当該地区内の宅地の総筆数の概ね10パーセント以上であること。

ハ 法第93条第2項の規定に基づく事業が行われる地区（都市機能誘導区域内の主要駅付近又は中心市街地に限る。以下第3編関係部分において「高度利用・防火対策地区」という。）のうち、次の要件のいずれかに該当するもの

(1) 緊急に整備すべき公共施設を含み、当該地区内の非耐火建築物の敷地である宅地及び都市計画に定められた建築物の高さの最低限度を下回る宅地の筆数の合計が、概ね30以上であること。

(2) 緊急に整備すべき公共施設を含み、当該地区内の非耐火建築物の敷地である宅地及び都市計画に定められた建築物の高さの最低限度を下回る宅地の筆数の合計が、当該地区内の宅地の総筆数の概ね10パーセント以上であること。

四 「立体換地建築物工事費」とは、立体換地建築物の工事費に要する費用のうち、次に掲げるものをいう。ただし、補助の対象となる費用は、減価補償金地区にあつては立体換地を実施しなかったとした場合に交付すべきこととなる減価補償金に相当する額を限度とし、過小宅地対策地区にあつては過小宅地をすべて立体換地した場合に必要な額を限度とし、高度利用・防火対策地区にあつては非耐火建築物の敷地である宅地及び都市計画に定められた建築物の高さの最低限度を下回る宅地を全て立体換地した場合に必要な額を限度とする。

イ 調査設計に要する費用

ロ 公開空地等整備費

緑地、広場等で一般の利用に供される空地等の整備に要する費用で以下に掲げるものをいう。

(1) 緑地の整備に要する費用

(2) 広場の整備に要する費用

(3) 公共的かつ非営利的駐車施設の整備に要する費用

(4) 通路（公衆が緑地、広場、駐車施設又は立体換地建築物の利用のために通行する道をいう。）の整備に要する費用

(5) 児童遊園の整備に要する費用

ハ 立体的遊歩道、人工地盤等の施設の整備に要する費用

ニ 立体換地建築物に係る共同施設整備費

(1) 供給処理施設に係る費用

給水施設、排水施設、電気施設、ガス施設、電話施設、ごみ処理施設、情報通信施設及び熱供給施設の整備に要する費用

(2) その他の施設に係る費用

① 消防施設の整備に要する費用

② 避難施設等の整備に要する費用

③ テレビ障害防除施設（立体換地建築物の建築によって、テレビ聴視障害を受ける当該立体換地建築物以外へのテレビ共同聴視施設をいう。）の整備に要する費用

④ 監視装置の整備に要する費用

⑤ 避雷施設の整備に要する費用

⑥ 電気室及び機械室の建設に要する費用

⑦ 公共用通路の整備に要する費用

都市交通への円滑な通行の確保に資する日常的に一般解放される通路の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの

工事費算定式： $P = C \times (S1 / S2) + E$

P：公共用通路の整備に要する費用

C：立体換地建築物の建築主体工事費

(全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。)

S1：補助対象となる公共用通路の床面積の合計

S2：立体換地建築物の延べ面積

E：エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

⑧ 駐車場の整備に要する費用

条例により駐車場の附置義務のある地区における駐車場の整備に要する費用(条例による附置義務相当分の整備に要する費用に限る。)。ただし、駐車場を特定の者の専用として処分する場合は、当該費用からその処分価額を減じて得た額を駐車場の整備に要する費用とみなす。

⑨ 共用通行部分の整備に要する費用

次のaからeまでの要件のいずれかに該当する場合における共用通行部分(廊下、階段、エレベーター、エスカレーター及びホールで、そのうち個別の住宅、一般店舗、大規模小売店舗、事務所又はホテル等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものは除く。)の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの(ただし、別に積算が可能なものにあつては、この限りではない。)

工事費算定式： $P = C \times (S1 / S2) + E$

P：共用通行部分の整備に要する費用

C：立体換地建築物の建築主体工事費

(全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。)

S1：補助対象となる共用通行部分の床面積の合計

S2：立体換地建築物の延べ面積

E：エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

a 立体換地建築物へ入居する権利者のうち次に掲げる条件に適合する面積を確保することができない者の人数が10人以上であり、かつ、当該者の人数の立体換地建築物へ入居する権利者の総人数に対する割合が10分の3以上である場合

(a) 人の居住の用に供される部分 50 平方メートル

(b) (a)以外の用に供される部分 20 平方メートル

b 次の要件のいずれかに該当する場合

(a) 立体換地建築物の延べ面積の3分の2以上を住宅の用に供するもの

(b) 大都市法第3条の3第2項第四号に規定する住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域又は都市計画法第12条の4第1項第一号に規定す

る地区計画のうち同法第12条の5第6項に規定する事項が定められたものの区域内において、立体換地建築物の延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するもの又は20戸以上を住宅の用に供するもの

- c 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号）第2条第2項に規定する拠点地区内、都市活力再生拠点整備事業制度要綱（昭和62年6月30日付け建設省都再発第55号）に規定する地区再生計画区域内（大都市地域におけるものを除く。）又は市街地再開発事業（組合施行、個人施行、独立行政法人都市再生機構施行及び地方住宅供給公社施行）等に係る国庫補助採択基準及び実施要領（昭和61年5月30日付け建設省住街発第34号）に規定する市街地総合再生計画区域内（大都市地域におけるものを除く。）の土地区画整理事業である場合
- d 次の要件を満たすものである場合
 - (a) 備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等防災性の向上に資する施設を整備するものであること（隣接地等において整備され、一体として防災活動拠点の機能を果たす場合は除く。）。
 - (b) 防災広場として機能する広場等や一次避難スペースとなる建築空間を有するものであること。
 - (c) 構造上施設建築物の耐震性が確保されていること。
 - (d) 地方公共団体が策定する都市の防災対策に関する計画に基づいて行われるものであること。
- e 制度要綱第3編第6条の3第2項第三号の要件に該当する地区内の土地区画整理事業である場合

⑩ 特殊基礎工事に要する費用

次に掲げる地域内の地盤が軟弱な区域（「建築基準法施行令の規定に基づき、地盤が軟弱な区域として特定行政庁が区域を指定する基準を定める件」（昭和62年建設省告示第1897号）に定める基準に該当する区域をいう。）内において、地方公共団体が策定する都市の防災対策に関する計画に基づいて行われる立体換地建築物の建築における特殊基礎工事に要する費用から杭長10メートルの杭工事に要する費用相当額を控除した額

- a 三大都市圏の既成市街地等及びこれらに接続して市街地を形成している区域
- b 指定都市及び道府県庁所在の市の区域
- c 制度要綱第1条の2第13項第八号に規定する大規模地震発生の可能性の高い地域

⑪ 生活基盤施設の整備に要する費用

公的住宅の延べ床面積が立体換地建築物の延べ床面積の3分の1以上である場合における生活基盤施設（集会室、管理室及びサービスフロントをいう。）の整備に要する費用

⑫ 航空障害灯の整備に要する費用

航空法（昭和27年法律第231号）第51条に規定する航空障害灯の整備

に要する費用

⑬ 高齢者等生活支援施設の整備に要する費用

車椅子用便所（特定の施設で独占的に使用するものを除く。）及び緊急連絡装置の整備に要する費用

ホ 駐車場の整備費

土地区画整理事業の減歩で生み出された土地において整備される駐車場の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。ただし、(1)の③及び(2)については、機械設備相当（全体整備費の4分の1とみなす。）とし、概ね300台分の費用を限度とする。

(1) 設計費

① 基本設計費

駐車場の基本設計に要する費用

② 地盤調査費

駐車場の実施設計及び建設に必要な地盤調査に要する費用

③ 実施設計費

駐車場の実施設計に要する費用

(2) 施設整備費

駐車場の建設に要する費用

五 「公開空地」とは、地区計画等に基づき歩道等と一体的に利用される公開空地をいう。

六 「公開空地整備費」とは、前号にいう公開空地の整備に要する費用をいう。

七 「不燃領域率」とは、不燃領域面積を地区面積で除した数値をいう。なお、不燃領域面積は、次の式により算定するものとする。

不燃領域面積＝空地面積（短辺又は直径40m以上かつ面積が1500㎡以上の水面、公園、運動場、学校及び一団の施設等の面積又は幅員6m以上の道路面積をいう。以下同じ。）の合計の値＋（地区面積－空地面積の合計の値）×全建物の建築面積のうち耐火建築物が占める割合

八 「避難路等沿道耐火建築物等」とは、次のいずれかに該当する建築物をいう。

イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第十号の地域防災計画に定められた又は定められることが確実な避難地、避難路若しくは延焼遮断帯の周辺又は避難地で、かつ、次の(1)及び(2)に該当する区域において整備されることが確実なものをいう。

(1) 防火地域又は密集市街地における防災街区の整備に関する法律（平成9年法律第49号）第31条第1項に規定する特定防災街区整備地区内で、次のいずれかに該当すること。

(a) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条の規定により締結された建築協定において、建築物の地階を除く階数が2以上の耐火建築物又は準耐火建築物とする旨が定められていること。

(b) 都市計画法第8条第1項第三号に規定する高度利用地区又は高度地区の区域（高度地区にあつては、建築物の高さの最低限度を7メートル以上とすること

が定められているものに限る。)内にあること。

(c) 特定防災街区整備地区の区域（建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。)内にあること。

(d) 都市計画法第12条の4第1項第一号に規定する地区計画が定められている区域のうち、同法第12条の5第2項に規定する地区整備計画が定められている区域（当該地区整備計画において建築物の高さの最低限度を7メートル以上とすることが定められており、かつ、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づく条例で当該事項に関する制限が定められているものに限る。)内にあること。

(2) 次のいずれかを満たす区域であること。

(a) 避難路に係るものにあつては、避難路の境界から概ね30メートルの範囲の土地の区域

(b) 避難地に係るものにあつては、後背市街地の状況等を勘案して避難地の安全を確保するため建築物の不燃化が必要であると認められる土地の区域

(c) 延焼遮断帯及び被災市街地復興推進地域内道路に係るものにあつては、後背市街地の状況及び道路等の幅員等を勘案して火災の延焼拡大を防止するための建築物の不燃化が必要であると認められる土地の区域

ロ 施行地区の不燃領域率40%を確保するために必要な建築物で、整備されることが確実なものをいう。

九 「防災関連施設整備費」とは、都市防災推進事業制度要綱（平成20年3月31日国都防発第76号）第2条第9項に規定する地震に強い都市づくり推進5箇年計画に位置付けられた地区において整備される備蓄倉庫及び耐震性貯水槽の整備に要する費用をいう。

十 「まちなみ形成建築物等」とは、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条第8項の規定により認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づき、歴史的まちなみ形成に資する建築物等をいう。

十一 「浸水対策施設整備費」とは、浸水対策のため本事業に伴って設置される調整池及び都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画に定められた同法第12条の5第2項第1号ロに規定する地区施設として位置付けられた雨水貯留浸透施設、避難施設、避難路等の整備に要する費用をいう。

十二 「浸水対策整地費」とは、本事業において行われる浸水対策上必要な土地の嵩上げに要する費用をいう。

十三 「土壌汚染調査費」とは、事業施行に必要な土壌の調査に要する費用（土地所有者等又は汚染原因者が負担する費用を除く）をいう。

十四 「エリアマネジメント推進公共施設整備管理協定」とは、エリアマネジメントを推進するために締結する施行者、公共施設管理者（土地区画整理法第106条第1項に規定する市町村その他の公共施設を管理すべき者をいう）並びに公共施設の整備及び管理を行う者間の協定をいう。

十五 「エリアマネジメント活動拠点施設整備費」とは、次に掲げる要件を満たすエリアマネジメント活動の拠点となる集会施設の整備に要する費用をいう。

イ 施行者、エリアマネジメント団体及び地方公共団体間で、当該施設の整備・管理の方法及び費用負担について締結した協定に基づくものに限る。

ロ 新築の建築物は、原則として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下第3編関係部分において「建築物省エネ法」という。)第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下第3編関係部分において「省エネ基準」という。)に適合すること(ただし、建築物省エネ法第18条により適用除外となる建築物を除く)。また、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が新築する建築物は、原則として ZEB 水準である再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が、省エネ基準の基準値から用途に応じて 30%削減又は 40%削減(小規模(300 m²未満)は 20%削減)となる省エネ性能の水準に適合すること(ただし、建築物省エネ法第18条により適用除外となる建築物を除く)。

第6条の3 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内において、次に定めるところによる。

1 都市再生事業計画案作成事業

- 一 制度要綱第6条の3第1項第一号及び第二号の要件に該当する地区においては、事業計画の案の作成に要する費用(事務費を含む。)の3分の1以内とする。
- 二 前号の規定にかかわらず、制度要綱第6条の3第1項第一号ロ、ハ、ニ又はホ及び同第二号ロ又はハ要件に該当する地区においては、事業計画の案の作成に要する費用(事務費を含む。)の2分の1以内とする。
- 三 制度要綱第6条の3第1項第三号の要件に該当する地区においては、事業計画の案の作成に要する費用(事務費を含む。)の2分の1以内とする。
- 四 制度要綱第6条の3第1項第四号の要件に該当する地区においては、事業計画の案の作成に要する費用(事務費を含む。)の2分の1以内とする。

2 都市再生土地地区画整理事業

- 一 制度要綱第6条第1項第二号イ又はロに掲げる事業のうち、制度要綱第6条の3第2項又は第3項の要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する次に掲げる費用の合計の3分の1以内とする。なお、補助対象となる事業は別表一3に掲げる範囲内とする。

イ 調査設計費(土壌汚染調査費を含む。)

ロ 宅地整地費

ハ 移転移設費

ニ 公共施設工事費

ホ 公開空地整備費

ヘ 供給処理施設整備費

ト 電線類地下埋設施設整備費

チ 減価補償費

リ 立体換地建築物工事費

ヌ 仮設建築物整備費

ル 防災関連施設整備費

- ヲ 浸水対策施設整備費
- ワ 営繕費
- カ 機械器具費
- ヨ エリアマネジメント活動拠点施設整備費
- タ 事務費

二 前号の規定にかかわらず、制度要綱第6条の3第2項第二号ロ、ハ、ニ又はホ及び第3項第二号ロ又はハの要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する前号イからヨに掲げる費用の合計の2分の1とする。なお、補助対象となる事業は別表－3に掲げる範囲内とする。

三 制度要綱第6条の3第4項及び第5項の要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する第一号イからヨに掲げる費用の合計の2分の1とする。なお、補助対象となる事業は別表－3に掲げる範囲内とする。

四 制度要綱第6条第1項第二号ホに掲げる事業のうち、制度要綱第6条の3第2項の要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する次に掲げる費用の合計の3分の1以内とする。ただし、制度要綱第6条の3第2項第二号ハ、ニ又はホの要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する次に掲げる費用の合計の2分の1以内とする。

- イ 公共施設充当用地の取得費
- ロ 事務費

五 第一号及び第二号の事業に係る基礎額は、制度要綱第6条の3第2項又は第3項の要件に該当する地区において行う事業については、次の式により算定した額の3分の1を限度とする。

$$\begin{aligned}
 \text{補助基本額} = & (\text{事業により確保される公共用地率} - \text{事業実施前の公共用地率}) \times \text{地区面積} \times \text{用地単価} \times A \\
 & + \text{事業に要する公共施設整備費} \\
 & + \text{立体換地建築物工事費} \\
 & + \text{都心居住建築物、公益施設、誘導施設（都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱に規定する都市構造再編集中支援事業の補助対象に限る）、} \\
 & \quad \text{立体換地建築物、避難路等沿道耐火建築物等及びまちなみ形成建築物等} \\
 & \quad \text{の敷地上の建築物等の移転補償費} \\
 & + \text{浸水対策整地に係る移転補償費} \\
 & + \text{電線類地下埋施設整備費} \\
 & + \text{公開空地整備費} \\
 & + \text{防災関連施設整備費} \\
 & + \text{浸水対策施設整備費} \\
 & + \text{土壌汚染調査費} \\
 & + \text{浸水対策整地費} \\
 & + \text{エリアマネジメント活動拠点施設整備費} \\
 & + \text{公益施設用地の増分の用地率} \times \text{地区面積} \times \text{用地単価} \times 1/3 \\
 & A = 2/3 \text{（ただし、制度要綱第6条の3第2項第二号ロの要件に該当する地区において行われる事業については1とし、公益施設、誘導施設の整備が図られることが確実な場合には、道路用地について1とする。また、制度要綱第6条の3第3項の}
 \end{aligned}$$

要件に該当する地区において行われる事業については0とする。)

ただし、補助基本額の算定に当たっては次のとおりとする。この場合においては、公開空地は公共用地とみなす。

イ 公共用地率は、制度要綱第6条の3第2項第二号ロの要件に該当する地区において行われる事業以外の事業については、事業実施前の公共用地率が15パーセントを下回る場合においては、事業実施前の公共用地率は15パーセント又は土地所有者（過小宅地の所有者は除く。）が建築基準法第43条の規定に基づいて道路幅員4mを確保した状態の公共用地率として算定する。また、事業実施前の公共用地率を算定するに当たっては、制度要綱第6条第1項の第二号ホにより取得した土地を事業実施前の公共用地とみなすこととする。

ロ 事業に要する公共施設整備費は、仮設建築物整備費（仮住居費等に基づき算定する移転補償費を上限とする。）を含めて算定することができることとする。

ハ 前項に加え、事業に要する公共施設整備費は、公共施設整備に伴い換地設計上移転が必要となる従前建築物等の移転補償費を含めて算定することができることとする。ただし、次に掲げる要件に該当するものに限る。

(1) 安全市街地形成重点地区で行われる事業であること。

(2) 都市開発資金の貸付けに関する法律施行規則第3条に規定する土地区画整理事業の施行の推進を図るための事業計画の変更を実施し、又は実施が見込まれる事業であること。

二 浸水対策整地費は、以下の(1)から(3)までの要件に該当する事業で行われるものに限ることとする。なお、浸水対策整地に係る移転補償費（ただし、中断移転に要する転居費用の掛かり増し分及び仮住居等に係る費用に限る）は、以下の(1)から(4)までの要件に該当する事業で行われるものに限ることとする。

(1) その面積が20ha以上であり、かつ、1,000棟以上の浸水被害が想定される浸水想定区域（水防法に定められる洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域又は津波地域づくりに関する法律に定められる津波災害警戒区域をいう。）で行われる事業であること。

(2) 居住誘導区域内であり、かつ、人口密度が40人/ha以上の区域内で行われる事業であること。

(3) 立地適正化計画に地区の浸水対策が記載されており、当該立地適正化計画に即して実施される事業であること。

(4) 移転方法が集団移転（複数の建築物等を同時期に移転する方法）であること。

ホ 土壤汚染調査費については、土壤汚染対策を講じるために事業の長期化が懸念される事業であり、かつ、都市開発資金の貸付けに関する法律施行規則第3条に規定する土地区画整理事業の施行の推進を図るための事業計画の変更を実施し、又は実施が見込まれる事業を対象とする。

ヘ 公益施設用地の増分の用地率×地区面積×用地単価×1/3については、都市開発資金の貸付けに関する法律施行規則第3条に規定する土地区画整理事業の施行の推進を図るための事業計画の変更を実施し、又は実施が見込まれる事業を対象とする。

- ト 地区施設として位置付けられたもの以外の調整池については、その整備に要する費用の $1/3$ を乗じた額を浸水対策施設整備費として算定する。
- チ 事業に要する公共施設整備費のうち公園整備に必要な費用について、人口 20 万人以上の地方公共団体が施行する土地地区画整理事業において概算事業費 10 億円以上と見込まれる公園の整備を実施する場合は、当該公園施設について社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ－12－(1)の2.の第2項に規定する PPP/PFI 手法及び公募設置管理制度の導入に係る検討がなされていること。ただし、利用料金の徴収を伴う公園の整備を新たに実施する場合は、上記の人口、事業費の要件に関わらず、公募設置管理制度の導入に係る検討がなされていること。
- 六 前号の規定にかかわらず、制度要綱第6条の3第2項第二号ロ、ハ、ニ又はホ及び第3項第二号ロ又はハの要件に該当する地区において行う事業については、前号の式により算定した額の2分の1を限度とする。
- 七 第三号の事業に係る基礎額は、制度要綱第6条の3第4項の要件に該当する地区において行う事業については、第五号の式により算定した額の2分の1を限度とする。
- 八 第四号の事業に係る基礎額は、制度要綱第6条の3第2項又は第3項の要件に該当する地区において行う事業については、次の式により算定した額の3分の1を限度とする。

$$\text{補助限度額} = (\text{事業により確保される公共用地率} - \text{事業実施前の公共用地率}) \\ \times \text{地区面積} \times \text{用地単価} \times A$$

$$A = 2/3 \quad (\text{ただし、公益施設の整備が図られることが確実な場合には、} \\ \text{道路用地について} 1)$$

ただし、事業実施前の公共用地率が 15 パーセントを下回る場合においては、事業実施前の公共用地率は 15 パーセントとして算定する。また、公共用地率を算定するに当たっては、公開空地は公共用地とみなす。

- 九 前号の規定にかかわらず、制度要綱第6条の3第2項第二号ロ、ハ、ニ又はホ及び第3項第二号ロ又はハの要件に該当する地区において行う事業については、前号の式により算定した額の2分の1を限度とする。
- 3 被災市街地復興土地地区画整理事業
- 一 制度要綱第6条第1項第三号イに掲げる事業については、当該事業に要する次に掲げる費用の合計の2分の1以内とする。なお、補助対象となる事業は別表－3に掲げる範囲内とする。
- イ 調査設計費
 - ロ 宅地整地費
 - ハ 移転移設費
 - ニ 公共施設工事費
 - ホ 公開空地整備費
 - ヘ 供給処理施設整備費

- ト 電線類地下埋設施設整備費
- チ 減価補償費
- リ 立体換地建築物工事費
- ヌ 防災関連施設整備費
- ル 浸水対策施設整備費
- ヲ 営繕費
- ワ 機械器具費
- カ エリアマネジメント活動拠点施設整備費
- コ 事務費

二 制度要綱第6条第1項第三号ロに掲げる事業については、次に掲げる費用の合計の2分の1以内とする。

- イ 仮設住宅等の整備に要する費用
- ロ 事務費

三 第一号の事業に要する補助金の額は、制度要綱第6条の3第7項の要件に該当する地区において行う事業については、次の式により算定した額の2分の1を限度とする。

$$\begin{aligned}
 \text{補助限度額} = & (\text{事業により確保される公共用地率} - \text{事業実施前の公共用地率}) \\
 & \times \text{地区面積} \times \text{用地単価} \\
 & + \text{事業に要する公共施設整備費} \\
 & + \text{立体換地建築物工事費} \\
 & + \text{都心居住建築物及び公益施設の敷地上の建築物等の移転補償費} \\
 & + \text{浸水対策整地に係る移転補償費 (第2項第五号ニの(1)から(4)までの要件に該当する事業で行われるものに限る)} \\
 & + \text{電線類地下埋設施設整備費} \\
 & + \text{公開空地整備費} \\
 & + \text{防災関連施設整備費} \\
 & + \text{浸水対策施設整備費} \\
 & + \text{土壌汚染調査費} \\
 & + \text{浸水対策整地費 (第2項第五号ニの(1)から(3)までの要件に該当する事業で行われるものに限る)} \\
 & + \text{公共施設整備に関連して移転が必要となる公共用地以外の土地に存する建築物等 (公共用地となるべき土地についての換地に存するものに限る。)の移転補償費} \\
 & + \text{エリアマネジメント活動拠点施設整備費}
 \end{aligned}$$

ただし、公共用地率を算定するに当たっては、公開空地は公共用地とみなす。また、浸水対策施設整備費の算定にあたっては、第2項第五号トによるものとする。

4 緊急防災空地整備事業

制度要綱第6条第1項第四号に掲げる事業において、緊急防災空地の用地を画地単位で取得する場合、当該用地を取得するのに要する費用（事務費を含む。）の2分の1以内とする。ただし、制度要綱第6条の3第9項第一号に該当する地区においては、予定

される土地区画整理事業の減価補償費の 80 パーセントを限度とし、制度要綱第 6 条の 3 第 9 項第二号から第四号のいずれかに該当する地区においては、予定される土地区画整理事業の公共用地の増分の用地費の 80 パーセントを限度とする。

5 都市再生区画整理統合補助事業

制度要綱第 6 条第 1 項第五号に掲げる事業については、当該事業を構成する要素事業ごとに、それぞれ同種の事業について第 1 項から第 4 項の定めるところに従うものとする。

第 4 編 削除

第 7 条から第 7 条の 2 まで 削除

第 5 編 削除

第 1 章 削除

第 8 条から第 8 条の 2 まで 削除

第 2 章 削除

第 9 条から第 9 条の 3 まで 削除

第 6 編 削除

第 10 条から第 10 条の 2 まで 削除

第 7 編 削除

第 11 条 削除

第 8 編 まち再生総合支援事業

第 1 章 まち再生出資事業

第 12 条 補助金の交付対象及び補助金の額

1 この補助金の交付対象は、次の各号に掲げる支援を行うために置くまち再生基金の造成に要する費用とする。

一 民間都市開発推進機構が都市再生特別措置法第 71 条第 1 項第一号イからホまでに掲げる方法による、認定整備事業者（同法第 65 条に規定する認定整備事業者をいう。）の認定整備事業（同法第 67 条に規定する認定整備事業をいう。）の施行に要する費

用の一部（公共施設等並びに同法第 71 条第 1 項第一号の政令で定める公益的施設（民間事業者間の交流又は連携の拠点となる集会施設（インキュベーション施設））、緑地等管理効率化設備及び再生可能エネルギー発電設備等の整備に要する費用の額の範囲内に限る。）についての支援

二 民間都市開発推進機構が都市再生特別措置法第 103 条第 1 項第一号イからホまでに掲げる方法による、認定誘導事業者（同法第 97 条に規定する認定誘導事業者をいう。）の認定誘導事業（同法第 99 条に規定する認定誘導事業をいう。）の施行に要する費用の一部（公共施設等及び同法第 103 条第 1 項第一号の政令で定める公益的施設の整備に要する費用の額の範囲内に限る。）についての支援

三 民間都市開発推進機構が広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成 19 年法律第 52 号）第 15 条第 1 項第一号イからホまでに掲げる方法による、認定事業者（同法第 9 条に規定する認定事業者をいう。）の認定事業（同法第 11 条に規定する認定事業をいう。ただし、同法第 2 条第 2 項第四号に掲げる拠点施設に係るものを除く。）の施行に要する費用の一部（公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他建築物の利用者、都市の居住者及び滞在者その他の関係者の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額の範囲内に限る。）についての支援

2 前項の支援を受けて整備される新築の建築物については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下この章において「建築物省エネ法」という。）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この章において「省エネ基準」という。）に適合しなければならない。ただし、同法第 18 条の規定により適用除外となる建築物についてはこの限りでない。

第 2 章 削除

第 1 3 条 削除

第 3 章 まちづくりファンド支援事業

第 1 4 条 まちづくりファンド支援事業（マネジメント型）の補助対象

1 この補助金の交付対象は、まちづくりファンド（次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下この条及び第 1 4 条の 4 において同じ。）に対し、次項に定める要件に該当する場合に、民間都市開発推進機構が出資による支援を行うために要する費用とする。

- 一 有限責任事業組合、投資事業有限責任組合その他の組合
- 二 株式会社、合同会社その他の会社

2 前項の支援に係る要件は、次に掲げるとおりとする。

一 民間都市開発推進機構の出資金が、まちづくりファンドとの契約等により、地域内の一定の区域の価値向上に資する民間まちづくり事業（当該民間まちづくり事業と関連して一体不可分なソフト事業（人件費、賃借料その他の経常的な経費を充てて行うものを除き、当該民間まちづくり事業により整備した施設を利活用して成果指標の達成のために行う事業を含む。）。）を含む。）を実施する者への出資又は当該民間まちづく

り事業を実施する者が発行する社債の取得に充てられることが確実であること。

二 前号の民間まちづくり事業が、新築の建築物を整備するものである場合、当該建築物が建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する省エネ基準に適合すること。ただし、同法第18条の規定により適用除外となる建築物を整備するものである場合についてはこの限りでない。

三 金融機関からまちづくりファンドへの出資が既に行われ、又は今後行われることが見込まれること。

第14条の2 まちづくりファンド支援事業（クラウドファンディング活用型）の補助対象

1 この補助金の交付対象は、まちづくりファンド（次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下この条及び第14条の4において同じ。）に対し、次項に定める要件に該当する場合に、民間都市開発推進機構が資金拠出による支援を行うために要する費用とする。

一 公益信託

二 公益法人

三 市町村長が指定するNPO等の非営利法人（都市再生特別措置法第百十八条第一項の規定により都市再生推進法人として指定された会社であって民間都市開発推進機構の拠出金を充てて行う民間まちづくり事業及び当該民間まちづくり事業により整備された施設等を使用して行う事業から生じる利益を当該会社の配当に充てないもの（以下「指定まちづくり会社」という。）を含む。）

四 復興まちづくり会社（特定被災地方公共団体（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条に規定する特定被災地方公共団体をいう。以下同じ。）である市町村及びその市町村が属する道県が出資する会社（株式会社にあっては総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権に占める地方公共団体の有する議決権の割合が100分の3以上であること、持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあってはその社員のうちに地方公共団体があること。）であって、民間都市開発推進機構の拠出金を充てて行う民間まちづくり事業及び当該民間まちづくり事業により整備された施設等を使用して行う事業から生じる利益を当該会社の配当に充てないものをいう。）

五 地方公共団体が設置する基金

2 前項の支援に係る要件は、次に掲げるとおりとする。

一 民間都市開発推進機構の拠出金が、まちづくりファンドとの間の契約等により、地域内の一定の区域の価値向上に資する民間まちづくり事業を実施する者への助成等（指定まちづくり会社が自ら行う民間まちづくり事業若しくは復興まちづくり会社が特定被災地方公共団体である市町村の区域内において自ら行う民間まちづくり事業への支出又は指定まちづくり会社（民間まちづくり事業を自ら行うものに限る。）、復興まちづくり会社（特定被災地方公共団体である市町村の区域内において民間まちづ

くり事業を自ら行うものに限る。)若しくは民間事業者(民間まちづくり事業を自ら行うものに限る。)への出資を含む。)又はその助成等を実施するために必要な初期費用(前項第一号から第四号までのいずれかのものがまちづくりファンドの運営を開始するために必要な初期費用に限る。)に充てられることが確実であること。

二 前号に掲げる助成等の対象が、クラウドファンディング(インターネットサイトを通して、投資家等から資金を集める仕組みをいう。購入型、寄付型、貸付型及びファンド型に限る。)を活用する民間まちづくり事業(当該民間まちづくり事業と関連して一体不可分なソフト事業(人件費、賃借料その他の経常的な経費を充てて行うものを除く。))を含む。以下この号において同じ。)又は都市利便増進協定、都市再生整備歩行者経路協定、低未利用土地利用促進協定、立地誘導促進施設協定若しくは跡地等管理協定(以下「都市利便増進協定等」という。))に基づく民間まちづくり事業であること。

三 前号の民間まちづくり事業が、新築の建築物を整備するものである場合、当該建築物が建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する省エネ基準に適合すること。ただし、同法第18条の規定により適用除外となる建築物を整備するものである場合についてはこの限りでない。

四 地方公共団体からまちづくりファンドへの資金拠出(都市利便増進協定等に基づく民間まちづくり事業に対して助成等を行うまちづくりファンドにあっては、地方公共団体が個人又は法人が支出する寄付金を財源に行う資金拠出)が既に行われ、又は今後行われることが見込まれること。

3 第一項の支援の対象とするまちづくりファンドの選定に当たっては、民間都市開発推進機構に設置する、有識者から成る選定委員会の議を経るものとする。

第14条の3 まちづくりファンド支援事業(老朽ストック活用リノベーション等推進型)の補助対象

1 民間都市開発推進機構は、まちづくりファンド(投資事業有限責任組合又は有限責任事業組合をいう。以下この条及び第14条の6において同じ。)に対し、次項に定める要件に該当する場合に出資による支援を行う。

2 前項の支援に係る要件は、次に掲げるとおりとする。

一 民間都市開発推進機構の出資金が、まちづくりファンドとの契約等により、職住の近接・一体等ニューノーマルに対応した柔軟な働き方と暮らしやすさの実現又は脱炭素社会の実現に資する次に掲げる民間まちづくり事業(当該民間まちづくり事業と関連して一体不可分なソフト事業(人件費、賃借料その他の経常的な経費を充てて行うものを除く。))を含む。)を実施する者への出資又は当該民間まちづくり事業を実施する者が発行する社債の取得に充てられることが確実であること。

イ テレワーク拠点等の整備を伴う事業

ロ 緑・オープンスペース等の整備を伴う事業

ハ 建築物の環境性能の向上に資する設備の整備を伴う事業

二 前号の民間まちづくり事業が、老朽ストック(築20年以上の建築物)を活用した事業であること。ただし、前号ハに掲げる事業であって、建築物省エネ法第2条第1

項第3号に規定する省エネ基準に適合していない建築物に係る事業についてはこの限りでない。

三 第1号の民間まちづくり事業が、新築の建築物を整備するものである場合、当該建築物が建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する省エネ基準に適合すること。ただし、同法第18条の規定により適用除外となる建築物を整備するものである場合についてはこの限りでない。

四 金融機関等からまちづくりファンドへの出資が既に行われ、又は今後行われることが見込まれること。

第14条の4 まちづくりファンド支援事業（マネジメント型）の補助金の額等

- 1 国は、予算の範囲内において、民間都市開発推進機構がまちづくりファンドへの出資に要する費用を、民間都市開発推進機構に対し補助することができる。
- 2 民間都市開発推進機構のまちづくりファンドに対する出資金額はまちづくりファンドの総資産額の2分の1の額を限度とする。
- 3 民間都市開発推進機構のまちづくりファンドに対する支援期間は最長20年とする。
なお、まちづくりファンドが出資又は社債の取得をした各民間まちづくり事業を実施する者からの回収期間については最長10年を目途とする。

第14条の5 まちづくりファンド支援事業（クラウドファンディング活用型）の補助金の額

- 1 国は、予算の範囲内において、民間都市開発推進機構がまちづくりファンドへの資金拠出に要する費用を、民間都市開発推進機構に対し補助することができる。
- 2 民間都市開発推進機構のまちづくりファンドに対する拠出金額は1億円（ただし、都市利便増進協定等に基づく民間まちづくり事業に対して助成等を行うまちづくりファンドに対して資金拠出を行う場合にあっては、この限りでなく、地方公共団体が個人若しくは法人が支出する寄付金を財源に行う資金拠出の額）を限度とする。ただし、民間都市開発推進機構が資金拠出した後のまちづくりファンドの総資産額（民間企業等からまちづくりファンドへの資金拠出がある場合には、当該資金の拠出額を地方公共団体の拠出額とみなして、当該総資産額に含めることができる。）の2分の1の額を超える資金拠出は行わないものとする。
- 3 民間都市開発推進機構は、都市利便増進協定等に基づく民間まちづくり事業に対して助成等を行うまちづくりファンドに対して資金拠出を行う場合において、当該まちづくりファンドに対して最初の資金拠出を行った日から起算して五年を経過したときに、当該まちづくりファンドに民間都市開発推進機構の拠出金の残額がある場合には、当該残額の返還を受けなければならない。

第14条の6 まちづくりファンド支援事業（老朽ストック活用リノベーション等推進型）の補助金の額等

- 1 国は、予算の範囲内において、民間都市開発推進機構がまちづくりファンドへの出資に要する費用を、民間都市開発推進機構に対し補助することができる。

- 2 民間都市開発推進機構のまちづくりファンドに対する出資金額はまちづくりファンドの総資産額の3分の2の額を限度とする。
- 3 民間都市開発推進機構のまちづくりファンドに対する支援期間は最長20年とする。
なお、まちづくりファンドが出資又は社債の取得をした各民間まちづくり事業を実施する者からの回収期間については最長10年を目途とする。

第4章 民間都市開発事業支援事業

第14条の5 補助金の交付対象及び補助金の額

- 1 この補助金の交付対象は、次に掲げる業務を行う上で必要不可欠な資本を確保するために置く民間都市開発事業支援業務引当金の造成に要する費用とする。
 - 一 都市再生特別措置法第29条第1項第1号に掲げる業務（イ及びロに掲げる方法により支援するものに限る。）
 - 二 都市再生特別措置法第71条第1項第1号に掲げる業務（イ及びロに掲げる方法（出資に係る部分を除く。）により支援するものに限る。）
- 2 この補助金の額は、予算の範囲内において、資本の確保を支援するため、民間都市開発事業支援業務引当金の造成に要する費用とする。

第9編 削除

第15条から第15条の2まで 削除

第10編 削除

第16条から第16条の2まで 削除

第11編 国際競争拠点都市整備事業

第1章 国際競争拠点都市整備事業（公共公益施設整備型）

第17条 補助金の交付対象等

補助金の交付対象及び補助金の額は、制度要綱第11編第1章第20条に定める補助対象事業ごとに次の各項に定めるところによる。なお、「当該地域の拠点となる駅」とは、日乗降客数10万人以上の鉄道駅、又は都市再生特別措置法第19条の2の規定に基づき、作成される整備計画に位置づけられた国際競争力強化施設のうち国際会議場施設の主たる乗降先となる鉄道駅とする。

1 道路の新設又は改築に関する事業

- 一 次の(1)～(5)に掲げる道路の新設又は改築に関する事業を交付対象とする。

- (1) 以下の①、②のいずれかに該当する道路の新設又は改築。なお、一般国道を除くものとし、大規模な事業（高規格幹線道路及び地域高規格道路）についても除くも

のとする。

① 国際空港へのアクセス道路

② 国際空港へアクセスする高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道へのアクセス道路（一次アクセス道路）

(2) 当該地域の拠点となる駅から国際空港へのアクセス改善につながる連続立体交差事業

(3) 交通結節点改善（当該地域の拠点となる駅の関連施設の整備に限る）

(4) 市街地再開発事業等管理者負担金補助採択基準の1を満たす市街地再開発事業における道路の整備

(5) 土地区画整理事業採択基準を満たす土地区画整理事業における道路の整備

二 国は、予算の範囲内で、前号(1)から(4)に定める事業の費用については地方公共団体、前号(5)に定める事業の費用については地方公共団体又は機構に対して、当該費用の一部を補助することができる。

三 補助金の額は、第一号(1)から(4)に定める事業については、事業費に別表－2の左欄に掲げる事業ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じた額とする。第一号(5)に定める事業については、公共団体等区画整理補助事業実施要領（平成21年11月11日付け国都市第25－2号）、組合等区画整理補助事業実施要領（平成21年11月11日付け国都市第25－2号）の規定によるものとする。ただし、補助率については、沖縄振興特別措置法第105条第1項の規定に関わる事業にあつては補助基本額の10分の9とし、それ以外のものにあつては補助基本額の2分の1とする。

四 第一号(5)に定める事業について、第二号、第三号に定める事項以外の事項については、公共団体等区画整理補助事業実施要領、組合等区画整理補助事業実施要領の規定に従うものとする。

2 鉄道施設の建設又は改良に関する事業

一 鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設（軌道法による軌道施設を含む）の建設又は改良に関する事業で、当該地域から国際空港へのアクセス改善につながるもの（軌道施設については地域内から当該地域の拠点となる駅へのアクセス改善につながるもの）を交付対象とする。

二 国は、予算の範囲内で、地方公共団体、機構又は協議会に対し、前号に定める事業の費用の一部を補助することができる。

三 補助金の額は、地方公共団体、機構又は協議会が実施する事業にあつては、鉄道施設の建設又は改良に要する費用の2分の1以内とし、当該地方公共団体が地方公共団体以外の者に対し補助する場合には、当該地方公共団体が当該施行者に交付する補助金の額の2分の1、又は鉄道施設の建設又は改良に要する費用の2分の1のいずれか低い額以内とする。

3 バス高速輸送システム（BRT）の整備に関する事業

一 バス高速輸送システム（BRT）の整備（停留所、走行空間、車両基地等に関する施設であつて、車両（車両改造を含む。）を除く。以下同じ。）に関する事業を交付対象とする。

二 国は、予算の範囲内で、地方公共団体又は協議会に対し、前号に定める事業の費用

の一部を補助することができる。

- 三 補助金の額は、地方公共団体又は協議会が実施する事業にあつては、バス高速輸送システム（ＢＲＴ）の整備に要する費用の２分の１以内とし、当該地方公共団体が地方公共団体以外の者に対し補助する場合には、当該地方公共団体が当該施行者に交付する補助金の額の２分の１、又はバス高速輸送システム（ＢＲＴ）の整備に要する費用の２分の１のいずれか低い額以内とする。

4 バスターミナルの整備に関する事業

- 一 国際空港へのバス路線の予定があるなど、当該地域の主要なバスターミナルの整備に関する事業を交付対象とする。
- 二 国は、予算の範囲内で、地方公共団体、機構又は協議会に対し、前号に定める事業の費用の一部を補助することができる。
- 三 補助金の額は、地方公共団体、機構又は協議会が実施する事業にあつては、バスターミナルの整備に要する費用の２分の１以内とし、当該地方公共団体が地方公共団体以外の者に対し補助する場合には、当該地方公共団体が当該施行者に交付する補助金の額の２分の１、又はバスターミナルの整備に要する費用の２分の１のいずれか低い額以内とする。

5 鉄道駅周辺施設の整備に関する事業

- 一 当該地域の拠点となる駅に関連する鉄道駅周辺施設の整備に関する事業を交付対象とする。（ただし、対象となる駅が日乗降客数１０万人未満の鉄道駅である場合においては、制度要綱第１１編第１章第１７条のうち、歩行者通路（エレベーター等バリアフリー施設を含む）、歩行者広場、歩行者用デッキ（いずれも都市再生特別措置法第１９条の２の規定に基づく国際競争力強化施設のうち国際会議場施設内に整備するものを除く）に限る。）
- 二 国は、予算の範囲内で、地方公共団体、機構又は協議会に対し、前号に定める事業の費用の一部を補助することができる。
- 三 補助金の額は、地方公共団体、機構又は協議会が実施する事業にあつては、鉄道駅周辺施設の整備に要する費用の２分の１以内とし、当該地方公共団体が地方公共団体以外の者に対し補助する場合（対象となる駅が日乗降客数１０万人以上の鉄道駅である場合に限る。）には、当該地方公共団体が当該施行者に交付する補助金の額の２分の１、又は鉄道駅周辺施設の整備に要する費用の２分の１のいずれか低い額以内とする。

6 市街地再開発事業

- 一 市街地再開発事業費補助（一般会計）採択基準のⅠに該当する市街地再開発事業で、市街地再開発事業費補助（一般会計）交付要綱（昭和４９年６月５日付け建設省都再発第７７号 建設省都市局長から都道府県知事、指定都市の長あて）の第４のⅠに規定する公共団体施行事業又は再開発組合等事業を交付対象とする。
- 二 国は、予算の範囲内で、地方公共団体に対し、前号に定める事業の費用の一部を補助することができる。
- 三 補助金の額は、市街地再開発事業費補助（一般会計）交付要綱第６のⅠに定める額とする。

7 土地区画整理事業

- 一 制度要綱第3編第6条第1項に定める都市再生区画整理事業で、制度要綱第3編第6条の3に定める要件に該当する地区で実施される事業を交付対象とする。
- 二 制度要綱第3編第6条の2に定める事業主体が前号に定める事業を行う場合、国は、予算の範囲内において、地方公共団体又は機構に対し、前号に定める事業の費用の一部を補助することができる。
- 三 補助金の額は、制度要綱第3編第6条の5及び6の規定に従い、交付要綱第3編第6条の3に定める額とする。

8 史跡等一体都市開発事業

- 一 文化財保護法による国指定の史跡等の保存と都市開発の両立を図る都市開発事業における施工方法や建築物の構造の変更に関する事業を交付対象とする。
- 二 国は、予算の範囲内で、地方公共団体、機構又は協議会に対し、前号に定める事業の費用の一部を補助することが出来る。
- 三 補助金の額は、地方公共団体、機構又は協議会が実施する事業にあつては、史跡等一体都市開発事業として建築物及びその敷地の整備に要する費用のうち国指定の史跡等の保存に必要な施工方法や建築物の構造の変更に伴う追加費用の2分の1以内とし、当該地方公共団体が地方公共団体以外の者に対し補助する場合には、当該地方公共団体が当該施行者に交付する補助金の額の2分の1、又は史跡等一体都市開発事業として建築物及びその敷地の整備に要する費用のうち国指定の史跡等の保存に必要な施工方法や建築物の構造の変更に伴う追加費用の2分の1のいずれか低い額以内とする。

9 第1項から第8項に定める事業と一体的に整備する情報化基盤施設の整備に関する事業

- 一 第1項から第8項に定める事業と一体的に整備する情報化基盤施設（センサー、ビーコン、画像解析カメラ、3Dマップ、高度情報センターその他の先端的な技術を活用した施設等）の整備に関する事業を交付対象とする。ただし、整備される情報化基盤施設を通じて取得・分析される情報が、公共的な取組・活動等（公共公益施設の設計、整備、利用促進・活用、維持管理、事業効果分析等）の用に供される場合に限る。
- 二 国は、予算の範囲内で、スマートシティ官民連携プラットフォームの加入者である地方公共団体、機構又は協議会に対し、前号に定める事業の費用の一部を補助することが出来る。
- 三 補助金の額は、地方公共団体、機構又は協議会が実施する事業にあつては、第1項から第8項に定める事業と一体的に整備する情報化基盤施設の整備に要する費用の2分の1以内とし、当該地方公共団体が地方公共団体以外の者に対し補助する場合には、当該地方公共団体が当該施行者に交付する補助金の額の2分の1、又は第1項から第8項に定める事業と一体的に整備する情報化基盤施設の整備に要する費用の2分の1のいずれか低い額以内とする。

第2章 国際競争流通業務拠点整備事業

第18条 補助金の交付対象等

補助金の交付対象及び補助金の額は、制度要綱第 11 編第 26 条に定める補助対象事業ごとに次の各項に定めるところによる。

1 促進計画策定調査

- 一 制度要綱第 24 条に定める国際競争流通業務地域再生促進計画の策定及びそのために必要となる調査に要する費用を交付対象とする。
- 二 国は、予算の範囲内で、都道府県に対し、前号に定める費用の一部を補助することができる。
- 三 補助金の額は、第一号に定める費用の 2 分の 1 以内とする。

2 事業計画策定調査

- 一 制度要綱第 25 条に定める国際競争流通業務拠点整備事業計画の策定及びそのために必要となる調査に要する費用を交付対象とする。
- 二 国は、予算の範囲内で、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、民間事業者、協議会又は土地区画整理事業施行者（施行予定者を含む。）に対し、前号に定める費用の一部を補助することができる。
- 三 補助金の額は、第一号に定める費用の 2 分の 1 以内、又は地方公共団体が地方公共団体以外の者へ補助する費用の 2 分の 1 以内で、かつ、当該事業の実施に要する費用の 3 分の 1 以内とする。

3 都市再生土地区画整理事業

- 一 制度要綱第 26 条第 3 項第一号に定める都市再生土地区画整理事業に要する費用を交付対象とする。なお、制度要綱第 26 条第 3 項第一号に定める読み替えを行うものとする。
- 二 国は、予算の範囲内において、土地区画整理事業施行者に対し、前号に定める事業の費用の一部を補助することができる。
- 三 補助金の額は、制度要綱第 3 編第 6 条の 5 及び 6 の規定に従い、交付要綱第 3 編第 6 条の 3 第 2 項に定める額とする（ただし、交付要綱第 3 編第 6 条の 3 第 2 項第一号ワ及びヨ、第二号ロ、第三号の補助限度額における土壤汚染調査費及び第四号ホは対象外とする。また、同項第三号の補助限度額における浸水対策施設整備費は、附則の定めにかかわらず算定の対象とする。）。

4 大規模流通業務施設整備事業

- 一 2 以上の物流施設の更新を伴う 2 以上の事業者による施設整備（ただし、共同出資会社方式、事業協同組合方式等により建設された共同建物は、1 の施設又は 1 の事業者を 2 以上の施設又は事業者とみなす。）に係るランプウェイ、スロープ型の共用車路、共用エレベータ又は共同施設（緑地、広場、駐車場、共用通行部分、共用待機施設、避難設備、消火設備及び警報設備）の整備に要する費用を交付対象とする。なお、駐車場整備についてはその費用に 4 分の 1 を乗じて得た額を交付対象とする。
- 二 国は、予算の範囲内で、民間事業者又は協議会に対し、前号に定める費用の一部を補助することができる。
- 三 補助金の額は、第一号に定める費用の 2 分の 1 以内、又は地方公共団体が地方公共団体以外の者へ補助する費用の 2 分の 1 以内で、かつ、当該事業の実施に要する費用の 3 分の 1 以内とする。

5 交通施設整備事業

- 一 複数の者が利用し、大型車輛の通行が可能な施設の整備であり、周辺交通の改善に資する事業に係る敷地内の交通広場（駐車施設、荷待ち施設、転回施設）及び通路の整備に要する費用を交付対象とする。
- 二 国は、予算の範囲内で、民間事業者又は協議会に対し、前号に定める費用の一部を補助することができる。
- 三 補助金の額は、第一号に定める費用の2分の1以内、又は地方公共団体が地方公共団体以外の者へ補助する費用の2分の1以内で、かつ、当該事業の実施に要する費用の3分の1以内とする。

6 調査・評価等事業

- 一 流通業務拠点の整備・再整備に関する調査・評価等の実施に要する費用（事務費を含む。）を交付対象とする。
- 二 国は、予算の範囲内で、民間事業者等に対し、前号に定める費用を補助することができる。

7 事務事業

- 一 事業計画策定調査及び拠点整備事業に必要な費用の交付に関する事務事業の実施に要する費用を交付対象とする。
- 二 国は、予算の範囲内で、民間事業者等に対し、前号に定める費用を補助することができる。
- 三 補助金の額は、次に掲げる額の合計とする。
 - （ア）事業計画策定調査及び拠点整備事業に要する費用を交付するための費用
 - （イ）事務費（ア）に掲げる費用の0.1%から3.0%までの範囲内において大臣が定める率を乗じて得た額とする。ただし、この率によることが著しく不相当である場合には、この率によらないことができる。

8 交付規程の承認

前項の事業を行おうとする者は、補助金の交付手続き等について、交付規程を定め、大臣の承認を受けなければならない。なお、変更する場合も同様とする。

第3章 国際競争業務継続拠点整備事業

第19条 補助金の交付対象等

1 整備計画事業調査

- 一 制度要綱第30条に定めるエネルギー導管等整備事業計画の策定及びそのために必要となる調査に要する費用を交付対象とする。
- 二 国は、予算の範囲内で、地方公共団体又は協議会に対し、前号に定める事業の費用の一部を補助することができる。
- 三 補助金の額は、第一号に定める費用の2分の1以内とする。

2 エネルギー導管等整備事業

- 一 制度要綱第31条に定めるエネルギー導管等整備事業で、都市再生安全確保計画に位置付けられる事業のうち、道路事業や都市開発事業等の基盤整備と一体的な整備が必要な基盤施設であるエネルギー導管（未利用熱を取得する導管を含む）、エネルギ

一貯留施設、エネルギー供給施設（再生可能エネルギー施設、コージェネレーションシステム等）、指定公共機関等の施設が既存建築物の場合は、当該施設のエネルギーの面的利用に伴い必要となる熱交換機器・受変電設備及びそれらの付帯施設の整備に要する費用を交付対象とする。

二 国は、予算の範囲内で、地方公共団体、機構、協議会、又は民間事業者等に対し、前号に定める事業の費用の一部を補助することができる。

三 補助金の額は、地方公共団体、機構又は協議会が実施する事業にあつては、第一号に定める費用を補助基本額とし、民間事業者等が実施する事業（地方公共団体が民間事業者等に補助する事業を除く）にあつては、第一号に定める費用の23.0%を補助基本額とし、地方公共団体が民間事業者等に補助する事業にあつては、第一号に定める費用の23.0%のうち当該地方公共団体が民間事業者等に補助する経費、又は第一号に定める費用の3分の2のいずれか低い額を補助基本額とし、予算の範囲内において補助基本額の5分の2以内とする。

3 前項の補助金の交付額の総額は、エネルギー導管等整備事業計画あたり20億円を上限とする。

第12編 削除

第20条から第20条の2まで 削除

第13編 まちなかウォーカブル推進事業

第21条 補助対象

1 総則

補助金の交付対象事業は、制度要綱第13編第42条第1項に規定するウォーカブル推進計画に位置付けられた事業のうち、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）（以下「交付金交付要綱」という。）附属第Ⅱ編表10-（1）（以下「事業一覧表」という。）第1項から第5項までの事業、第9項から第11項までの事業、第14項から第16項（第14項第4号を除く）までの事業、第18項の事業、第21項の事業及び第27項から第30項までの事業とする。

ただし、事業一覧表に掲げる事業について、市町村が実施するとされている事業については、制度要綱第13編第40条に規定する事業主体（以下単に「事業主体」という。）が実施する事業と読み替えて、これを適用する。

2 交付対象事業の特例

一 既存建造物活用事業

まちなかウォーカブル推進事業における既存建造物活用事業の実施については、事業一覧表第14項第3号の規定に関わらず、民間事業者等が行う滞在の快適性等の向上に資する施設等（以下「滞在快適性等向上施設等」という。）（一般公衆の利用に供する部分（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある部分を除く。）に限る。）に関する事業についても交付対象事業とするとともに、事業一覧表第14項第3号の施設に係る規定を準用する。

二 街なみ環境整備事業

まちなかウォーカブル推進事業における街なみ環境整備事業の実施については、まちなかウォーカブル区域が定められた地区を景観地区が定められた地区とみなして、交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ－１６－（９）の規定を適用する。

ただし、当該事業は、滞在快適性等向上施設等に関する事業のうち国土交通省が定めるものに限るものとする。

三 計画策定支援事業

まちなかウォーカブル推進事業における計画策定支援事業の実施については、当該事業を実施する区域が所在する市町村が作成する都市再生整備計画に国土交通省が定める重点的に取り組むテーマ及びテーマに即した目標・指標が設定されている場合に限り、実施が可能なものとする。

なお、まちなかウォーカブル区域を定めていない市町村の区域において、まちなかウォーカブル区域を定めることを目的として実施する場合に限り、制度要綱第１３編第４１条の規定によらず、同条第１項に規定する地区において実施することができる。

四 道路

まちなかウォーカブル推進事業における道路の実施については、事業主体が都道府県である場合に限り、以下のいずれかに該当する道路の整備についても交付対象事業とする。

- ① 都道府県道の新設、改築又は修繕。ただし、地域高規格道路等大規模な事業を除く。
- ② 道路法第１２条ただし書に基づき都道府県が行う国道の新設又は改築。
- ③ 道路法第１３条第１項に基づき都道府県が管理する国道の修繕。

第２１条の２ 補助金の額

国は事業主体に対し、まちなかウォーカブル推進事業に要する費用について補助する場合には、予算の範囲内において、交付金交付要綱附属第Ⅲ編第１章イ－１０－（２）１．ロに規定する式により算出された交付対象限度額以内とする。

第１４編 グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

第２２条 補助金の交付対象等

本編で定める補助金の交付対象はグリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画に基づき実施する制度要綱第４６条各号に掲げる事業に要する費用のうち、次の各号に掲げる事業ごとに当該各号を定める費目（都市局所管国庫補助金交付申請等要領（平成１３年６月２７日国都総第２０００号。以下「都市局要領」という）別表２に掲げる本工事費、附帯工事費、測量設計費の各費目に該当する費用を対象とする。

一 公園緑地の整備

公園緑地の整備に関する本工事費、附帯工事費、測量設計費。ただし、原則として都市公園として管理するものであること（都市計画決定されていないものを含む。止むを得ない場合は、地方公共団体の条例等に基づく公園、緑地として管理するもの）

二 公共公益施設の緑化

公共公益施設の緑化に関する本工事費、附帯工事費、測量設計費。ただし、同施設の敷地及び建築物の緑化を行うものであること。

三 民間建築物の緑化

民間建築物の緑化に関する本工事費、附帯工事費、測量設計費。ただし、公開性があるものに限る（民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について2030年度までに実質ゼロを実現することなどに先行的に取り組む地域等として環境省が選定した地域等（脱炭素先行地域）、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地区のいずれかの地域で行われ、敷地面積の25%以上かつ500㎡以上であり、10年以上にわたり適切に管理されるものを除く）。

四 市民農園の整備

市民農園の整備に関する本工事費、附帯工事費、測量設計費。ただし、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編第1章イー12－（4）2．2に定める事業要件を満たすものに限る。

五 緑化施設の整備

緑化施設の整備に関する本工事費、附帯工事費、測量設計費。ただし、第一号から前号までのいずれかと併せて整備することで目標達成に資するものに限る。

六 既存緑地の保全利用施設の整備

既存緑地の保全利用施設の整備に関する本工事費、附帯工事費、測量設計費。ただし、既存緑地の保全利用施設の整備については、特別緑地保全地区や市民緑地など都市緑地法等の法令に基づき保全している緑地や条例等により保全している緑地において、保全利用施設（雨水貯留浸透施設など緑地の防災・減災機能を発揮するために必要な施設を含む）の整備を行うものに限る。

七 グリーンインフラに関する計画策定

グリーンインフラに関する計画策定に関する測量設計費。ただし、第一号から前号までと併せて実施することで目標達成に資するものに限る。

八 整備効果の検証

整備効果の検証に関する測量設計費。ただし、第一号から第五号までと併せて実施することで目標達成に資するものに限る。

九 認定優良緑地確保計画に基づく緑地の整備等

都市緑地法に基づく認定優良緑地確保計画に記載された緑地確保事業において行う緑地の整備等に関する本工事費、附帯工事費、測量設計費。ただし、心身の健康の増進、コミュニティの形成、こどもの健全な成長等の公益性の高いWell-being向上に資する事業が含まれるものに限る。

第23条 補助金の額

国は、予算の範囲内において、補助事業者に対し、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の実施に要する費用について、施設の整備及び計画策定、整備効果の検証に要する費用の2分の1以内の額を補助することができる。

第15編 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業

第24条 補助対象

- 1 本編で定める補助金の交付対象は、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業計画に基づき実施する制度要綱第50条各号に掲げる事業ごとに、次の各号に掲げる費用とする。
 - 一 3D都市モデルの整備に関する事業
3D都市モデルの整備又は更新に要する費用
 - 二 3D都市モデルの活用に関する事業
都市計画・まちづくり、防災、地域活性化・観光、環境・エネルギー、交通、安全・防犯、民間サービス創出支援その他の地方公共団体における課題解決又は新たな価値創造に資する3D都市モデルの活用に関する費用
 - 三 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化推進事業
3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進するための啓発・研修活動、専門家の派遣、情報収集活動、ウェブサイト作成等の情報発信活動、都市計画基本図・都市計画基礎調査・都市計画決定情報のデジタル化、GISシステムの導入・改修、ワークショップ・ハッカソン・ピッチイベント等の開催等に要する費用
- 2 前項の補助に係る要件は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 前項第一号の事業によって整備される3D都市モデルが都市空間情報デジタル基盤構築支援事業計画に基づき活用されることが見込まれること。
 - 二 国が定める「3D都市モデル標準製品仕様書」及び「3D都市モデル標準作業手順書」に準拠した前項第一号の事業による3D都市モデルの整備が行われることが確実であること。
 - 三 前項第一号の事業によって整備される3D都市モデルが可能な範囲でオープンデータとして公開されることが確実であること。
 - 四 前項第一号の事業によって整備される3D都市モデルが適切に更新され、継続的に活用されることが見込まれること。

第25条 補助金の額

- 1 国は、予算の範囲内において、事業主体に対し、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業の実施に要する費用の2分の1以内の額を補助することができる。
- 2 次の各号に該当する都市空間情報デジタル基盤構築支援事業計画については、早期実装タイプとして、前項にかかわらず、予算の範囲内において、事業主体に対し、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業の実施に要する費用のうち10,000千円までは国費を充当することができる。この場合、10,000千円を超えた分については事業主体が負担するものとする。
 - 一 前条第2項各号に掲げる要件を満たしていること。
 - 二 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業計画の初年度であること。
 - 三 前号の事業によって早期に課題解決や新たな価値創造が図られることが見込まれること。

第16編 地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業

第26条 補助対象

- 1 本編で定める補助金の交付対象は、制度要綱第53条各号に掲げる事業ごとに、次の各号に掲げる費用とする。
 - 一 テレワーク拠点施設の整備に関する事業
テレワーク拠点施設の整備に関する費用。ただし、現に活用されていない公共公益施設を活用したものであること。なお、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（以下この編において「法律」という。）第28条第1項に規定する特定居住支援法人（以下この編において「法人」という。）が整備する場合においては、営利目的を除くものとする。
 - 二 テレワーク拠点施設に併設する関連施設の設置に関する事業
テレワーク拠点施設に併設する移住等に資する施設の設置に関する費用。
 - 三 移住等に資するソフト事業
移住等に資する交流イベントや情報発信に関する費用。
- 2 前項の補助に係る要件は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 前項に定める事業と併せて総合的な移住等促進策を行うこと。
 - 二 法律第22条第1項に規定する特定居住促進計画策定以前において、移住等に関する取り組みを積極的に行っていること。
 - 三 法人においては、前項第一号に定める事業に対して市町村から補助を受けていること。
 - 四 前項第一号、第二号及び第三号すべての事業を実施すること。ただし、第二号及び第三号については、当該補助制度の活用を必須としない。
- 3 第1項第一号で定める事業は、次のすべての要件に該当する区域において行うものとする。
 - 一 都市再生特別措置法第81条第1項に規定する立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域、居住誘導区域、地域生活拠点のいずれか。
 - 二 法律第22条第2項第一号に規定する特定居住促進区域。なお、法律が施行された年度及びその翌年度に限り、指定見込みの区域も対象とする。

第27条 補助金の額

国は、予算の範囲内において、市町村が実施する地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業（以下単に「事業」という。）にあっては、2分の1以内、法人が実施する事業にあっては、3分の1以内の額を補助することができる。

附 則

- 1 施行期日
この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 廃止
都市再構築総合支援事業費補助交付要綱（平成11年3月19日都計発第12号、住

街発第22号 建設省都市局長、住宅局長通達）、街並み・まちづくり総合支援事業費補助交付要綱（平成6年6月24日建設省経宅発第100号、建設省都計発第84号、建設省住街発第72号 建設省建設経済局長、都市局長、住宅局長通達）、土地集約整形化有効利用推進計画作成事業補助金交付要綱（平成11年12月9日建設省都政発第55号 建設省都市局長通達）、都市基盤整備推進公共用財産特定事業費補助金交付要綱（平成8年5月24日建設省会第10号 建設省官房長通達）、都市再生区画整理事業費補助交付要綱（平成11年3月19日建設省都区発第16号 建設省都市局長通達）、次世代都市整備事業費補助交付要綱（平成9年4月1日建設省都政発第17号、建設省都区発第24号 建設省都市局長通達）及び都市構造再編促進事業費補助交付要綱（平成9年4月1日建設省都計発第59号、建設省都再発第27号、建設省都街発第48号、建設省都区発第26号 建設省都市局長通達）は廃止する。

3 経過措置

この要綱の施行前に街並み・まちづくり総合支援事業制度要綱（平成6年6月24日付け建設省経宅発第99号、建設省都計発第83号、建設省住街発第71号）に基づく緑住まちづくり推進事業に対する補助の交付を受け、かつ、制度要綱第3編の規定により都市再生区画整理事業とみなした事業に係る第6条の3第2項第十号の規定については従前の事業の規定による。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成12年11月22日から施行する。

2 都市再生区画整理事業に係る経過措置

この要綱の施行の際、現に施行前の要綱に基づき行われている事業については、当該改正前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成13年4月1日から施行する。

2 都市防災推進事業に係る経過措置

平成12年度以前に災害危険度判定等調査又は都市防災に関する計画策定を行った地方公共団体が平成13年度以降に引き続き行う都市防災に関する計画策定については、なお従前の例とする。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 都市防災総合推進事業に係る経過措置

第10条の2第4項第二号ハに係る改正にあつては、平成13年度以前に都市防災不燃化促進を行った地方公共団体が平成14年度以降に引き続き行う都市防災不燃化促進については、なお従前の例とする。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 15 年 3 月 20 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 都市再生区画整理事業に係る経過措置

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われている事業については、当該改正前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は平成 15 年 12 月 19 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 廃止

都市再開発関連公共施設整備促進事業補助金交付要綱（平成 12 年 3 月 24 日建設省都再発第 21 号、建設省住街発第 22 号建設省都市局長、住宅局長通知）及び田園居住区整備補助金交付要綱（昭和 63 年 6 月 16 日建設省都計発 67 号の 2、建設省都区発第 61 号の 2）は廃止する。

3 経過措置

一 都市再生総合整備事業に係る措置

この要綱の施行の際、廃止前の都市再開発関連公共施設整備促進事業補助金交付要綱に基づき行われている事業については、当該廃止前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

二 都市再生区画整理事業に係る措置

この要綱の施行の際、廃止前の田園居住区整備事業補助金交付要綱に基づき行われている事業については、当該廃止前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

附則

1 施行期日

この要綱は、平成１６年７月１日から施行する。

附則

１ 施行期日

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附則

１ 施行期日

この要綱は、平成１７年４月２７日から施行する。

附則

１ 施行期日

改正後の要綱は平成１８年４月１日から施行する。ただし、第３編第６条の２第１項第二号ロ及び第三号に掲げる規定は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成１８年法律第５４号）の施行の日から施行する。

２ 経過措置

一 都市再生区画整理事業に係る経過措置

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われている事業については、当該改正前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

二 エコまちネットワーク整備事業に係る経過措置

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われている次世代都市整備事業については、平成１９年３月３１日までの間、当該改正前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

附則

１ 施行期日

この要綱は、平成１８年８月２２日から施行する。

２ 暮らし・にぎわい再生事業に係る経過措置

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成１８年法律第５４号）の施行日から３年経過するまでは、本要綱第１１編中「認定基本計画に位置付けられた」を「認定基本計画に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれる」と読み替えるものとする。

附則

１ 施行期日

改正後の要綱は平成１９年４月１日から施行する。ただし、第３条第２項ハ、第３条の３第１項及び第２項第一号の改正規定は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成１９年法律第１９号）の施行の日から施行する。

２ 都市再生交通拠点整備事業に係る経過措置

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われている事業については、当該改正前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 19 年 8 月 6 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 都市再生区画整理事業に係る経過措置

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われている事業については、当該改正前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 20 年 1 月 4 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は平成 21 年 1 月 27 日から施行する。

2 都市再生区画整理事業に係る措置

一 第 6 条の 3 第 2 項第三号に規定する浸水対策施設整備費、公益施設用地の増分の用地率×地区面積×用地単価×1/3 及び同号ハについては、都市開発資金の貸付けに関する法律施行規則第 3 条に規定する土地区画整理事業の施行の推進を図るための事業計画の変更を実施し、又は実施が見込まれる事業を対象とし、平成 20 年度一般会計補正予算（第 2 号）に限る。

二 第 6 条の 3 第 2 項第三号に規定する土壤汚染対策費については、土壤汚染調査を実施した結果、事業を継続するために土壤汚染対策を講じなければならない事業であり、かつ、都市開発資金の貸付けに関する法律施行規則第 3 条に規定する土地区画整理事業の施行の推進を図るための事業計画の変更を実施し、又は実施が見込まれる事業を対象とし、平成 20 年度一般会計補正予算（第 2 号）に限る。

3 民間都市開発緊急促進事業に係る措置

一 平成 20 年度一般会計補正予算（第 2 号）に計上された民間都市開発緊急促進事業の補助金の交付対象は、制度要綱附則に定める地方公共団体、中心市街地活性化協議会又はまちづくり会社が行う特定民間都市開発事業のコーディネート事業とする。

二 前号に掲げるコーディネート事業についての補助金の額は、予算の範囲内において、補助金の交付の対象となる事業に要する費用の 2 分の 1 以内とする。

この場合において、補助金の交付の対象となる事業に要する費用の額は、特定民間都市開発事業のコーディネート事業に要する費用の額とする。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 都市再生区画整理事業に係る措置

第 6 条の 3 第 2 項第三号ハ、ニ及びホについては、平成 22 年 3 月 31 日までの措置とする。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 23 年 7 月 25 日から施行する。

2 都市再生ファンド支援事業に係る経過措置

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われている事業については、当該改正前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

3 まち再生総合支援事業に係る経過措置

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われている事業については、当該改正前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 24 年 2 月 17 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 25 年 5 月 15 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

2 都市再生区画整理事業に係る経過措置

- 一 本改正要綱の施行（平成 26 年 8 月 1 日）の日から平成 28 年度末までの期間において、立地適正化計画を未作成の市町村が、平成 28 年度までに都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を作成すること及び平成 30 年度までに居住誘導区域を定めた立地適正化計画を作成することが確実と見込まれる場合の土地区画整理事業の地区を、立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域の区域内で行われる土地区画整理事業の地区とみなす。
- 二 中心市街地活性化法第 9 条に規定する基本計画に基づいて行われる都市再生区画整理事業に関しては、平成 28 年度末までに認定又は策定された基本計画に基づいて当該基本計画の期間中に行われる事業についてはなお従前の例による。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 都市再生区画整理事業に係る経過措置

本改正要綱（平成 28 年 4 月 1 日）の日から平成 30 年度末までの期間に事業着手する事業であって、制度要綱附則第 3 項第五号を適用する事業（ただし、人口集中地区に係る地区に存しない区域で行われる事業に限る。）の場合、交付要綱第 3 編第 6 条の 3 第 1 項第二号及び第 2 項第二号、並びに第五号及び第七号を適用しない。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 国際競争業務継続拠点整備事業に係る経過措置

第 19 条第 2 項第一号の規定は、平成 29 年度末までは、「都市再生安全確保計画に位置付けられる」を「都市再生安全確保計画に位置付けられる、又は位置付けられることが確実と見込まれる」と読み替えるものとする。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 30 年 7 月 15 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 景観まちづくり刷新支援事業に係る経過措置

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われている事業に対する助成等については、なお従前の例による。

3 まちなかウォークブル推進事業に係る経過措置

本改正要綱の施行（令和 2 年 4 月 1 日）の日から令和 3 年度末までの期間において、まちなかウォークブル区域を定めていない市町村の区域においてまちなかウォークブル推進事業を実施する場合は、令和 3 年度末までにまちなかウォークブル区域を定めることが確実と見込まれる場合には、まちなかウォークブル推進事業の実施が可能なものとする。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は令和 2 年 9 月 7 日から施行する。

1 施行期日

改正後の要綱は、令和 3 年 1 月 2 8 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、令和 3 年 7 月 1 5 日から施行する。

2 都市再生区画整理事業に係る経過措置

本改正要綱施行（令和 3 年 7 月 1 5 日）の際、現に従前の要綱に基づき実施されている事業については、交付要綱第 6 条の 3 第 2 項第五号トに関する規定はなお従前の例による。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 都市再生区画整理事業に係る経過措置

- 一 交付要綱第3編第6条の2第十五項ロに関する規定について、本改正要綱の施行(令和4年4月1日)の日から令和6年度末までの期間に定めた事業計画に基づく事業は、この限りではない。
- 二 この要綱の施行の際、現に従前の要綱に基づき実施されている事業については、交付要綱第3編第6条の3第2項第五号チに関する規定はなお従前の例による。
- 3 まち再生出資事業に係る経過措置
第12条第2項の規定は、民間都市開発推進機構が令和6年度末までに行う支援については、適用しない。
- 4 まちづくりファンド支援事業に係る経過措置
第14条第2項第2号、第14条の2第2項第3号及び第14条の3条第2項第3号の規定は、民間都市開発推進機構が令和6年度末までに行う支援については、適用しない。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業に係る経過措置

当該事業の支援期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日とし、令和11年度中に見直しを行うものとする。

なお、見直しにより当該事業が廃止となる場合、廃止前の要綱に基づき行われている事業については、当該廃止前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、令和6年11月1日から施行する。ただし、第12条第1項第1号及び第22条第1項第9号の改正規定は、都市緑地法等の一部を改正する法律(令和6年法律第40号)の施行の日から施行する。

別表

○第2編第1章（都市再生総合整備事業（総合整備型））の第2条第4項及び第2編第2章（都市再生総合整備事業（拠点整備型））の第3条第1項第1号に係るもの

補助金の交付対象施設及び交付対象費用等

施設 区分	補助金の交付対象施設	交付対象費用等
I 地 域 生 活 基 盤 施 設	地区施設である道路、公園、 緑地、広場 (以下「道路等」という。)	イ 設計費 地盤調査費及び設計に要する費用 ロ 施設整備費 a 用地費 b 道路等の建設に要する費用
	一般公共の用に供する駐車場、 自転車駐車場 (以下「駐車場等」という。)	イ 設計費 地盤調査費及び設計に要する費用 ロ 施設整備費 駐車場及び自転車駐車場の建設工事（購入の場合を含む。）に要する費用 ただし、駐車場については設計に要する費用及びロについては、1事業対象地区当たり お おむね500台の駐車場の整備に要する費用を限度とし、機械設備相当分（全体の4分の1とみなす。）に要する費用とする。
	荷物共同集配施設	イ 設計費 地盤調査費及び設計に要する費用 ロ 施設整備費 a 建設費 荷物共同集配施設の建設に要する費用 b 購入費 荷物共同集配施設を整備するに当たって、建築物の一部を取得する際に要する費用（地方公共団体が取得するものに限る。）

	多目的広場 公開空地（屋内空間を含む）	イ 設計費 地盤調査費及び設計に要する費用 ロ 施設整備費 多目的広場及び公開空地の建設に要する費用
	集会所	イ 設計費 地盤調査費及び設計に要する費用 ロ 施設整備費 集会所の建設工事（購入の場合を含む。）に要する費用 ただし、補助金の額は 50,000 千円を限度とする。
	情報板	イ 設計費 地盤調査費及び設計に要する費用 ロ 施設整備費 情報板の建設に要する費用
	耐震性貯水槽 備蓄倉庫	イ 設計費 地盤調査費及び設計に要する費用 ロ 施設整備費 耐震性貯水槽、備蓄倉庫の建設に要する費用 ただし、次のいずれかの要件に該当する地区内に設置されるものに限る。 a 災害対策基本法（昭和 36 年法律 223 号）第 2 条第 10 号に基づく地域防災計画に定められた避難地若しくは避難路等が、事業の対象地区内又は対象地区に隣接していること。 b 事業対象地区が、鉄道駅の周辺や商業地等多くの人が集まる地区を含んでいること。 c 事業対象地区が、木造建築物が密集している等の防災上危険と認められる市街地を含み、又は隣接していること。
Ⅱ	Ⅰ 又はⅢの施設に付帯して	イ 設計費

高 質 空 間 形 成 施 設	整備される場合（一体的に整備される場合を除く。）における植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニュメント 等 （以下「緑化施設等」という。）	地盤調査費及び設計に要する費用 ロ 施設整備費 緑化施設等の整備に要する費用
	電線類地下埋設施設	宅地区域内で整備又は負担が行われる管路方式で、道路区域内の場合は占用物件となる電線類の地下埋設であるもので、その整備に要する費用（電力管理者が負担する費用を除く。）のうち、次に掲げるものとする。 イ 設計費 地盤調査費及び設計に要する費用 ロ 施設整備費 電線類の地下埋設に要する費用のうち、管路、電線類の材料費及び敷設費及び付帯設備の整備費及び引き込み部の工事に要する費用
	地域冷暖房施設	設計費 設計に要する費用
	I 又はⅢの施設に付帯して整備される場合（一体的に整備される場合を除く。）における歩行支援施設、障害者誘導施設等	イ 設計費 地盤調査費及び設計に要する費用 ロ 施設整備費 歩行支援施設、障害者誘導施設等の整備に要する費用
Ⅲ 高 次 都 市 施	地域交流センター	イ 設計費 基本設計、地盤調査及び実施設計に要する費用 ロ 施設整備費（1 整備地区における補助金の額は 700,000 千円（市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して地域交流センターを整備する場合にあ

設		っては、1,000,000 千円）を限度とする。） a 建設費 地域交流センターの建設工事（条例により附置義務のある地区における駐車施設の整備を含む。）に要する費用 b 購入費 地域交流センターを整備するに当たって、市街地再開発事業等により建設される複合建築物（着工後のものを含み、延べ床面積がおおむね 1,000 ㎡以上であるものに限る。）の一部を取得する際に要する費用 c 空地等整備費 地域交流センターの敷地内に設置される通路（公衆が地域交流センターの出入り等に利用する通路をいう。）、駐車施設（公衆が常時使用できる非営利的駐車場に限る。）及び緑地の整備費のうち、通路及び駐車施設にあつては敷地、側溝、舗装及び付帯設備の工事に要する費用、緑地にあつては造成、植栽及び付帯施設の工事に要する費用
	高度情報センター	イ 設計費 基本設計、地盤調査及び実施設計に要する費用 ロ 施設整備費（1 整備地区における補助金の額は 700,000 千円を限度とする。） a 建設費 高度情報センターの建設工事（条例により附置義務のある地区における駐車施設の整備を含む。）に要する費用 b 情報通信施設整備費 高度情報センターに設置する情報通信機器の整備に要する費用（他の情報通信システムと複合利用を行う場合にあっては、各々の情報通信システムを専用のもので整備した場合に要する費用により按分した額とする。）及び外部の通信幹線

	等と高度情報センターとを結ぶケーブルの整備に要する費用 c 購入費 高度情報センターを整備するに当たって、市街地再開発事業等により建設される複合建築物（着工後のものを含み、延べ床面積がおおむね1,000㎡以上であるものに限る。）の一部を取得する際に要する費用 d 空地等整備費 高度情報センターの敷地内に設置される通路（公衆が高度情報センターの出入り等に利用する通路をいう。）、駐車施設（公衆が常時使用できる非営利的駐車場に限る。）及び緑地の整備費のうち、通路及び駐車施設にあつては敷地、側溝、舗装及び付帯設備の工事に要する費用、緑地にあつては造成、植栽及び付帯施設の工事に要する費用 e 制振・免震構造化工事費 高度情報センターを制振・免震化構造とするために必要な費用 f 防災施設整備費（次のイ、ロに掲げるもの） イ. 消火の用に供する施設のうち、消火及び警報の施設の整備に要する費用 ロ. 避難用施設のうち排煙施設、非常用照明装置、及び防火戸（道路、階段、及び出入口に設けるものをいう。）の施設の整備に要する費用
複合交通センター	イ 設計費 基本設計、地盤調査及び実施設計に要する費用。ただし、地盤調査及び実施設計に要する費用については、それぞれに要する費用にロのS1のS2に対する割合を乗じて得た額 ロ 共用施設整備費 複合交通センターの共用部分（エレベータ

	一、エスカレーター、廊下、階段、ホール、歩行者広場等で、2以上の交通施設利用者が利用するものをいう。）の整備（日本国有鉄道清算事業団用地を活用して土地信託等により建設された複合交通センターの共用部分の取得及び市街地再開発事業等により建設された複合建築物の一部である複合交通センターの共用部分の地方公共団体による取得を含む。）に要する費用で、次式により算出した額 $P = C \times S1 / S2 + E$ ただし P : 共用部分の整備に要する費用 C : 複合交通センターの建築主体工事費（複合交通センターの総工事費から屋内設備工事費及び屋外付帯工事費を減じた額） S1 : 共用部分の延べ床面積 S2 : 複合交通センター全体の延べ床面積 E : エレベーター、エスカレーター等の設備工事費及び条例により附置義務のある地区における駐車場施設の整備に要する費用（共用部分に対して条例による附置義務相当分の整備に要する費用に限る。）
アーバンマネジメントセンター	イ 設計費 基本設計、地盤調査及び実施設計に要する費用 ロ 施設整備費 a 建設費 アーバンマネジメントセンターの建設工事に要する費用 b 情報通信施設整備費

	アーバンマネジメントセンター内に設置する情報通信器の整備に要する費用（他の情報通信システムと複合利用を行う場合にあっては、各々情報通信システム専用のもので整備した場合に要する費用により按分した額とする。）並びに外部の通信幹線とアーバンマネジメントセンターとを結ぶケーブルの整備に要する費用 c 購入費 アーバンマネジメントセンターを整備するに当たって、建築物の一部を取得する際に要する費用
人工地盤、立体遊歩道 （以下「人工地盤等」という。）	イ 設計費 基本設計、地盤調査費及び実施設計に要する費用 ロ 施設整備費 人工地盤等の建設に要する費用

（注）

この表において、「施設整備費」に係る補助金の交付対象費用の額は、既存建造物を活用する場合（ただし、耐震性貯水槽、電線類地下埋設施設、歩行支援施設及び障害者誘導施設等を除く。）にあっては、当該既存建造物の購入、移設及び改築（大規模な修繕を含む。）に要する費用を含むものとする。ただし、この場合の購入に要する費用に係る補助対象の額は、「建設省の直轄の公共事業の施行に伴う損失補償基準の運用方針」（昭和38年4月13日建設省計発第18号）第二の規定に準じて算出した補償費相当額を限度とする。

また「事業対象地区」とは、第2編第1章（都市再生総合整備事業（総合整備型））の第2条第4項における「特定地区」、第2編第2章（都市再生総合整備事業（拠点整備型））の第3条第1項第1号における「整備地区」及び第2編第2章（都市再生総合整備事業（拠点整備型））の第3条の2第1項第2号における「事業地区」を指すものとする。

別表－2

○第11編（国際競争拠点都市整備事業）の第17条第1項第3号に係るもの

事業	率
道路法第56条に規定される事業	道路法第56条に定める補助の割合

道路法施行令第34条の2の3第2項に規定される事業	道路法施行令第34条の2の3第2項に定める補助の割合
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第105条に規定される事業	沖縄振興特別措置法施行令（平成14年政令第102号）別表（第38条関係）に定める負担又は補助の割合

別表－3

○第3編（都市再生区画整理事業）の第6条の3第2項第1号、第2号並びに第3項に係るもの

種 別		工 種	交 付 対 象 の 範 囲
移 転 移 設	移 転	建 築 物 工 作 物 墓 地	公共団体等区画整理補助事業実施細目（平成15年6月10日 国都市第85号。以下「公共細目」という。）第2第1項及び組合等区画整理補助事業実施細目（平成15年6月10日 国都市第85号。以下「組合細目」という。）第2第1項によること。
		仮設建築物	仮設建築物の整備に要する費用
	移 設	電 柱	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。
		鉄 軌 道	
		上 水 道	
		ガ ス	
		下 水 道	
		工業用水道及びかんがい用排水施設	
	設	電 線 等 の 電 気 的 設 備	「日本電信電話公社の解散に伴う措置に関する覚書等について」（昭和60年5月20日付け建設省都街発第15号、道政発第41号）及び「日本電信電話株式会社に係る占用物件等に要する費用の負担の取扱いについて」（平成10年7月21日付け建設省都街発第56号）に基づき、施行者の負担となるべきもの
		高 圧 線	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。
公 共 施 設 工 事	道 路 築 造	土工（切土盛土等）	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。
		敷 砂 利	
		排 水 施 設	
		橋 梁	必要があると認められるもの
		立 体 交 差	施行者の負担となるべきもの
		植 樹	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。
		交 通 安 全 施 設	
	舗 装 河 川 水 路 公 園 そ の	舗装	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。
		河川	
		水路	
		公園	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。
		地区外	
		その	法第135条に規定するもの。

	他	関 連 工 事	
		エリアマネジメント推進公共施設整備管理協定に基づき公共施設の整備及び管理を行う者が行う公共施設工事	施行者の負担となるべきもの (施行者が公共施設管理者と協議し整備する場合の公共施設工事費を限度とする)
整 地	地 宅 地 整 地		公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。
公 開 空 地 整 備	築 造		公共施設工事に準ずる。
供 給 処 理 施 設 整 備	上 水 道、 電気・ガス、 下水道その 他の供給処 理施設		新設及び能力の増強の工事に要する費用のうち、各施設管理者との協議により、施行者の負担となるべきもの（管理者による別途事業として実施すべきものは除く。）
電線類地下埋設施設整備	電線類地下埋設施設整備費		管路方式等による電線類の地下埋設に要する費用とする。ただし、管理者による別途事業として実施すべきものは除き、第6条の2第二号に掲げる経費を限度とする。
立体換地建築物工事	立 体 換 地 建築物工事費		公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。 ただし、第6条の2第四号に掲げる経費を限度とする。
防災関連施設整備	防災関連施設整備費		防災関連施設の整備に要する費用
浸水対策施設整備	浸水対策施設整備費		浸水対策施設の整備に要する費用（ただし、他の工種に該当する費用は除く）
エリアマネジメント活動拠点施設整備	エリアマネジメント活動拠点施設整備費		エリアマネジメント活動拠点施設の整備に要する費用
減 価 補 償	減価補償金		減価補償金の交付に要する費用又は公共施設充当地の取得に要する費用。ただし、金銭交付する場合において、工事完了後、換地処分に至るまでの間に相当の期間を要する場合は、対象としない。
機械器具費	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。		
調 査 設 計			

国際競争拠点都市整備事業（国際競争業務継続拠点整備事業）に係る

新規事業採択時評価 実施要領細目

第 1 評価の対象とする事業の範囲

都市再生推進事業制度要綱第 1 条の 2 第 12 項第三号に規定する国際競争業務継続拠点整備事業とする。

第 2 評価を実施する事業

原則として、事業採択を行う際の「箇所」を 1 つの事業単位とする。

第 3 評価の実施及び結果等の公表

1 評価の実施手続

(1) 評価資料の作成主体

事業主体が評価に係る資料の作成を行う。

(2) 評価に係る資料

評価に係る資料は、次に掲げる内容を整理した資料とする。なお、必要に応じ、資料の追加等ができるものとする。

①事業概要

②別に定める客観的評価指標（案）の確認に必要な資料

2 評価結果等の公表方法

国土交通本省における閲覧等によるものとする。

第 4 評価の手法

1 評価手法

評価は、別に定める客観的評価指標（案）を用いて行うものとする。

2 評価手法研究委員会の設置

評価手法研究委員会に関する規定は、別に定める。

3 評価手法の公表の方法

国土交通本省における閲覧等によるものとする。

第 5 施行期日

本細目は、平成 30 年 6 月 15 日から施行する。

国際競争拠点都市整備事業（国際競争業務継続拠点整備事業）
新規事業採択における客観的評価指標（案）

<事業の効果や必要性を評価するための指標>

評価項目 (各項目でいずれかの 指標を満足すること)	評価指標（該当する指標にチェック）
1. 国際競争力の強化	☐ 災害時におけるエネルギー供給の安定性の向上（BCD の構築） 災害時の業務継続に必要なエネルギー安定供給が確保され、業務継続地区の構築に貢献する。 ☐ エネルギー供給の効率化 地域におけるエネルギー供給効率が向上し光熱費が削減される。 ☐ 企業活動の誘発 グローバルな企業活動等の誘発効果が見込まれる。
2. 防災機能の向上	☐ 災害時におけるエネルギー供給の安定性の向上（BCD の構築）【再掲】 災害時の業務継続に必要なエネルギー安定供給が確保され、業務継続地区の構築に貢献する。 ☐ 災害時支援（必須項目） 災害時のエネルギー供給先に災害発生時の対応の拠点となる、指定公共機関※ ¹ 、災害拠点病院※ ² 、一時滞在施設※ ³ を含み、災害時の拠点となる施設の機能維持に貢献する事業である。 （該当する供給先の施設にチェック） ☐ 指定公共機関 ☐ 災害拠点病院 ☐ 一時滞在施設 ☐ 施設の安全性向上 機械室等の施設の不燃化・耐震化により、防災性が向上する。
3. 都市環境の改善	☐ 環境負荷の軽減 CO2 削減効果、ヒートアイランド抑制効果等が見込まれる。
4. その他	☐ 事業の効率性（必須項目） 便益が費用を上回っている（B/C ≥ 1.0）。 ☐ 上位計画への位置づけ（必須項目） 都市再生特別措置法に基づく都市再生安全確保計画に位置づけられている。 ☐ エネルギー供給の持続性の担保 都市再生特別措置法に基づく非常用電気等供給施設協定等が締結又は検討されており、エネルギー供給の持続性が担保される。 ☐ 地方公共団体の整備方針等への整合 地方公共団体が定める対象地域の整備方針等に整合している。

※1 指定公共機関とは、災害対策基本法（昭和 36 年 11 月法律第 223 号）第 2 条第 5 項に規定する指定公共機関及び同条第 6 項に規定する指定地方公共機関の施設をいう。

※2 災害拠点病院とは、「医政発 0321 第 2 号災害時における医療体制の充実強化について」（平成 24 年厚生労働省医政局長通知）に規定する災害拠点病院をいう。

※3 一時滞在施設とは、帰宅困難者の受入等に関する地方公共団体との協定に規定する一時滞在施設をいう。

国際競争業務継続拠点整備事業の 費用便益分析マニュアル（案）

令和 6 年 4 月

国土交通省 都市局

目次

1	費用便益分析の概要	1
1-1	本マニュアル（案）について.....	1
1-2	対象システムの概要	1
1-3	費用便益分析の基本的な考え方	2
2	便益の算定	4
2-1	災害時の被害軽減便益.....	4
(1)	停電発生時の損失回避便益.....	4
(2)	災害拠点の機能維持に関する便益.....	6
2-2	エネルギー効率化便益.....	7
2-3	環境改善便益	8
3	費用の算定	9
3-1	整備費	9
3-2	維持管理費.....	9
3-3	残存価値	9
4	費用便益分析の実施	10
参考	計算例	12
参考-1	想定する事業.....	12
参考-2	費用便益分析	13

1 費用便益分析の概要

1-1 本マニュアル（案）について

国際競争業務継続拠点整備事業は、災害時の業務継続に必要なエネルギーの安定供給が確保される業務継続地区（BCD）を構築し、国際競争力の強化を図ることを目的に、エネルギー導管等の整備に支援を行うことで、国際競争力強化の実現を図るものである。

本マニュアル（案）は、国際競争業務継続拠点整備事業における「エネルギー導管等整備事業」についての費用便益分析の方法をとりまとめるものであり、費用便益分析における前提条件、便益、費用の考え方などについて整理したものである。

本マニュアル（案）に基づいて分析した結果は、「エネルギー導管等整備事業計画」の認定の判断材料の一つとして用いられることを想定している。また、分析手法については、今後とも検討を加え更新していく予定である。

1-2 対象システムの概要

本マニュアル（案）は、新設または既存の複数の建物に、常時及び非常時に必要なエネルギー（電気・熱）を供給するための自立分散型エネルギーシステムを対象とする。

仮に自立分散型エネルギーシステムを導入しなかった場合、各建物には個別にエネルギーシステムを設置する必要がある。これを「事業無し」の場合とし、自立分散型エネルギーシステムを導入した「事業有り」の場合との比較を行う。下図にその断面イメージを示す。なお、新規の開発ではなく既存ビルを対象とする場合は、新たに自立分散型エネルギーシステムを導入する部分が評価対象となる。

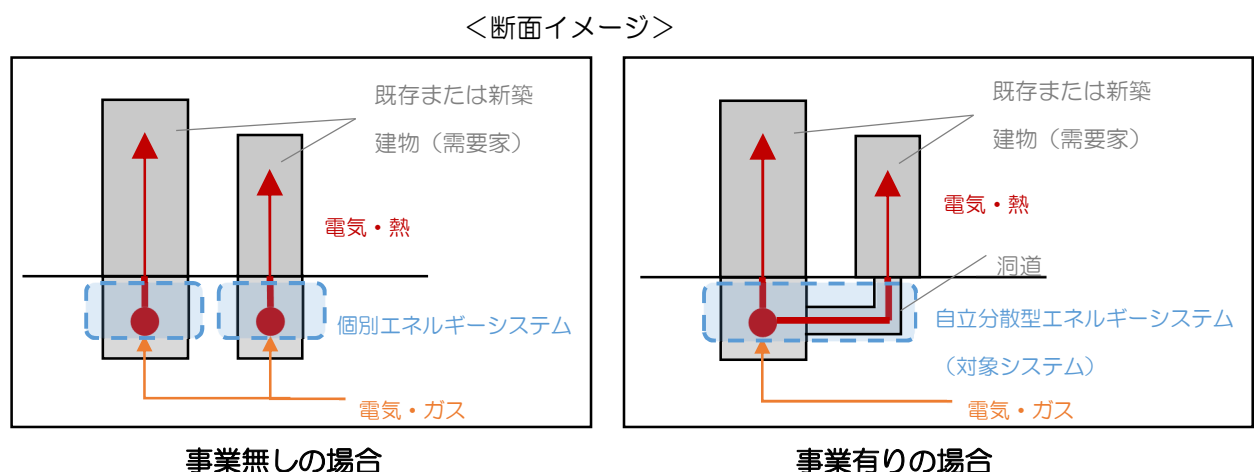


図 対象システムの概要

1-3 費用便益分析の基本的な考え方

費用便益分析は、評価時点を基準年として、事業が実施される場合と実施されない場合における一定期間の便益額と費用額を算定し比較することにより評価を行うものである。

国際競争業務継続拠点整備事業の実施に伴う効果としては、国際競争力の強化、防災機能の向上、都市環境の改善等、多岐にわたる効果が存在する。

本マニュアル（案）では、それらの効果のうち、「災害時の被害軽減便益」、「エネルギー効率化便益」、「環境改善便益」の各項目について、貨幣換算して便益を算出する。

本マニュアル（案）では費用便益分析にあたり、以下の前提条件を設ける。

- 基準年次：評価時点
- 評価期間：50年
- 社会的割引率：4%（ただし、最新の社会経済情勢等を踏まえ、比較のために参考とすべき値を設定してもよい。）

エネルギー導管等整備事業に関する費用便益分析では、事業有り無しの双方について以下のように想定する。

エネルギー導管等整備事業は、そのエネルギーの需要元である建物（需要家）が存在していることが前提であるため、事業無しの場合も、事業有りの場合と同じ需要家の存在およびエネルギー需要量を想定する。すなわち、エネルギー導管等整備とともに新規に施設を整備する事業を対象とした際、事業無しの場合、エネルギー導管等整備は実施しないものの、通常どおり新規の施設整備は行われるものと想定する。そのうえで、費用および便益は、事業有りと事業無しの双方の差分として捉える。例として、費用項目の「整備費」については、事業有りの場合の整備費と事業無しの場合の整備費の差分を算出し、事業有りの場合に追加的に発生する費用を計測する。

なお、事業無しの場合のエネルギーシステムについては、事業が仮に行われなかった場合に想定されうる状況を前提とし、既存のエネルギーシステムや事業有りの場合に導入するエネルギーシステムのほか、地域の実情や建物の規模・用途等に応じた適切なシステムとする。

次図に費用便益分析の手順を示す。

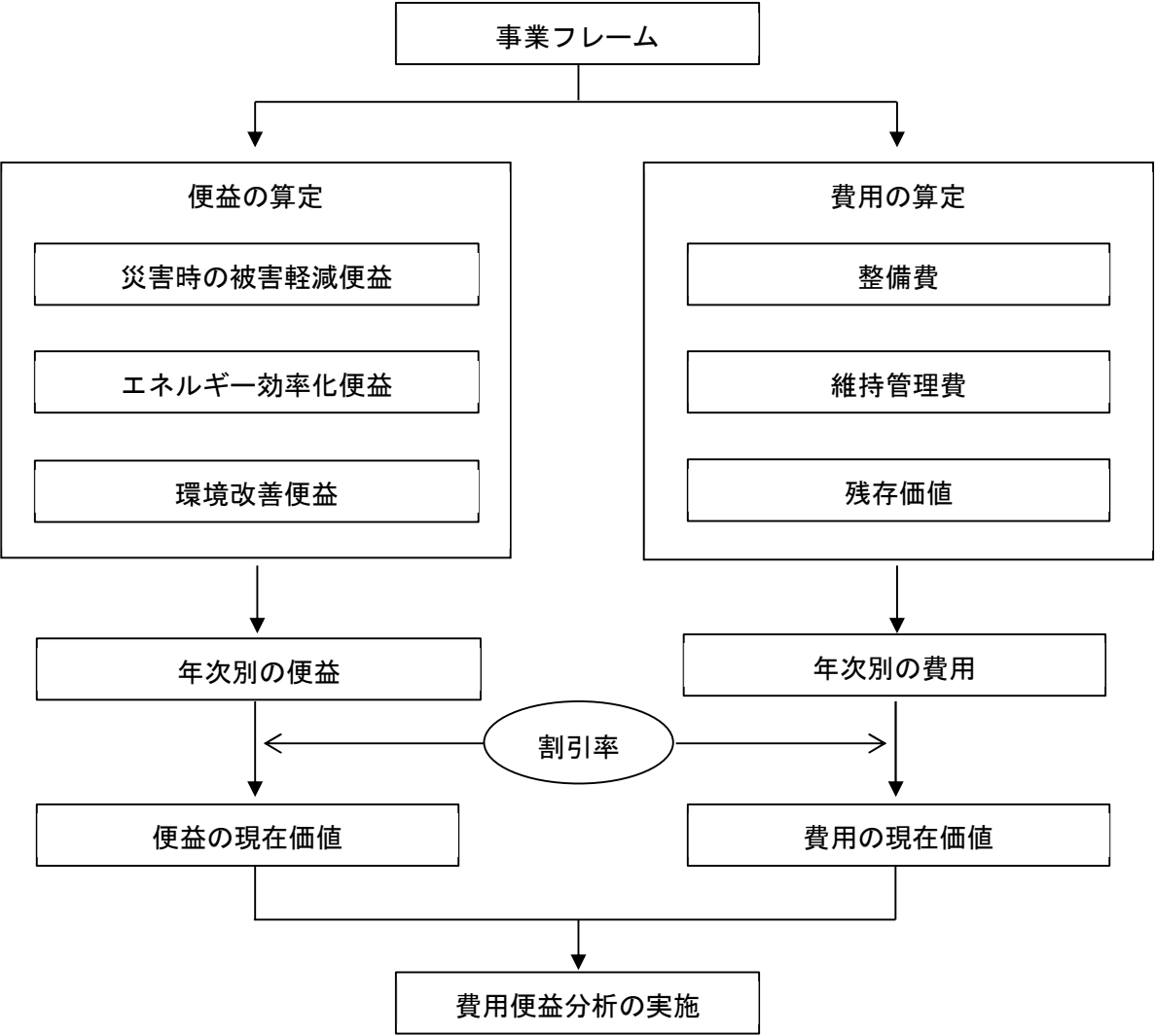


図 費用便益分析の手順

2 便益の算定

以下では、貨幣換算で評価し、費用便益分析における便益として算定する「災害時の被害軽減便益」、「エネルギー効率化便益」「環境改善便益」の各項目について、その算定方法を示す。

なお、便益の計上においては、効果の二重計上の可能性に十分に留意する。

2-1 災害時の被害軽減便益

災害時の被害軽減便益については、「停電発生時の損失回避便益」および「災害拠点の機能維持に関する便益」の2つを計測の対象とする。

(1) 停電発生時の損失回避便益

エネルギー導管等整備や自立分散型のエネルギー供給ネットワークの構築により、大規模地震発生時でもエネルギー供給が確保されることで、業務停止による需要家の損失が回避される効果を計測する。

この効果は、国際競争力の強化および防災性の向上に資すると思料されるが、その便益は停電時も業務が継続できることによる需要家にとっての損失回避額として計測する。

具体の算定式は下式のとおりである。

停電発生時の損失回避便益

$$\begin{aligned} &= \text{平均停電被害原単位 (円/kWh)} \times \text{災害時発電量 (kW)} \\ &\quad \times \text{発電継続時間 (h)} \times \text{平均負荷率} \times \text{年間停電発生確率} \end{aligned}$$

なお、平均停電被害原単位は、各事業の計画に基づき事業区域内の需要家の業種等を考慮し設定することが望ましいが、それが困難な場合には、一般社団法人電力系統利用協議会（2014）¹で示されている需要家にとっての1時間あたりの停電コスト単価を用いてもよい。具体的には、同調査において停電の事前予告無しを前提として大口事業所及び中小事業所それぞれで算出された平均停電被害原単位（大口事業所：84,100 円/kWh、中小事業所：13,600 円/kWh）を採用する。ここで、大口事業所は延床面積3万㎡以上の建物、中小事業所は延床面積3万㎡未満の建物とする。²

当該事業において非常用電力の建物別供給量が把握できる場合には、上述の平均停電被

¹ 一般社団法人電力系統利用協議会（2014）：停電コストに関する調査報告書

² 一般社団法人電力系統利用協議会（2014）の定義に基づき、経済産業省所管のエネルギー管理指定工場（原油換算1500kL/年以上の事業所）を大口事業所、それ以外を中小事業所とし、事務所建物の平均一次エネルギー原単位を約2,000MJ/（㎡・年）と想定した。

害原単位と大口事業所及び中小事業所の非常用電力量を用いることで、当該事業実施箇所全体の平均停電被害原単位を設定することを基本とする。

算定式は下式のとおりである。

平均停電被害原単位（円/kWh）

$$\begin{aligned} &= \{ 84,100 \text{ (円/kWh)} \times \text{全ての大口事業所の非常用電力量の合計 (kWh)} \\ &\quad + 13,600 \text{ (円/kWh)} \times \text{全ての中小事業所の非常用電力量の合計 (kWh)} \} \\ &\div \text{全ての大口事業所及び中小事業所の非常用電力量の合計 (kWh)} \end{aligned}$$

当該事業において非常用電力の建物別供給量を把握することが困難な場合には、上述の平均停電被害原単位と当該事業ごとの大口事業所及び中小事業所の延床面積比率をそれぞれ乗じて合計することにより、当該事業実施箇所全体の平均停電被害原単位を設定してもよい。

算定式は下式のとおりである。

平均停電被害原単位（円/kWh）

$$\begin{aligned} &= 84,100 \text{ (円/kWh)} \times \text{大口事業所の延床面積比率} \\ &\quad + 13,600 \text{ (円/kWh)} \times \text{中小事業所の延床面積比率} \end{aligned}$$

発電継続時間は、地域の実情と事業計画の内容に応じて、実際に想定される発電の継続が可能と考えられる時間を設定する。なお、夜間や休日の存在を考慮すると、この発電継続時間中、上述の平均停電被害原単位だけ均一に損失が発生し続けると想定することは現実的でないと考えられる。そこで、この発電継続時間に期間中の平均負荷率を乗じることにより、発電継続時間を通じた実質的な電力使用量を考慮する。

平均負荷率は、期間中の平均発電量を年間の最大電力量で除した値であり、事業区域内の需要家の業種や営業時間等を考慮し設定することが望ましいが、それが困難な場合には、主要電力会社における過去の実績等に基づいた数値を用いてもよい。

年間停電発生確率は、できるだけ既往調査や過去の実績に基づいた客観的な数値を用いる。なお、年間停電発生確率の設定が困難な場合には、文部科学省地震調査研究本部が公表・作成している「全国地震動予測地図」を用いてもよい。これ以外にも地域独自に科学的根拠に基づき得られた調査結果等がある場合にはそれを用いてもよい。

(2) 災害拠点の機能維持に関する便益

国際競争業務継続拠点整備事業に伴い、需要家以外の周辺住民や周辺の施設利用者に開放された一時滞在施設が整備されることによる、災害拠点機能維持の効果を計測する。

この効果は、地域の防災性の向上に資すると思料されるが、その便益は、非常電源が供給された一時滞在施設が新たに整備されることによる、周辺住民等にとっての便益を計測する。算定の方法として、アンケート調査により支払意思額を算出する CVM（仮想的市場評価法）を用いることが考えられる。

具体の算定式は下式のとおりである。

災害拠点の機能維持に関する便益

$$= \text{周辺住民等の支払意思額（円/世帯・年）} \times \text{影響の及ぶ周辺住民等の規模（世帯）}$$

なお、CVM の適用に際しては様々な課題も指摘されており、アンケート調査の実施およびその結果として算出された支払意思額を適用する際には、「仮想的市場評価法（CVM）適用の指針」（国土交通省）等に沿った慎重な姿勢が求められる。

CVM を用いる上記の考え方以外に、需要家（もしくは行政）が事業無しの場合において本来負担するはずであった一時滞在施設における非常電源の整備費が、事業有りの場合において不要となることによる費用削減として計測するという考え方もある。この場合の算定式は下式のとおりである。

災害拠点の機能維持に関する便益

$$= \text{一時滞在施設面積（㎡）} \times \text{一時滞在施設に供給する非常電源（W/㎡）} \\ \times \text{非常電源設備費単価（円/kW）} \div \text{非常電源設備の耐用年数（年）}$$

なお、この場合の便益は、後述する「整備費」の想定との整合を図り、計上に際しては二重計上とならないよう十分に留意する必要がある。

2-2 エネルギー効率化便益

エネルギー効率化便益については、具体的には「光熱費削減便益」を対象とし、エネルギー導管等整備や自立分散型のエネルギー供給ネットワークの構築により、事業区域内でのエネルギー供給効率が向上し、光熱費が削減される効果を計測する。

この効果は、業務中枢拠点においてエネルギー供給効率が向上し光熱費が削減されることにより国際競争力の強化に資すると思料されるが、その便益は事業区域全体での光熱費の削減分として計測する。

エネルギー導管等整備事業を実施しない場合（個別エネルギーシステム導入時）では、事業区域内の各需要家は既存の電気・ガス供給会社から直接生産活動に必要な電気・ガスを購入する。これに対し、エネルギー導管等整備事業を実施する場合（自立分散型エネルギーシステム導入時）では、新たに地域エネルギー供給会社が、既存の電気・ガス供給会社から電気・ガスを購入して、エネルギーを生産し、事業区域内の需要家に一括してエネルギー供給を行うこととなる。この地域エネルギー供給会社によるエネルギー生産・供給の効率化によって、事業区域全体で光熱費が削減される金額を便益として計測する。

この便益額から後述する「維持管理費」を差し引いたものが、事業運営により得られる「地域エネルギー供給会社にとっての利益」および低廉な熱料金が設定された場合の「需要家にとっての光熱費削減額」の合計であると捉えることもできる。

具体の算定式は下式のとおりである。

$$\begin{aligned}\text{光熱費削減便益} &= \text{事業有りの「光熱費」} - \text{事業無しの「光熱費」} \\ \text{「光熱費」} &= \text{電力消費量} \times \text{電力価格} + \text{ガス消費量} \times \text{ガス価格}\end{aligned}$$

ここで、電力およびガスそれぞれの消費量および価格は、事業有り無しの双方の場合とも、各事業の計画に基づいて設定する。

なお、事業無しの場合は、各事業者が建物別にエネルギーシステムを設置することを想定する。その際、建物負荷や熱源容量、熱源効率等は、事業有りの場合と整合が取れるよう留意する。

2-3 環境改善便益

環境改善便益は、自立分散型のエネルギー供給ネットワークの構築により、当区域全体でのエネルギー消費量が削減され、環境負荷が軽減される効果を計測する。

この効果は、都市環境の改善に資すると思料されるが、その便益は、CO₂排出量削減として計測する。

具体の算定式は下式のとおりである。

環境改善便益

$$= \text{CO}_2 \text{ 排出削減量 (ton-CO}_2\text{/年)} \times \text{CO}_2 \text{ の貨幣価値原単位 (円/ton-CO}_2\text{)}$$

CO₂ 排出削減量の算出に際して使用する換算係数等は、各事業の実情に応じて設定することとする。

また、CO₂ の貨幣価値原単位は、「公共事業評価の費用便益分析に関わる技術指針」（国土交通省）の「10,600 円/t-C」（2006 年価格）を用い、2,890 円/ton-CO₂（2006 年価格）とする。

なお、本事業の趣旨を鑑みると、事業によって生じる便益として、上記以外にも「被災可能性に対する不安」の軽減なども考えられる。この「被災可能性に対する不安」の軽減効果の計測手法については、仮想的市場評価法（CVM）や、保険市場データを用いたアプローチなどが考えられるが、現在までに得られた研究実績・成果が少ないため、評価手法の確立、評価値の精度向上が進められるまでの間は、停電発生時の被害額にその発生確率を乗じた「期待被害額」の軽減分のみを便益とする。³

³ 詳細は「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（共通編）」参照

3 費用の算定

費用として計上する項目は以下のとおりである。

3-1 整備費

エネルギー導管等の整備にかかる費用として、下記の項目について、事業有りの場合と事業無しの場合の差分を計測する。

- ・ 調査設計計画費：施設・設備整備に要した調査・設計費を計上する
- ・ 工事費：施設・設備整備に要した工事費を計上する。
(受変電設備、発電設備、熱源設備、電力自営線、地域配管、エネルギーセンター設置に要する建物躯体等)
- ・ 事務費：施設・設備整備に際し、要した事務費用を計上する。

なお、事業有りの場合の整備費には、需要家が負担する改修費用も含むものとする。

3-2 維持管理費

熱源設備等の維持管理にかかる費用として、熱源設備等の修繕費等について、事業有りの場合と事業無しの場合の差分を計測する。

維持管理費は、各事業の計画に基づき設定する。事業無しの場合は、既存施設・設備の実際の維持管理に要する費用が把握できている場合にはそれを計上する。人件費についても算出可能であれば計上する。

なお、上記以外に、事業有りの場合と事業無しの場合で、用地費、解体撤去費等に差が生じる場合は、それらを費用として計上する。

3-3 残存価値

事業有り無しの双方の場合において、評価期間終了時に耐用年数を迎えていない施設・設備について、その後も使用継続により便益が発生し続けることから、評価期間終了時点での残存価値を費用から控除する。

本来は評価期間以降に発生する純便益を計測することが望ましいとされるが、それが困難な場合は、償却資産については各施設・設備の耐用年数をもとに、減価償却の概念を援用し、評価期間終了時点の資産額を計測する。

なお、本事業における各施設・設備の耐用年数は、法定耐用年数⁴に加え、事業者が根拠を示すことができる場合には、その事業者が想定する実質的な耐用年数を設定する。

⁴ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令 15 号）参照

4 費用便益分析の実施

各年次の便益を次式により社会的割引率 4%（ただし、最新の社会経済情勢等を踏まえ、比較のために参考とすべき値を設定してもよい。）で割り戻し、便益の現在価値を算出する。

$$BPV_n = \sum_{t=0}^T \left\{ \frac{B_{nt}}{(1+r)^t} \right\}$$

BPV_n : 便益 n の現在価値(円)

B_{nt} : 基準年度から t 年目の項目 n の便益(円)

t : 基準年次を 0 年とする年次(年)

r : 社会的割引率(= 0.04)

T : 基準年次から評価期間の最終年次までの年数 (年)

各年次の費用を次式により社会的割引率 4%（ただし、最新の社会経済情勢等を踏まえ、比較のために参考とすべき値を設定してもよい。）で割り戻し、費用の現在価値を算出する。また、残存価値については同様に割り戻し、費用から控除する。

$$CPV_n = \sum_{t=0}^T \left\{ \frac{C_{nt}}{(1+r)^t} \right\}$$

CPV_n : 費用 n の現在価値(円)

C_{nt} : 基準年度から t 年目の項目 n の費用(円)

t : 基準年次を 0 年とする年次(年)

r : 社会的割引率(= 0.04)

T : 基準年次から評価期間の最終年次までの年数 (年)

次式により、費用便益比を算出する。

○費用便益比 = (便益の現在価値) / (費用の現在価値)

上記のほか、事業の投資効率性を様々な視点から判断できるように、以下の指標についても併記する。

○純現在価値 = (便益の現在価値) - (費用の現在価値)

さらに、必要に応じ、以下の指標についても併記する。

○経済的内部収益率 = (純現在価値の値がゼロになるような割引率の値)

なお、費用便益分析の実施においては感度分析を実施することとし、以下の表の設定例を参考として条件を想定する。

表 対象となる変動要因と変動幅の設定例

項目例	変動幅等の設定例
電気・ガス価格	電気・ガス価格の 10%程度減少あるいは上昇による便益への影響
整備費	整備費の 10%程度減少あるいは上昇による便益への影響
工期	1.5 倍程度遅延することによる費用及び便益への影響

参考 計算例

以下では、計算例として、仮想的な事業を想定し、費用便益分析の算定方法を例示する。

参考－1 想定する事業

(1) 事業の概要

想定する事業の概要は以下とする。

- ・ 本事業は、首都圏において、一時滞在施設を含む複数の業務商業用途の建物（総延床面積 300,000 m²）に対し、エネルギー導管等の整備により区域全体でエネルギーの面的利用を行うことで、国際競争力の強化や防災性の向上に資するものである。
- ・ 工事の着手年は 2018 年度、工事期間は 2 年間、供用開始は 2020 年度、評価基準年を 2017 年度とする。
- ・ 地域エネルギー供給会社がエネルギー供給事業を開始することで、区域全体でのエネルギー効率化が図られるとともに、災害時には非常電源により事業継続性が担保されるほか、一時滞在施設の開放により地域防災拠点として機能することが想定される。

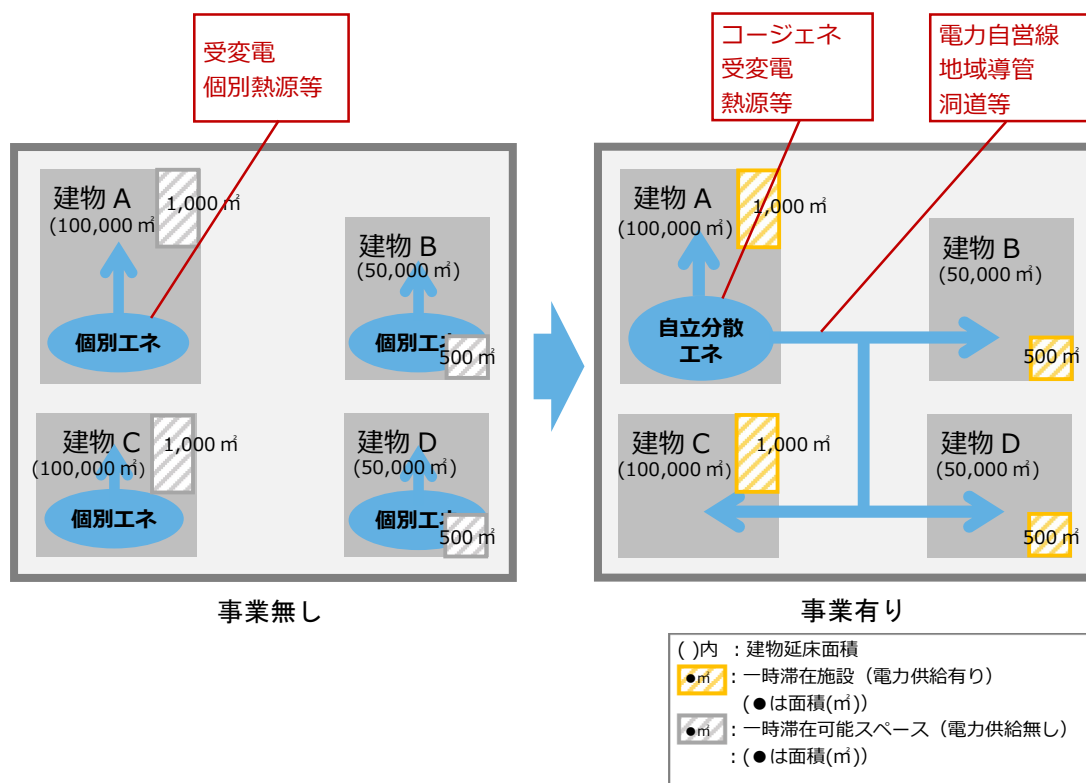


図 想定する事業無しと事業有りのイメージ

参考－２ 費用便益分析

（１）災害時の被害軽減便益

a) 停電発生時の損失回避便益

下式により計測する。

停電発生時の損失回避便益

$$\begin{aligned} &= \text{平均停電被害原単位（円/kWh）} \times \text{災害時発電量（kW）} \\ &\quad \times \text{発電継続時間（h）} \times \text{平均負荷率} \times \text{年間停電発生確率} \end{aligned}$$

なお、平均停電被害原単位は想定する建物４棟がいずれも延床面積３万㎡以上であることから大口事業所の平均停電被害原単位 84,100 円/kWh を用いる。災害時発電量はピーク時の 50% の発電量（6,000kW）を想定し、発電継続時間は１週間（168 時間）、平均負荷率は東京電力の 2016 年度実績より 61% とした。年間停電発生確率は、地震調査研究推進本部地震調査委員会資料⁵より、南関東における M7 程度の地震の平均発生間隔を用い、1/27.5 回/年と設定した。

各項目は、下表のように想定され、停電発生時の損失回避便益は 1,880,415 千円／年（84,100 円/kWh×6,000 kW×168 h/回×61%×1/27.5 回/年）と算定される。

表 停電発生時の損失回避便益の算定

項目	数値
平均停電被害原単位（円/kWh）	84,100
災害時発電量（kW）	6,000
発電継続時間（h/回）	168
平均負荷率（%）	61
年間停電発生確率（回/年）	1/27.5
停電発生時の損失回避便益（千円/年）	1,880,415

⁵ 地震調査研究推進本部地震調査委員会（2014）：相模トラフ沿いの地震活動の長期評価（第二版）について（平成 26 年 4 月 25 日）

b) 災害拠点の機能維持に関する便益

一時滞在施設の非常電源整備にかかる費用削減額を計上する。

算定式は下式のとおりである。

災害拠点の機能維持に関する便益

$$\begin{aligned} &= \text{一時滞在施設面積 (m}^2\text{)} \times \text{一時滞在施設に供給する非常電源 (W/m}^2\text{)} \\ &\quad \times \text{非常電源設備費単価 (円/kW)} \div \text{非常電源設備の耐用年数 (年)} \end{aligned}$$

各項目は、下表のように想定され、災害拠点の機能維持に関する便益は 200 千円／年 (3,000 m² × 10 W/m² × 200,000 円/kW ÷ 30 年) と算定される。

表 災害拠点の機能維持に関する便益の算定

項目	数値
一時滞在施設面積 (m ²)	3,000
一時滞在施設に供給する非常電源 (W/m ²)	10
非常電源設備費単価 (円/kW)	200,000
非常電源設備の耐用年数 (年)	30
災害拠点の機能維持に関する便益 (千円/年)	200

(2) エネルギー効率化便益

下式により光熱費削減便益を計測する。

$$\begin{aligned}\text{光熱費削減便益} &= \text{事業無しの「光熱費」} - \text{事業有りの「光熱費」} \\ \text{「光熱費」} &= \text{電力消費量} \times \text{電力価格} + \text{ガス消費量} \times \text{ガス価格}\end{aligned}$$

各項目は、下表のように想定され、エネルギー効率化便益は 470,000 千円／年 (1,090,000 千円/年－620,000 千円/年) と算定される。

表 光熱費削減便益の算定

		事業無し	事業有り
電力	消費量 (MkW/年)	50,000	20,000
	価格 (円/kWh)	20	16
	光熱費 (千円/年)	1,000,000	320,000
ガス	消費量 (kN m ³ /年)	1,500	6,000
	価格 (円/N m ³)	60	50
	光熱費 (千円/年)	90,000	300,000
合計	光熱費 (千円/年)	1,090,000	620,000
光熱費削減便益 (千円/年)			470,000

(3) 環境改善便益

下式により計測する。

環境改善便益

$$= \text{CO}_2 \text{ 排出削減量 (ton-CO}_2\text{/年)} \times \text{CO}_2 \text{ の貨幣価値原単位 (円/ton-CO}_2\text{)}$$

CO₂ 排出削減量を新たに算出する必要がある場合には、CO₂ 排出原単位を用い、下式により計測する。

$$\text{CO}_2 \text{ 排出削減量 (ton-CO}_2\text{/年)}$$

$$= \text{電力消費削減量 (kWh/年)} \times \text{CO}_2 \text{ 排出原単位 (kg-CO}_2\text{/kWh)}$$

$$+ \text{ガス消費削減量 (Nm}^3\text{/年)} \times \text{CO}_2 \text{ 排出原単位 (kg-CO}_2\text{/ Nm}^3\text{)}$$

なお、電力・ガスそれぞれの CO₂ 排出原単位は、当該エネルギー供給事業者が採用している値に基づいて設定する。

各項目は、下表のように想定され、環境改善便益は 13,005 千円／年（4,500 ton・CO₂/年 × 2,890 円/ton・CO₂）と算定される。

表 環境改善便益の算定

項目	数値
CO ₂ 排出削減量 (ton-CO ₂ /年)	4,500
CO ₂ の貨幣価値原単位 (円/ton-CO ₂)	2,890
環境改善便益 (千円/年)	13,005

(4) 便益の現在価値化

以上から、便益の現在価値の算定例は下表となる。

表 便益の算定

		現在価値便益（千円）												
項目	現在 価値率	1.1 (1) 停電発生時の損失回避			1.1 (2) 災害拠点の機能維持			1.2 光熱費削減			1.3 CO2削減			
		事業なし	事業あり	差額	事業なし	事業あり	差額	事業なし	事業あり	差額	事業なし	事業あり	差額	
事業あり/なし														
単年度便益		0	1,880,415	1,880,415	0	200	200	-1,090,000	-620,000	470,000	-80,053	-67,048	13,005	
便 益 発 生 年	2014 年度	1.125												
	2015 年度	1.082												
	2016 年度	1.040												
	2017 年度	1.000												
	2018 年度	0.962												
	2019 年度	0.925												
	2020 年度	0.889	0	1,671,682	1,671,682	0	178	178	-969,006	-551,178	417,828	-71,167	-59,605	11,561
	2021 年度	0.855	0	1,607,386	1,607,386	0	171	171	-931,737	-529,979	401,758	-68,430	-57,313	11,117
	2022 年度	0.822	0	1,545,564	1,545,564	0	164	164	-895,901	-509,595	386,306	-65,798	-55,109	10,689
	2023 年度	0.790	0	1,486,119	1,486,119	0	158	158	-861,443	-489,995	371,448	-63,267	-52,989	10,278
	2024 年度	0.760	0	1,428,961	1,428,961	0	152	152	-828,310	-471,149	357,161	-60,834	-50,951	9,883
	2025 年度	0.731	0	1,374,001	1,374,001	0	146	146	-796,452	-453,028	343,424	-58,494	-48,991	9,503
	2026 年度	0.703	0	1,321,155	1,321,155	0	141	141	-765,820	-435,604	330,216	-56,244	-47,107	9,137
	2027 年度	0.676	0	1,270,341	1,270,341	0	135	135	-736,365	-418,850	317,515	-54,081	-45,295	8,786
	2028 年度	0.650	0	1,221,482	1,221,482	0	130	130	-708,043	-402,740	305,303	-52,001	-43,553	8,448
	2029 年度	0.625	0	1,174,502	1,174,502	0	125	125	-680,811	-387,250	293,561	-50,001	-41,878	8,123
	2030 年度	0.601	0	1,129,328	1,129,328	0	120	120	-654,626	-372,356	282,270	-48,078	-40,267	7,810
	2031 年度	0.577	0	1,085,893	1,085,893	0	115	115	-629,448	-358,035	271,413	-46,229	-38,719	7,510
	2032 年度	0.555	0	1,044,128	1,044,128	0	111	111	-605,238	-344,264	260,974	-44,451	-37,229	7,221
	2033 年度	0.534	0	1,003,969	1,003,969	0	107	107	-581,960	-331,023	250,937	-42,741	-35,797	6,943
	2034 年度	0.513	0	965,355	965,355	0	103	103	-559,577	-318,291	241,285	-41,097	-34,421	6,676
	2035 年度	0.494	0	928,226	928,226	0	99	99	-538,055	-306,049	232,005	-39,516	-33,097	6,420
	2036 年度	0.475	0	892,525	892,525	0	95	95	-517,360	-294,278	223,082	-37,997	-31,824	6,173
	2037 年度	0.456	0	858,197	858,197	0	91	91	-497,462	-282,960	214,502	-36,535	-30,600	5,935
	2038 年度	0.439	0	825,189	825,189	0	88	88	-478,329	-272,077	206,252	-35,130	-29,423	5,707
	2039 年度	0.422	0	793,451	793,451	0	84	84	-459,931	-261,612	198,319	-33,779	-28,291	5,488
	2040 年度	0.406	0	762,934	762,934	0	81	81	-442,242	-251,550	190,691	-32,480	-27,203	5,276
	2041 年度	0.390	0	733,590	733,590	0	78	78	-425,232	-241,875	183,357	-31,230	-26,157	5,074
	2042 年度	0.375	0	705,375	705,375	0	75	75	-408,877	-232,572	176,305	-30,029	-25,151	4,878
	2043 年度	0.361	0	678,245	678,245	0	72	72	-393,151	-223,627	169,524	-28,874	-24,183	4,691
	2044 年度	0.347	0	652,159	652,159	0	69	69	-378,030	-215,026	163,004	-27,764	-23,253	4,510
	2045 年度	0.333	0	627,076	627,076	0	67	67	-363,490	-206,756	156,734	-26,696	-22,359	4,337
	2046 年度	0.321	0	602,958	602,958	0	64	64	-349,510	-198,804	150,706	-25,669	-21,499	4,170
	2047 年度	0.308	0	579,767	579,767	0	62	62	-336,067	-191,158	144,910	-24,682	-20,672	4,010
	2048 年度	0.296	0	557,468	557,468	0	59	59	-323,142	-183,805	139,336	-23,733	-19,877	3,855
	2049 年度	0.285	0	536,027	536,027	0	57	57	-310,713	-176,736	133,977	-22,820	-19,113	3,707
2050 年度	0.274	0	515,411	515,411	0	55	55	-298,763	-169,938	128,824	-21,942	-18,377	3,565	
2051 年度	0.264	0	495,587	495,587	0	53	53	-287,272	-163,402	123,869	-21,098	-17,671	3,427	
2052 年度	0.253	0	476,526	476,526	0	51	51	-276,223	-157,118	119,105	-20,287	-16,991	3,296	
2053 年度	0.244	0	458,198	458,198	0	49	49	-265,599	-151,075	114,524	-19,506	-16,338	3,169	
2054 年度	0.234	0	440,575	440,575	0	47	47	-255,384	-145,264	110,120	-18,756	-15,709	3,047	
2055 年度	0.225	0	423,630	423,630	0	45	45	-245,561	-139,677	105,884	-18,035	-15,105	2,930	
2056 年度	0.217	0	407,337	407,337	0	43	43	-236,116	-134,305	101,812	-17,341	-14,524	2,817	
2057 年度	0.208	0	391,670	391,670	0	42	42	-227,035	-129,139	97,896	-16,674	-13,965	2,709	
2058 年度	0.200	0	376,606	376,606	0	40	40	-218,303	-124,172	94,131	-16,033	-13,428	2,605	
2059 年度	0.193	0	362,121	362,121	0	39	39	-209,907	-119,396	90,510	-15,416	-12,912	2,504	
2060 年度	0.185	0	348,193	348,193	0	37	37	-201,833	-114,804	87,029	-14,823	-12,415	2,408	
2061 年度	0.178	0	334,801	334,801	0	36	36	-194,071	-110,389	83,682	-14,253	-11,938	2,315	
2062 年度	0.171	0	321,924	321,924	0	34	34	-186,606	-106,143	80,463	-13,705	-11,479	2,226	
2063 年度	0.165	0	309,542	309,542	0	33	33	-179,429	-102,061	77,369	-13,178	-11,037	2,141	
2064 年度	0.158	0	297,637	297,637	0	32	32	-172,528	-98,135	74,393	-12,671	-10,613	2,058	
2065 年度	0.152	0	286,189	286,189	0	30	30	-165,892	-94,361	71,532	-12,184	-10,204	1,979	
2066 年度	0.146	0	275,182	275,182	0	29	29	-159,512	-90,731	68,780	-11,715	-9,812	1,903	
2067 年度	0.141	0	264,598	264,598	0	28	28	-153,377	-87,242	66,135	-11,264	-9,434	1,830	
2068 年度	0.135	0	254,421	254,421	0	27	27	-147,478	-83,886	63,591	-10,831	-9,072	1,760	
2069 年度	0.130	0	244,636	244,636	0	26	26	-141,805	-80,660	61,145	-10,415	-8,723	1,692	
合 計			37,347,835	37,347,835		3,972	3,972	-21,649,021	-12,314,122	9,334,899	-1,589,972	-1,331,673	258,299	
												便益	46,945,005	

※表中では光熱費削減便益については、光熱費の「事業無し」列および「事業有り」列にはそれぞれの場合の光熱費の金額を負の値として入力し、便益額である「差額」列は「「事業有り」－「事業無し」」の計算結果が入力されている。CO2 削減便益の入力の考え方も同様である。

(5) 残存価値

減価償却（定額法）の概念を援用し、評価期間終了時点の資産額を計測する。

なお、各施設・設備の耐用年数に関しては、事業者が想定する事業計画に基づく実質的な耐用年数を設定した場合とする。

下表のように想定され、評価期間終了時点の残存価値は 2,400,000 千円（300,000 千円 + 500,000 千円 + 600,000 千円 + 1,000,000 千円）と算定される。

表 残存価値の算定

区分	細目	整備費の 差額 (千円)	更新回数	分子：評価期間終了 時点での残存年数(年) 分母：耐用年数 (年)	残存価値 (千円)
建物躯体(事務所用、RC 造、SRC 造)		800,000	0 回	0/50	0
電気 設備	自営線	600,000	2 回	10/20	300,000
	受変電設備	1,500,000	1 回	10/30	500,000
	発電設備 (コージェネ レーションシ ステム)	1,200,000	2 回	10/20	600,000
	発電設備 (非常用)	0	1 回	10/30	0
機械 設備	地域配管	500,000	0 回	0/50	0
	熱源設備	2,000,000	2 回	10/20	1,000,000
合計額					2,400,000

(6) 費用の現在価値化

整備費の項目別費用を評価年価格（ここでは2017年度価格）で整理する。

維持管理費については、事業者が想定する事業計画に基づき設定する。なお、整備費に対する維持管理費比率は1.5%として計算した。

表 費用の設定

	事業無し	事業有り
整備費（千円）	1,650,000	6,600,000
維持管理費（千円/年）	24,750	79,500

以上から、費用の現在価値の算定例は下表となる。

表 費用の算定

項目	事業有り/なし	2.1 建設費（千円）										現在価値費用（千円）					2.2 維持管理費（千円）					
		事業無し		電気設備 （C06）		機械設備		合計	事業有り		電気設備 （C06）		機械設備		合計	現在 価値率	事業無し	事業有り	総額	事業無し	事業有り	総額
区分	建物躯体	電気設備 （C06）	機械設備	合計	建物躯体	電気設備 （C06）	機械設備	合計	建物躯体	電気設備 （C06）	機械設備	合計	現在 価値率	事業無し	事業有り	総額	事業無し	事業有り	総額	事業無し	事業有り	総額
費用	50	20	0	20	50	20	30	50	50	20	30	50	2,000,000	6,600,000					24,738	79,560	54,750	
2014年度	150,000			1,650,000				1,650,000														
2015年度																						
2016年度																						
2017年度																						
2018年度	75,000		750,000	825,000	400,000		750,000	800,000			1,000,000	2,750,000	0.962	793,268	2,644,231	1,850,942						
2019年度	75,000		750,000	825,000	400,000		750,000	600,000			1,000,000	3,850,000	0.925	762,738	3,559,541	2,789,783						
2020年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22,000	70,675	48,675			
2021年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21,186	67,951	46,800			
2022年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20,243	65,343	45,000			
2023年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19,565	63,625	44,000			
2024年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18,886	60,471	42,500			
2025年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18,005	58,090	40,000			
2026年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17,286	55,885	38,600			
2027年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16,645	53,707	36,800			
2028年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16,072	51,642	35,560			
2029年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15,499	49,655	34,100			
2030年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14,949	47,466	32,500			
2031年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14,283	45,909	31,600			
2032年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13,743	44,144	30,400			
2033年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13,242	42,446	29,200			
2034年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,769	40,813	28,100			
2035年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,217	39,243	27,000			
2036年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,747	37,724	25,900			
2037年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,286	36,261	24,800			
2038年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,841	34,887	24,000			
2039年度	0	0	0	1500000	1,500,000	0	800000	1,200,000	0	0	2000000	3,800,000	0.422	632,931	1,803,430	7,904,917	10,443	33,545	23,100			
2040年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,046	32,205	22,100			
2041年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,656	31,015	21,300			
2042年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,284	29,822	20,500			
2043年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,921	28,675	19,700			
2044年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,584	27,572	18,900			
2045年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,254	26,511	18,250			
2046年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,940	25,480	17,650			
2047年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,631	24,511	16,800			
2048年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,337	23,569	16,230			
2049年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,048	22,662	15,680			
2050年度	150000			130,000			1500000	1,600,000				1,500,000	0.283	42,738	427,887	384,820	7,055	21,796	15,000			
2051年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,784	20,952	14,400			
2052年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,526	20,152	13,800			
2053年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,272	20,147	13,870			
2054年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,024	19,372	13,400			
2055年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,786	18,627	12,820			
2056年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,576	17,910	12,330			
2057年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,381	17,221	11,860			
2058年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,155	16,558	11,400			
2059年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,957	15,922	10,960			
2060年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,782	15,316	10,540			
2061年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,583	14,731	10,130			
2062年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,407	14,155	9,740			
2063年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,257	13,610	9,270			
2064年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,087	13,081	8,900			
2065年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,917	12,583	8,660			
2066年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,767	12,099	8,330			
2067年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,622	11,634	8,010			
2068年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,489	11,187	7,700			
2069年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,349	10,726	7,400			
2070年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,229	10,347	7,100			
合計	300,000		4,500,000	4,800,000	800,000	1,800,000	3,000,000	5,600,000	500,000	6,000,000		15,700,000		2,520,362	8,966,574	6,445,992	491,572	1,578,968	1,587,446			
算定価額	0	1	2	2	0	2	1	2	0	1	2	0	2				2,520,362	8,966,574	6,445,992	491,572	1,578,968	1,587,446
維持年費	0	10	10	10	0	10	10	10	0	10	10	0	10				6,130	104,077	312,232	206,145		
維持総額	0	50,000	0	750,000	800,000	0	300,000	500,000	600,000	0	1,000,000		2,400,000	6,130	104,077	312,232	206,145					
費用																						

(7) 費用便益分析の実施

評価期間の 50 年間における費用便益比等を算定する。

$$\begin{aligned}\text{費用便益比} &= (\text{便益の現在価値}) / (\text{費用の現在価値}) \\ &= 46,945 \text{ 百万円} / 7,325 \text{ 百万円} \\ &= 6.41\end{aligned}$$

費用便益比は 6.41 と算定され、事業の効率性が確認される。

【参考】

$$\begin{aligned}\text{純現在価値} &= (\text{便益の現在価値}) - (\text{費用の現在価値}) \\ &= 46,945 \text{ 百万円} - 7,325 \text{ 百万円} \\ &= 39,620 \text{ 百万円}\end{aligned}$$

$$\text{経済的内部収益率} = 40.3\%$$